

この際お諮りいたします。内閣提出の畜産物の価格安定等に関する法律案及び芳賀貢君外十一名提出の畜産物価格安定法案並びに内閣提出の大豆なたね交付金暫定措置法案の各案審査のため本日御意見を承ることにさせていただきます。参考人のうち、北海道農業協同組合中央会会長高橋雄之助君より、都合により本日出席できない旨の連絡がありましたので、この際、同中央会参事鈴木善一君より参考人として本日各案についての御意見を聴取することにいたしますと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○野原委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○野原委員長 内閣提出、畜産物の価格安定等に関する法律案、芳賀貢君外十一名提出、畜産物価格安定法案、及び、内閣提出、大豆なたね交付金暫定措置法案を議題として審査を進めます。

これより三法案についてそれぞれ参考人の方より御意見を承ることいたします。本日御出席をいただいております参考人の方は、お手元に配付してあります参考人名簿の通りでありますので、御了承願います。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。本日は御多用にもかかわらず参考人として御出席いただき、まことにありがとうございます。今後の農政に重要な関連を有しますこれらの法案につきまして、深い識見と御経験を有せられます参考人の各位より、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を承り、もって法案審査の貴重な参考に供したいと存する次第でございます。

それでは、畜産関係二法案から参考意見を順次承ることといたします。

なお、参考人各位には、最初委員長の名前順に一人十分以内程度にお述べいただき、あとで委員の質問に応じていただきますと存じます。

まず、参考人渡辺勘吉君よりお願いいたします。渡辺勘吉君。

○渡辺参考人 御紹介いただきました渡辺でございます。

常日ごろ農政問題について要請をいたしております立場として、参考意見を述べさせていただきます。

述べる機会を与えていただきまして、誠に非常に感謝をいたしますとともに、与えられた事柄の重要性を考えますと、非常に浅学であり経験に未熟な立場からこれから申し上げることについて非常に恐縮をするわけであります。せっかくの機会でありまして、与えられた時間の範囲内で畜産物価格安定法案についての意見を述べさせていただきますと思ひます。

ただいまの臨時国会で、われわれ農業関係者は、農業基本法に関連いたしますところの実体法が次々と審議されているその事柄の内容につきまして、異常なまでの関心を持ってその経過を見守っております。それといふのも、農業憲章的な農業基本法が個々具体的にどう肉付けされるかということが、これからのわれわれの進む方向というものはほとんどゆるぎないものにならざるを得ないという動向が決定されようとしているからであります。従いまして、数多く提案されている法案の中でも、とりわけわれわれの関心のも

深いものの一つが、本日これから参考意見を申し上げる畜産物価格安定法案だと思ひます。

農業基本法は大へん新しいハイカラな言葉を使っておりますが、その中でも農業生産の選択的拡大という言葉な

んかは大へんハイカラな言葉であります。この基本法でうたっておりますところの農業生産の選択的拡大というところは、農業基本法に描かれた農政の最も大きな柱の一つだと理解をいたします。その意味するものは、手取り早く言えば、売れないものの作付はやめて、売れるものに切りかえるということとであります。

選択的拡大を実施いたしますためには、それが円滑にできるように、生産を拡大する作物の価格なり流通なりの政策を強化する必要があると存じます。畜産がこの選択的拡大のスポット・ライトを浴びて最も期待される成長部門として登場いたしましたことは、ほとんど異論がないわけであります。それだけに、この畜産発展にはきわめて内在する問題が多くあるわけであります。

申し上げるまでもなく、農業は、他産業に比較いたしまして、自然的に、経済的に、社会的に、不利な制約を受ける特異の性質を持った産業であります。この農業の背負う各種の不利益に対し、経済面からの制約を補正し、所得の向上に資せしめようというのが価格政策であります。従いまして、農業基本法のいうところの選択的拡大の對象部門であるところの畜産物の価格安定施策がどういふ内容で実体法にうたわれるかということがわれわれ関係者の重大な関心と呼ぶと冒頭に申したのもこのゆえんであります。

まず第一に、この畜産物価格安定制度に対する基本的考え方から申し上げますと、三十五年の十二月二十六日、会中といたしましては、畜産物価格安定制度の確立に関する要請を国会に対していたしております。その要点というものをまとめて再びここで御紹介いたしますと、第一は、生乳あるいは肉豚等農家の生産物の価格は、その再生産を確保するということに価格のめどを置いてほしい。第二点は、買入れの對象は、生乳あるいは枝肉というものを対象品目にしてほしい。それから、買入れ機関は、これは本来的には政府の特別会計を設けることが望ましいのであります。特別会計を一步譲って事業団という扱いをいたした場合には、その出てくる年間の損失補てんを措置する措置を講じていただきたい。要約してこの三つにしようとした三十五年十二月の要請の基本線は、系統農協としてこの法案に対する原則的な態度であり、これは今も変わっていないわけであります。

そこで、まず買入れ価格のきめ方についてであります。示された政府案によりまして、一体どこに算定の指標を置いておるかきわめて不明確であります。一方、乳製品の製造経費のはじき出し方につきましては、標準生産費、――その製造の実費を調査をいたしまして、それを基準として定めるといふ、いわゆる生産費方式であります。この、一方、生乳における価格のきめ方というものは、過去五十年のいわゆる市場価格と申しますか、そういうものを建前としておるといふことは、同じこの生乳あるいは乳製品という一連の生産に対する価格としてはグリーンシ

ブルが一貫していないということが考えられるわけであります。価格をきめる指標となるものは、今のところどうしても生産費以外にはないと理解をいたすのであります。従いまして、ただいま北海道からも要請があったようでありまして、所得補償、生産費を補い所得を補償するといふシステムをこの畜産物の価格の中に一挙に具現できないといたしまして、さしあたりはやはり生産費を基準とした価格のきめ方を法文に明確に打ち出してほしいと思ひます。

次に、買入れと売り渡しについてであります。その買入れの對象品目に対しましては、生乳、練乳、飲用牛乳を買入れ品目に入れるべきであると存じます。その理由としては、生乳につきましましては、乳業会社から乳製品を買入れ入るのことは、これは会社の在庫調整に役立つだけでありまして、生乳価格の安定ということには、三十三年度の体験から見ましても、ならないと存じます。生産者団体の委託加工品を受け入れればよいという考えも、これはかなりあまいのではないかとはいふに考えられます。練乳につきましては、いつも乳価の値下げが練乳のダンプングという手段によつてはかられておる経過からかんがみまして、この練乳が飼料商品であるという理由だけでこれを対象品目からはずすということとは、納得がいかなないのであります。

なお、飲用牛乳につきましましては、乳製品だけを對象としていることに對して、市乳地帯の生産者はかなり不満を持っておるわけであります。また、たな上げ保管だけでは価格は回復しないわけでありまして、これは、すみやか

にこれを処理する機能が十全に發揮されなければ、その安定を期することが非常に困難であるというふうに考えます。

それから、次に、買い入れ方式についてありますが、これは買い入れを義務づける必要がどうもあるというふうに考えます。買い入れることができるという原案だけでは、この点が非常にすっきりしない。やはりこれを義務づける必要があるかと考えます。

それから、売り渡しの方法についてありますが、学校給食等特定用途向けの売り渡しを明文化していただいた方がよいと考えます。在庫をいつまでも抱えておる状態を予想しては、これは絶対価格の回復がおぼつかないわけでありまして、多少の価格差補給金を財政支出をするという態度が必要で問題でありまして、この結果過渡的には二重価格制というものが現われても、これは当然ではないかというふうに考えるわけでございます。

それから、次に、買い入れ機関の点であります。この点につきましても、すでに農産物については食糧法あるいは農産物価格安定法というものによりまして政府に特別会計を設けて価格安定政策をおとりにしておるのではありませんが、農産物でこのようにした措置を畜産物にも及ぼし政府が直接管理するという考え方を、重要畜産物についてやはりこの安定の措置の中にうたっていたらどうかではないか。そういう建前から申しますと、原案では事業団ということになっておりますが、冒頭に申しましたように、政府が直接管理するという方式がどうしてもおとり願

えないといいたしまして、事業団という一つの機関を新設されまして乳価の安定措置を講ずることになった場合でも、その安定機能を發揮することによって生ずる当然の損失というものは、これは毎年政府によって一般会計からこれを補てんするという措置を法文の中に明確に現わしていただく必要があるかというふうに考えるわけでございます。

なお、その他の問題であります。牛乳につきましても、あるいは食肉につきましても、本来ならばやはりそれらの調整をする機能というものは農協が果たすべきでありまされども、現状におきましては一挙にこれらを農協の自主的な機能によって果たすことができないという実態にあるわけでありまして、その点は調整なり保管なりということを自主的にやることとしたとしても、それらの経費は現行では明らかに採算割れであります。従いまして、現状におきましては、これはやはり政府の強力なバック・アップなしには調整ということとは困難な実態であります。で、やはり、この調整機能を中心とする諸施設については、行政において全責任を持ってその設備が完備するような措置をおとりを願いたいというふうに考えます。

与えられた時間を経過をいたしましたのでこれ以上は申しませんが、価格を決定する際の審議会の構成については、その中心は生産者団体を中心に委員を構成していただくとともに、なお国会の代表にも当然委員に入っていただいてこの価格審議会の審議というものを運営するような構成をはかってい

ただきたいというふうに考えておるわけでありまして。

冒頭に申しましたように、農業生産の選択的拡大のホープとして目されておる畜産部門に對しまして、ただいま政府でお考えになっておりますように十億程度の予算措置、酪農基金からの繰り入れ等によって事業団を創設して価格の安定をはかるということでは、あまりにもこれは貧弱の感を免れないと感じます。どうしても、これは、事業団に担当させるといたしまして、赤字を顧慮せずこの安定の機能を十分發揮するというためには、かなり思い切った成長部門に對する措置をここで積極的の講じていただきたい。農業基本法でいうところの経済的な不利を補正するというためには、基本法の各条文の中にある農業保護というものを積極的にこの畜産物価格安定法の基本に据えて、そうしてあくまでも私たち畜産物価格安定法に望んでやまないものであります。

以上で私の参考意見を終わらせていただきます。

○野原委員長 続いて寺村秀雄君に願います。寺村秀雄君。

○寺村秀雄君 我、たいたい御紹介にあずかりました全販連の畜産部長の寺村でございます。参考意見を申し述べさせていただきます。

農業生産の選択的拡大が提唱されまして、その具体的選択品目としまして、畜産物の生産の拡大という指標が大きく取り上げられたのでございますが、農家はこれによりまして一種の安心感を持ったというような状況である

わけでございます。さらにはまた、それを飛躍いたしまして、その経営の中に最も合理的な姿で畜産を取り入れることによりまして、いわゆる所得倍増というものの達成も必ずしも不可能ではないという期待をも持って畜産生産に邁進しかけておるような状況であるわけでございます。つきましては、国の意思の最高決定機関としての国会の諸先生方におかれましては、この農家の期待を単なる期待にすぎなかつたというふうな結果が出ないように、今後とも万般の諸施策の樹立をさらに広く深くお進めいただけるようお願いいたします。

この意味におきまして、畜産局の三十六年度の予算が、事業団出資の五億円を除きまして四十五億にすぎないというこの数字につきましては、われわれ生産者関係といたしましては非常に心ざびしいものを感じておるような状況であるわけでございます。おおよそ、畜産事業の安定的発展というものを期待いたしますには、生産面の対策と消費面の対策との二つに大別されようかと思われ次第でございますが、生産面の対策といたしまして最も必要なものの一つとして考えられますのは、低利でしかも長期の金融であらうかと

思われるわけでございます。農家が畜産事業を開始するにあたりまして、まずもって最も悩みます問題は施設費の問題であるわけでございます。これをたとえて申し上げますれば、鶏を飼うといたします場合に、おおよそ標準的な施設費として、鶏舎あるいはケージの購入費等でございますが、一羽当たり五百円ぐらいの金を必要とするわけでございます。従いまして、ここで五

百羽養鶏を実施しようとする場合には、おおよそ一羽当たり五百円の五百倍ですから二十五万円の金を必要とするということに相なるわけでございます。かりにここに八反歩の米作農家が

あるといたしまして、生産されました米の全量をあげて政府に売る、かようにした場合、おおよそ二十五万円ぐらいの収入になるかと思われるわけでございます。かくしますれば、いわゆる標準農家、――八反歩は標準以上であらうかと思いますが、標準農家の米作収入をあげて五百羽養鶏の施設にぶち込まなければならぬというふうな状況が見られるわけなんです。この例で示します通り、畜産事業を開始するにあたりましての施設費の重要性というものは、きわめて大きい問題であるわけでありまして。西独はどでなくとも、せめて近代化資金というふうなルートを開かれまして多少の前進はされましたことを喜んでおるのでございますが、それにいたしまして、七分五厘の金融で事業がペイするというふうな農業経営ではないことを残念にいたす次第でございます。こらあたり

の点を特に御高配願えすればと念願する次第でございます。

さて、当面の問題になります。第二の流通面の対策、これをさらに大別いたしますれば、価格対策と、この対策が実効をあげるために必要とするところの並行対策としての生産者団体の共販を強く盛り上げる対策が必要であらうかと思われまして、この二つの対策は車の両輪のような格好と考えられる次第でありまして、この両方が相整備されて初めて流通面の対策はなれりというふうな格好が出てく

るんじゃないかと思われなければならない。私の以下申し述べます畜産物価格安定法案に対する具体的な意見も、この二つの対策を並行して実施していただきたいということを骨子としたしておるわけでございます。

これを具体的に申し述べさせていただきます。第一は価格問題でございます。政府提出法案の第三条第四項によりますれば、価格の決定にあたりましては、「生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮して定める」、

かように相なっております。これにつきましては、社会政策にありましますところの、生産費を基準とし再生産を確保することを旨として定める、再生産が可能な価格で定めるところに法律案の修正を願えますればとお願いいたす次第でございます。その理由につきましては、渡辺参考人からも申し述べましたので、省略させていただきます。

次に、この価格の構成に関連いたしてであります。政令で価格を定められます場合に、当然のこととして、まずもって農家産先価格というものが算定せられまして、それに指定場所までの運賃、諸掛り、欠減等の損失といったものが積み重ねられた数字となろうかと思ふのでございます。この場合に、

運賃、諸掛りに問題があるわけでございまして、やはり、作業として技術的にある程度のプール計算はやむを得ないと思われわけでございます。しかしながら、全国的に見まして、運賃、諸掛りに地帯別等に大きなバラエティがある場合におきまして、これを十ば一からげのプール計算で算出するといふ行き方は少しラフではあるまいか、かように考えられるわけでござい

ます。従いまして、そういう内容に定まらざるは、運賃関係は二本建であるいは三本建というものを考えていただく。――グループ別のプール。従いまして、出てきました最終的な価格というもののやはり二本建、三本建ということになるかと思われわけでござい

ます。このように、実態に即したところで全国至るところの農家が同じ生産費をカバーしてもらえんというような全体の組み立てをお願いいたしたいと思ふわけでございます。

特に、この点につきまして、乳製品の問題につきましては委託加工方式というものが法律案には出ておるのでございますが、この委託加工を可能ならしめるための措置をいたしまして、広域的な集乳というものが必要とされるということが考えられるわけでござい

ます。現在の原料の流れ以上に広い地域から一カ所の加工工場に集中するといふことが実際問題として必要になろうかと考えられるわけであります。かように見ますれば、先ほどお願いいたしました運賃関係の組み立て方というものは特に慎重を要する、実態に即して

運賃を組み立てていただきたい、かようにお願いいたす次第でございます。第二点といたしましては、指定品目の問題でございます。これも渡辺参考人から申し述べましたので詳しいことは省略させていただきますが、少なくとも練乳を政府買い上げ対象の指定品目の中に初めから入れていただく。政府案によりますれば、政令によって入れることが可能であるといふ含みは残っておりますけれども、練乳につきましては、あとから政令で入れるという含みに残すべき問題ではな

かろう、かように考えておるわけでござい。と申しますのは、生産者団体が乳の加工工場を持っておりま

す。この加工工場を持っておりま

す。この加工工場を持っておりま

す。この加工工場を持っておりま

ては、そういういわゆる琴柱にかわ

して琴を鼓すというような機構にな

らないように、あるいは運営に当たる

人間がそういう形にならないようにと

いう方向で特に考えを願いたいとい

うことでございます。毎日流れてお

るものでございます。しかも、ある意

味におきまして、いわゆる畜産物で

ござい。その中におきまして自己

の責任と経験とにおいて迅速果敢に

理をする、しかもみずから挺身して

に当たるといふようなことが、事業

団の役員の方には強く要請される

のでございます。これが逆に、官僚

機構と申して

は失礼でございますが、そういった

のの出店のような格好に相なります

なれば、むしろこれはやはり政府

直接買上げという一本の線の方が

よりベターであるといふふうに考

えられるわけであります。

次に、事業団方式でございますが、

これも渡辺参考人から申し述べまし

たので詳しいことは省略させていただきます

ますが、いずれにいたしまして、事

業団方式をとる場合に最も問題とさ

れますのは、その機構並びに運営が

どうなるであらうかといふことで

ござい。率直に申しまして、役所の

機構に準ずるようなものでござい

ましては、この仕事はなかなか円滑に

参らな。極端に言いますれば、芝浦へ

行つて豚を買つてということになる

わけでありま。私ども職員が芝浦で

血にまみれて豚の販売をやつてお

ります。こういう仕事はお役人さん

に準ずるよう。あるいはお役人さん

に準ずるよう。あるいはお役人さん

に準ずるよう。あるいはお役人さん

に準ずるよう。あるいはお役人さん

に準ずるよう。あるいはお役人さん

に準ずるよう。あるいはお役人さん

に準ずるよう。あるいはお役人さん

に準ずるよう。あるいはお役人さん

に準ずるよう。あるいはお役人さん

を前段に打ち出しまして、小さな波を防ぐというような機能を十分發揮したいと考えておるわけでございませう。そのことによりまして、結局政府買い上げ数量も減らし得る可能性が出てくるのではないか、かように考えておるわけでございませう。

最後にございませうが、競合品の輸入禁止また抑制問題についてお願いしたいのでございませう。伝えられるところによりまして、三十七年、来年の秋から鶏卵がA.A.制になるといふようなことを伺っております。もしこれが事実といたしますれば大へんなことであるかと思われるわけでございませう。われわれの年輩の者にとりましては、戦前、中共卵、當時は支那卵でございませうが、支那卵が日本の鶏卵市場を席巻したことはなまなましい記憶としてあるわけでございませう。現中共の政治組織からいたしまして、それがどうなるかというところを考へますと、非常に危険性が考えられるわけでございませう。国家貿易といたしまして、いわゆるソーシャル・ダンピングの格好において日本に持つてくるというところもまた最高者の決意一つでできるわけでございませう。そのような危険が感ぜられるわけでございませう。しかも、これを別といたしまして、アメリカなり何なりから冷蔵卵が大量に安く入ってくる危険性すら感ぜられるわけでございませう。もしかように相なりますれば、鶏卵の生産事業は壊滅に瀕することに相なりかと思ふわけでございませう。この点におきまして、こういう競合品の輸入禁止を必要とするものは絶対にA.A.制にしないという方向で御検討願いたい、ぜひとも実現をお

願いたしたいと思ふわけでございませう。肉類にいたしましては、やはり牛肉につきましては現状通り外貨割当制を将来とも続けていただくことによりまして、牛の生産の安定もあらうかと思われるわけでございませう。何と申しましても、わが国の農業生産物は、そのよって立つ基礎の脆弱さからいたしまして、これを国際的にほうり出しますれば、すべて壊滅に瀕する危険性のあつたことは今さら申し上げるまでもないところでございませう。世界各國とも農産物につきましては手厚い保護政策をとつておるような事情もあつた。い

わんや、日本においてはさらに手厚い保護政策というものが必要とされ、それによつて社会秩序も保たれ、国民全体の繁栄も期待されるというところであらうかと思われるわけでございませう。これらの点につきまして、何分ともよろしく御高配をお願いいたしたいのでございませう。

以上申し上げました諸点の実現につきまして格段の御考配を賜わたく、意見を申し述べさせていただきます次第でございませう。

○野原委員長 次は瀬尾俊三君にお願いいたします。でき得るだけ簡潔にお願いいたします。お願いします。

○瀬尾参考人 私、日本乳製品協会の会長をいたしております瀬尾俊三でございます。畜産物価格安定法案についての所見と、御留意をせびわすらわしいと思ひます点を七カ条ばかり申し上げたいと思ひます。

【委員長退席、田口(長)委員長代り着席】

まず第一に、この法案の中に流れております思想とでも申しますか、元

来、酪農と乳業は常に共存共栄の立場にあるものかと私は考えておりますが、その立場においてお互いに発達が期せられるのでございまして、一方的な繁栄というものはあり得ないと思ひております。いわゆる一蓮託生の運命にあるのでありますが、この法案の内容は、あるいはその思想において兩者を何かに対抗的に、対立的に取り扱つて、需要と供給の關係に対する考慮、また特に兩者の提携強化に対する御配慮が欠けておるのではなからうかといううな点がうかがえるのであります。この考え方は、今後のわが国の酪農発展の基本をなす問題であらうかと思ひるのでございまして、この点特に格別の御留意をお願い申し上げたいと思ひます。

第二の点は、日本の酪農の安定に非常に重大な影響を及ぼすと思ひます貿易自由化の問題であります。貿易自由化問題は、わが国の酪農、乳業の将来に対する重大問題でございませう。これは、今さら私が申し上げるまでもありません。しかし、まだその基本的な対策を明確にされておらないのであります。政府当局におきましては、当分自由化しないということは申されますが、現実には近年相当大量の乳製品が輸入されておるのであります。これは一面実質的に自由化への第一段階にあるようにも思われるのであります。ことに、ガットあるいはIMF等の国際情勢あるいは世界各酪農国の生産がやや過剰状態にあると見られております今日、これらをよく判断いたしますと、その点は甘く考えておられないものがあると思ひ配されるのであります。これは、今後の酪農、乳業のあり

方、乳価安定上重大な問題がありますので、その対策、方針等明確にしたいだき、まず海外競争に耐え得る酪農、乳業自体の體質改善をはかり、その上に本質的に価格の安定を期することが本筋であらうかと考えるのであります。この点につきまして格段の御配慮をわすらわしいと存じます。

次に、第三の点であります。乳価安定の基本についてであります。積極的な酪農の保護育成助長のために、原料乳価は生産費を保障する、価格の安定維持をするということには私も異論はないのであります。むしろその実現を希望するものでありますけれども、反面、酪農の伸展には、その製品の消流が円滑に行なわれることが根本的な条件であらうかと思ひるのであります。従いまして、この製品の市場価格から算出される原料乳価がきつめて妥当性があり、むしろ物価決定の経済原則とも考えられておるのであります。この兩者の乳価の差が常に存在することになりますので、この価格差を政府も何らかの施策をもつて保障するということが農業政策であらうかと思ひれるのであります。すなわち、経済の実態は、単に基準価格や安定価格を決定することによつて解決のできない問題があることが考えられるのであります。まして、たとえば、乳業者が生産費の問題を考慮いたしまして乳価を上げたにいたしまして、それに伴つて飼料も上がる、実質的に酪農家に実収がなないというようなことではいけないので、飼料対策、ことに粗飼料に対する大きな考慮、それらについてもその施策が相伴つていくことが望ましいとい

うことも考えられる次第なのでございませう。

第四の点であります。政令、省令等の明示について御希望を申し上げたいと思ひます。この法案は今後の運営に問題があると思ひるのであります。法案には、その内容を明示しない多くの政令、省令または農林大臣の認定にゆだねられてゐる事項がたゞさんありまして、これらの基準を明確にしたいだきまして、失礼な言葉であります。独断的な行き過ぎの起こらないように御配慮願ひたい。私も、法案を通過いたしまして、政令とかあるいは省令とかいふものの内容の明示、運営の仕方というものがわかりませんので、はたしてどういふ方向にいくのであらうかというところを心配する者であります。この運営にあたりまして、こういう点をよく関係者に徹底するような方式をぜひお願いしたいと願ひ者でございませう。ただ、その中に、一例をあげますと、先ほどの参考人から意見の出でおります調整工場という言葉、これらにつきましても、その運営いかんによつては非常にマイナスの面も出てくるかと思ひるのであります。が、それらの運営面等も、私も一向にわかりませんので意見は申し上げられませんが、そういう点についても慎重を期していただきたいと考える次第でございませう。

その次の第五でございませうが、安定価格の決定について、これは法の第三條に關するものでございませうが、この法案によりまして農林大臣が決定する原料乳の安定価格または基準価格は著しく強い強制力を持つものだと判断するのであります。その決定方法、具体

的な基準算出の方法等は、すべて政令にゆだねられて、政政の考え方は明示されておられません。従って、この法案制定後毎年決定される価格は、政治的な力関係において経済事情とは無関係にゆがめられて定められる危険性はな

かと思える次第でありまして、酪農振興上とるべき政治的、政策的な施策は別途国政審議機関において決定され、この価格審議会とは明らかに切り離して行なうべきものでないかと思ふ次第であります。

といたしまして、一応概括的に意見を申し述べた次第でございます。

〇田口(農)委員長代理 次に、北海道農業協同組合中央会参事鈴木善一君にお願いいたします。

〇鈴木参事 たいだいま御紹介にあずかりました鈴木であります。

定乳製品の輸入について一応お願い申し上げたいと思ふ。わが国の発展過程にありまざる酪農の現状から申しますと、その生産と消費は必ずしも並行いたしておりません。この需給の対策として、一部の乳製品の輸入は、現在のところ避けられないような状態にございまして、やまやまですと、管理貿易の特権のもとに特殊なものに利益を与えるおそれもあるようでありまして、あるいは、輸入後の配分におきましても、既存の消流ルートを混乱させたり、あるいは輸入品の横流し、逆流等の好ましくない事態を現在すでに見つつあるのでございまして、輸入問題は、国内の生産需給並びに市場価格の影響等、メーカー及び酪農家に非常な大きな関係を持つものでありますので、その輸入方式、時期、数量、取り扱い等、実情に即して適切公明に行なわれるよう、特に御配慮をお願いいたします。

〇田口(農)委員長代理 次に、北海道農業協同組合中央会参事鈴木善一君にお願いいたします。

〇鈴木参事 たいだいま御紹介にあずかりました鈴木であります。

〇田口(農)委員長代理 次に、北海道農業協同組合中央会参事鈴木善一君にお願いいたします。

〇鈴木参事 たいだいま御紹介にあずかりました鈴木であります。

第六の点であります。畜産物価格審議会について一言申し上げたいと思ふ。この法案におきまして価格審議会の責任はきわめて重大でありまして、この審議会が従来の例のように単に形式的なものとならないよう、また、これも失礼な言葉かも知じませんが、官庁の隠れみの的な存在とならないように、その運営及び委員構成には特に慎重な御配慮をお願いしたいと存じます。その考え方をいたしましては、価格決定は、直接これと関係のある委員が需給事情と経済の実勢を判断して純然たる経済的ベースの上に審議決定されることが最も妥当ではなからう

〇鈴木参事 たいだいま御紹介にあずかりました鈴木であります。

〇田口(農)委員長代理 次に、北海道農業協同組合中央会参事鈴木善一君にお願いいたします。

〇鈴木参事 たいだいま御紹介にあずかりました鈴木であります。

〇田口(農)委員長代理 次に、北海道農業協同組合中央会参事鈴木善一君にお願いいたします。

〇鈴木参事 たいだいま御紹介にあずかりました鈴木であります。

〇田口(農)委員長代理 次に、北海道農業協同組合中央会参事鈴木善一君にお願いいたします。

〇鈴木参事 たいだいま御紹介にあずかりました鈴木であります。

〇田口(農)委員長代理 次に、北海道農業協同組合中央会参事鈴木善一君にお願いいたします。

〇鈴木参事 たいだいま御紹介にあずかりました鈴木であります。

〇鈴木参事 たいだいま御紹介にあずかりました鈴木であります。

〇田口(農)委員長代理 次に、北海道農業協同組合中央会参事鈴木善一君にお願いいたします。

〇鈴木参事 たいだいま御紹介にあずかりました鈴木であります。

〇田口(農)委員長代理 次に、北海道農業協同組合中央会参事鈴木善一君にお願いいたします。

〇鈴木参事 たいだいま御紹介にあずかりました鈴木であります。

〇鈴木参事 たいだいま御紹介にあずかりました鈴木であります。

〇田口(農)委員長代理 次に、北海道農業協同組合中央会参事鈴木善一君にお願いいたします。

〇鈴木参事 たいだいま御紹介にあずかりました鈴木であります。

〇田口(農)委員長代理 次に、北海道農業協同組合中央会参事鈴木善一君にお願いいたします。

〇鈴木参事 たいだいま御紹介にあずかりました鈴木であります。

〇鈴木参事 たいだいま御紹介にあずかりました鈴木であります。

〇田口(農)委員長代理 次に、北海道農業協同組合中央会参事鈴木善一君にお願いいたします。

〇鈴木参事 たいだいま御紹介にあずかりました鈴木であります。

〇田口(農)委員長代理 次に、北海道農業協同組合中央会参事鈴木善一君にお願いいたします。

〇鈴木参事 たいだいま御紹介にあずかりました鈴木であります。

いような計画を立てていただきたい、これが第二点であります。

次に第三点は、畜産事業団の問題であります。いろいろな角度から皆さん方御意見を申し上げておりますが、私は、まず、この事業団方式を改めて、特別会計で実施をしていただきたい。いわゆる畜産事業団は、法律によりますと十億程度の出資金であります。しかも、前の関係者が申し上げました通り、損失については何ら触れておりません。政府が持つものでもないし、それが明確でないわけでありまして、従いまして、このような小規模な出資金の事業団、あるいはその損失の行方があるのかかわらないようなものではない、このしわ寄せは必ずや生産者に来るだろう、こういうような面から、これは食糧制度と同様な特別会計制度としたしまして、赤字が出た場合一般会計から繰り入れをする、こういうような点を明確にしていきたいわけでありまして、これが第三点であります。

次に、第四点は、乳製品や食肉の輸入の問題であります。去年、おとしあたりからこの問題はちらほら出ておりましたが、そのことよって、それそれ業者は、向こうのものはこんなに安いのだ、こういうように脅かされておるわけでありまして、従いまして、これらのものについては貿易の自由化は絶対にしないということをまず考えていただきたい。さらにまた、どうしても国内産において供給が不足するような場合は、最小限度の輸入にとどめまして、国内産の生産者価格を保護する措置を講じていただきたいわけでありまして、第五点であります。これら

の乳製品あるいは指定食肉の買入れの問題であります。これは、特別会計にいたしましたも、予算においてそれぞれ買入れをするということになります。数量が制限されます。その場合、買上げ数量以外に過剰が生じた場合は、これまた生産者にしわ寄せが来るわけでありまして、これは生産者の価格を維持安定するまで無制限買入れを実施するようにしていただきたい、これが第五点であります。

次に、最後は、審議会の問題でございますが、審議会には生産者、生産者団体代表は少なくとも三分の一以上参加をさせること、さらに、ぜひとも国会議員に参加をしていただくように願いたい。次に学識経験者、このような構成によつて、この重要な価格の算定やあるいは輸入の関税とかあるいは買入れ数量等いろいろ各般の問題について御検討をするようにしていただきたいと思うわけでありまして、時間の関係上、要点だけを申し上げまして、意見といたします。

○田口(長)委員長代理 次に、茨城県久賀農業協同組合組合長飯島忠則君にお願いいたします。

○飯島参考人 私、ただいま御紹介にあずかりました飯島でございます。末端の農民の立場で御意見を申し上げます。

御承知のように、今の農村の人たちは非常に迷っております。たとえば、最近の状況を申し上げますと、農業基本法が制定されて、畜産部門が成長部門であるというようなことで、畜産に手を出したい、こう思っておりますけれども、その畜産に経営を転換するだけの資金も持っていない。一方、

また、若干の資金を融資してもらって畜産経営をしておるけれども、実際に入ってみると、その価格が不安定なために非常に苦しんでいる。何をやらせようというの農民は生きていけるのだらうというような考えが非常に強く出ております。麦の問題にしましても、やはり、非常に生産過剰であるということによつて、転換の気持は十分持っており、そのための努力もしております。しかし、このような条件の中で、幸いにしてここに畜産物の価格安定法が出されましたことは、私たちの非常に期待するところでございます。

実際に、今まで、私たちとしましては、ハクサイ等も、作ってみますと、昨年のように、その価格が非常に安いために、農作貧乏というような経験を経まして、東京までの運賃にもならないというような体験をし、じみと味わつてきておるわけです。こういう結果から、今度畜産物の価格安定法ができましたも、はたしてその安定を保てるかどうかという疑問を非常に強く持つておるわけでありまして、そこで、私たちは、現在上程されましたこの安定法案の内容を浅い知識の中で検討してみたいと思つて、申し上げてみたいと思つております。

まず第一番目に申し上げたいことは、生産農民のための安定法であつていただきたい、こういうふうに考えるわけでありまして、先ほど瀬尾さんから申されましたけれども、確かに畜産といふものは農民と乳業会社とが提携を保つて発展してきた歴史的事実があります。しかし、今度の安定法の中に流れている基本的な考え方は、むしろ、農民は安い原料の提供者であつて、乳業

会社は非常に大きなウェイトを置いているように私どもには考えられるわけでありまして、従つて、もう少し農民の所得均衡をはかる点から農民にウェイトを置く、つまり、原料を生産する農民の立場、その暮らしを守つていただくような安定法にしていただきたい、こういうふうに考えるわけでありまして、

次に、第二点は価格であります。価格につきましては、先ほどからいろいろ御意見が出ておりますが、価格算定の基準が非常に不明確である。たとえば、豚肉の場合、私どもの地域は主として和牛と豚を飼育しております。また、酪農をやつておる地域もあります。が、豚の例をまず申し上げてみますと、現在、キロ当たり二百九十円という価格で計算してみますと、ほとんど手間賃にもならないという現状であります。子豚が大体四千円程度しております。それに、枝肉五十キロ程度のもので出しますと飼育いたしますと、飼料の費用が大体八千八百円近くかかります。これは、いろいろとこまかく検討してみても、増肉量一キロについて百十円ないし百二十円の飼料費がかかるわけでありまして、従つて、五十キロの枝肉と申しますと、大体八千キロの成体が必要である、そういう点から八千八百円近くの飼料費がかかります。この点だけでも、八千八百円と、子豚の代、そのほか注射の費用とかあるいはいろいろなその他の諸経費を加えますと、大体一万三千八百円の経費がかかりまして、これを二百九十円の価格で売りますと、大体一万四千五百円であります。そこで、手元に残る金というのは七百円程度であります。この七百

円というのがつまり農家の飼育する手間賃になるわけでありまして、大体百五十日間でこれを飼つてみますと、一日五、六円の手間賃、こういうことになつておるわけでありまして、従つて、もしも豚の価格が二百三十ないし四十というような最低価格で保障されるとするならば、おそらく原価を割る価格になつてしまふであらう、こういうふうに考えられるわけでありまして、

乳の場合にしましても、私どもの近くで経営しております乳は大体一合五円八十銭程度で取引されておりますが、これが実際の消費者に渡ります場合には十五円程度になつておる。乳業会社は渡つて、それが小売業者に渡される場合には大体九円五十銭くらいであると聞いておりますが、そのような点から考えましても、生産者の手から離れた乳が実際の消費者に渡るまでには三倍近くの価格になつておる。しかも、末端の小売商の経費と申すわけとを合わせた価格がちょうど農民の生産価格であるという状況であります。

このような点を考えてみますと、どうしてもこの価格の基準はあくまでも生産費を基準にやつていただきたい、こういうふうに考えるわけでありまして、従つて、今度の法律にも、はっきりと、価格の基準をどこに置くか、あくまでも農民の生産費を保障する、しかも再生産を保障するように、暮らしが高まつていくような、しかも農業基本法の精神に流れておる所得均衡をはかり得るような価格を下限価格に持つていつていただきたい、こういうふうに考えるわけでありまして、それで、茨城県としまして過般要求をいたしましたのは、大体乳価におい

では最低価格が一升六十円、それから、豚肉につきましては茨城県で計算しましたものによりまして、約三百十円の経費がかかっております。それから、卵につきましては百八十円という数字が出ております。

次に、第四点でありますけれども、これは調整保管の設備であります。これについて、先ほど渡辺さんから申されましたように、現在農民の置かれていた状況から見まして、調整保管の設備については全額国が助成措置をもつてやっていたような措置をぜひとも講じていただきたい、こういうふうな考えを申しております。現時点では、先ほど申し上げましたように、農民が畜産転換をはかろうとしても、その資金がない。幸いにして農業近代化資金等の助成措置が講ぜられましたが、この金利にしても、聞くところによれば七分五厘という金利でありまして、このような高い金利で、子豚代や飼料代に回されて手間にもならない、それに加わる金利ということになりますと、この面の負担について非常に苦しい状況に迫られて、こういうことでもあります。

次に、輸入規制の問題ですが、これはぜひとも輸入規制の条項を明確にしたい。事実かどうかはつきり確認はできませんけれども、現在輸入された肉等について、輸入関係に輸入差益として約六億くらい上がっている、かすかに聞いているのでありますけれども、このようなものができまして、畜産行政の中で農民にまでそれが還元されるように、決してそのものを

還元するのではなくて、畜産振興のためにそういう差益を利用していただくというのを考えていただきたい、こういうふうな考えを申しております。

次に、需給計画であります。これにつきましては、需給計画を立てるというように法文には出されております。しかし、私も今までの体験から申しますと、果樹がいい、あるいは園芸がいいというふうな国の奨励によって、実際にそれに取組んでいきました。生産計画がはつきりと樹立されていらない関係上、多く作り過ぎるという傾向が出ております。そのために、先ほど申し上げましたように、豊作貧乏の経験をしておりわけでありまして、従って、このような価格安定法の真の考え方が農民に生かされるためには、やはり、この価格安定法の計画とともに、生産計画がはつきりと打ち出されるべきであらう。地域によって畜産に転換でき得ない地域もあるだろうし、畜産に転換でき得るような条件をそろえておいても、今申し上げましたようないろいろな条件に制約されてなかなか転換できない。こういう点から、団地形成の意味からしても、やはり国が生産については責任ある一つの計画を立てて、そうして、決して価格が不安定にならないような基礎を作っていたいただきたい、こういうふうな考えを申しております。

最後に申し上げたいことは、飼料対策であります。冒頭に価格の面で申し上げましたように、飼料は生産費の中に非常に大きな割合を占めております。従って、一面からはこの飼料に対する御考慮を願いたい、こういうふう

うに考えるわけでありまして、以上七つの点を申し上げましたが、農業基本法に基づく選択的拡大生産が実際に農民の手によって大きく動き出していくためには、ぜひともこの価格安定が生産費・所得補償によって打ち出されることをお願いすると同時に、これに関連する畜産振興の抜本的な対策をもう一応深く御検討いただきたい、かように考えるわけでありまして、以上であります。

○田口(長)委員長代理 以上をもちまして畜産物の価格に関する両法案に対する参考人の意見の開陳を終わりました。

これより参考人に対する質疑を行ないたいと思ひます。永井勝次郎君。○永井委員 第一に瀬尾さんにお尋ねいたします。

乳価は、大まかに規って、原料乳は国際価格、製品は大体国際価格の二倍近い価格、こういうふうになっていると思ひます。その製品がこういうふうな高いのはどこに原因があるのか。加工の部分にあるのか、流通の部分にあるのか、そうしてこのコストを下げるためにどのような条件を充足したらいいか、この点を明確にしたいと思ひます。

それから、先ほどのお話の中で、原料乳の所得補償もいいますが、市場価格から逆算して乳価の問題を考えることも必要ではないか、こういうふうにお話があったように了解します。私は、原料乳はやはり生産費を保障する、安定して、しかも農家にとって有利な条件、安定だけでなく有利な条件になり、安定だけじゃなく有利な条件

を確保して、これが市場の価格の若干の影響を受けてもその影響ない形で保障される、そうして、その上に、加工部門なり流通部門なり、こういう面の合理化がきびしく追求される、こういう形が出てこなければいけないのではないかと。だから、原料乳というのは、単に乳製品を生産するのだから、牛乳を生産するのだという考え方に立てば、これはそういう価格でいろいろな影響を受けるということもいいたす。これはやはり、酪農という農業経営の基盤の中で牛の生産が行なわれる、こういう性格を考えますと、私は、市場価格に左右されない乳価安定、こういうものが裏づけにならないければ農業の近代化なり畜産奨励ということにはならぬ、こう思うのであります。その点についてどういふふうにお考えになるか。

それから、加工分野等においても、自由化反対のいろいろな意見が皆さんからあったのですが、私も現在の段階ではその通りだと思ひます。しかしながら、日本だけが国際的経済情勢に孤立してその中で安穩に過ごせるものではないので、やはり、そういう一定の時期は、自由化を阻止しながらも、その内部においては国際的価格で競争できるような体質改善というものがきびしく追求されなければならぬと思ひます。そういふことなしに、ただ永久に壁を作つてその中でということではいけないと私は思ひます。そういたしますと、やはり合理化がきびしく追求されなければならぬ。合理化が追求せられる場合には、金融のワタの問題もありまして、金利の問題もありまして、あるいは期日の問題もあつた。そういう関係において、金融の関係や合理化の面での具体的な施策が進められたならば、製品が国際価格に競争できるよう体質改善ができるかどうか、こういうことを伺いたいと思ひます。

○瀬尾参考人 永井先生の御質問にお答えいたします。

第一の点でございますが、乳価は外国と大体似ているが、製品は二割以上高いのであります。これは、飲用牛乳あるいは乳製品、非常に数が多いございまして、それぞれ価格構成が違つておるようございまして、原因といたしまして、飲用牛乳におきましては、大体、外国においても日本におきましても、原料乳価と末端販売価格との比率は似たようなものでございまして、バターにおきましては非常に差がございまして、チーズ等においても差がございまして、バター、チーズ等におきましては外国でも非常に差がございまして、たとえば、すでに御承知と存じますが、ロンドン相場、あれは自由に輸入しておるのであります。ロンドン相場は、具体的に申し上げますと、昨今でポンド百十円前後でございまして、一方で、ニューヨーク、これは世界の三大市場の一つでございまして、二百二十円前後。ニューヨーク相場はロンドン相場の倍になっております。こういうような実例もあつたので、日本の現実は割合に外国に影響されておると思ひます。

ところで、どういふことで製品が概して高いかと申しますと、これは、製造の規模がまず第一に違つたということ、一工場の生産量が外国では非常に大きいということ、たとえて申しますと、北海道全体の乳量くらいのものを

外国では一村で処理しておるといふような例が多いのでございまして、工場の処理規模が違ふということにコストが非常に違ふ面が出て参ります。

〔田口(長)委員長代理退席、委員長着席〕

流通過程の点が先生のお話でございまして、流通過程も、外国では、日本の米、みそと同じように日常のものでありまして、扱ひ量が非常に多い。従つて、中間流通におきますマージンが非常に小さいのでございまして。こういう点も非常に違ふのであります。これも問題、要するに量産ということとが非常に影響しております。これは、私どもの経験上、一工場の乳量が一急になるならば、どのくらいのコスト・ダウンができるかという線も計算上できておるのであります。それは私も常に申しております。工場周辺に酪農集地帯を作つて漸次地方に及ぼすということが最もコスト・ダウンする一つのいい方式であるとかねて申しております。いろいろな事情がございまして、これは一例にすぎないのであります。とにか、アメリカと日本では生産量が三十倍も違ふ。それから、日本の今の生産量でいいますと、ちょうどデンマーク、オランダと同じくらいなものであります。向こうの工場敷からいまして、その乳量扱ひは全く格段の差がある。こういう点も原因の一つであるということも御認識願ひたいのであります。

それから、第二の点、市場価格の逆算の問題と生産費補償方式であります。私も、酪農の発展には、やは

り農家の方の非常に努力された生産費というものは保障するにやぶさかでない。これはごもつともな話だと思ひます。先生の御意見と同じなものであります。先生が御意見と伺ひたところ、主として酪農の奨励よりは消流対策に苦慮しておるといふことから、まず市場価格というものを主体にした計算をいたしまして、これはメーカーあるいは農家の委員会ができておるといふ状態にあるのであります。日本では、今躍進しつつある途中でありますので、そういう方式を直ちに取るわけにはいきませんが、先ほど私意見を申し上げましたように、消流されるかされないかが一つの問題であります。そこで、私の申しますのは、高くても、お客さんが高く買つて下さるなら問題はありせん。ところが、今日の物価指数からいまして、現実には他の食品に比べて比率が非常に安いのです。具体的に申しますと、二十九年に企画庁で発表しております物価指数からいまして、バター、チーズのごときは七八割くらいに落ちておる。肉などは約一三〇割くらいに上がつておると思ひますが、それでもまだ高いと思ひます。少し上がるかと消費が縮む。

また、前にも繰り返したように、たくさん滞貨したときに犠牲を払つて安く売りますと、半年か一年の間になくなってしまふ。そこに消流というものを考へてのことをお願い申し上げたいと思ふのであります。ただ、そのときに、農家の生産費を犠牲にしては私申し上げるのではないのであります。

と申しますのは、商品の消流はやはりはからなければならぬのであります。それから、市場性から逆算した価格と生産費のギャップを直接農民の方に補償方式で補助金でも何でもよろしいのであります。そういう一つの方式をおとりにしたらいかがですかというところはかねて意見を述べたところがあるのであります。そういうもの一つの方法ではないかと思ふのです。

やはり、生産費というものはできるだけめんどろを見て差し上げるのがほんとうだと思ひます。しかし、今申したように、消流の関係からの考慮、――物はできても、買つてもらわなければならぬ。そこを一つお考え願つて、その価値を何かの方式で直接農家の方に還元しなされるような方式が最もいいのではなからうか。そういう補償が必要ではなからうか。余つたものを買つてはなからうか。いすれは国内で処理しなければならぬ。物があふるといふことはその商品に対する弱気と呼ぶのであります。それとは別に、安く物を売つてしまつた、生産費とのギャップは何かの方式で補償して差し上げるということがいのではなからうかというところは、かねて御意見を申し上げております。

また、技術面でもありますが、技術面は、私が申し上げるのは口はばつたのであります。外国の技術に決して負けておりません。製品の品質をいふならなにもおわかりになると思ひますが、技術は負けてないものであります。また、大メーカーの設備は世界に合理化した近代設備をいたしております。外国品と対抗する準備のために大きな金をかけてそういう改善をいたしております。これに乳量に伴いますと非常に大きなコスト・ダウンができます。以上、三点について一応お答え申し上げます。

〇永井委員 寺村さんと鈴木さんにお尋ねいたしますが、今まで乳牛がどういふ足取りで伸びたり縮んだりしてきただかといへば、乳価が上がれば牛をたくさん飼う、生産が過剰になつて乳価がたたかれるとぐつと減る、減るとまた政府が補助金を出して奨励してふやしていき、ふやしてきて一定の生産量が若干過剰になるとまたそこでたたかれる、こういうふうな、常に一定の波を打つて同じような形でやつてきておるわけですね。奨励するには、一定の量以上になれば生産費に影響するわけですから、そういうときは、それを備蓄するとか何とか、対策がなければならぬのですね、それが従来なく、そのままの形で、成り行きで伸びたり縮

んだりしてきた、こういう形ではあります。私は、この問題をこれから取り上げて発足するにあたりましては、おかり切つた問題で、過去において経験済みの問題を手当して対策を立てていかなければならぬじゃないか、こう思ふわけではあります。そうして、その場合、そういうことがすぐ製品の分野に及ぶと、メーカーから原料をチェックしていく。こういう形になりますと、せっかく農業経営の基盤として育ちか

つたものが常に芽をつまれる。そこで、加工分野あるいは流通分野、それぞ

ありますが、飼料に対して生産の面からどういふふうにお考えになるか、これを伺わせていただきたいと思ひます。

○寺村参考人 永井先生にお答えいたします。

第一の問題でございますが、御指摘の通り、従来は非常に不安定でございます。乳の値が上れば、豚でも卵でも同じでございますが、値が上がりますれば、乳牛にいたしますれば元牛の値段が上がつてくる。そこで、よろうというところで、だんだん元牛の値段が上がつたのを買つて、そうして、買った農家が乳をしほり出す時分には、今度は乳が下がるというような逆作用が出て参りまして、そこに畜産物生産の不安定の根本問題があつたわけでありまして。この対策をいたしましては、畜産物価格安定法に期待いたしておるところでございます。生産費を基準とし、再生産を確保し得るような価格を續けて決定していただきますれば、それによりましてコストナントな姿が出てくるのではないかと、かように考えるわけでありまして。もちろん、御指摘のように、将来を考えれば、生産品そのものにつきまして生産者側にもきびしい合理化の追求は必要であらうかと存じます。

その意味におきまして、第二の問題に入りますが、先ほどお願いいたしました通り、西独は三分の金利でしか長期の融資をしておるといふことを聞いておるわけでありまして。ああいつた対策、――牛舎を作りますのに、寒冷地では一頭当たり十万円からかかるというデータも出ておるわけでございます。低利長期の金融というものが非

常に重要な問題と思はれるわけでございます。そういった対策等も取り上げていただきたいと思ひます。

なお、飼料の問題につきましては、私は専門でございせんので、まことに申しわけございせんけれども、飼料の面におきましては、むしろ輸入の自由化がまだ残されている問題があるのではなからうか。こういう面においてこそ大乗的に割り切つていただきたいとして、完全自由化をしていただくというようなことも必要であらうかと考へるわけでございます。また、状況に

応じまして、生産者団体みずからの手による飼料工場を必要に応じてどんどん拡張していく。その中におきまして生産の合理化をはかり、流通の円滑化をはかつていくというふうな方途も必要であらうかと存ぜられる次第であります。

適当なお答えでなかつたかと存じますが、以上でお答えにかえさしていただきます。

○鈴木参考人 永井先生の御質問にお答え申し上げます。

第一点は、酪農安定の問題だと思ひますが、私は、日本全体のことは申し上げません。北海道の実態から申し上げますと、まず、現在の酪農経営の問題であります。最近の情勢を申し上げます。今のところ原料乳価と市乳価とは非常に差があるわけでありまして。もう一つは、昨年から顕著な例は、いわゆる食生活が急激に肉に依存するといふようなこと、もう一つの大きな問題は海産物の減収だと思ひます。そういうことで肉に対する依存度が非常に高くなつたために、従来の豚とか鶏とか馬とかは非常に乳牛に集中

されたといふような問題が北海道に出ております。こういうような二つの要素で、昨年一カ年間の例を見ますと、前年度より一カ年頭以上はらみ牛の屠殺が増加しております。それから、本年の例は、肉用はさほどではありませんが、最近の情勢は前年より七〇％くらい多く道外にはらみ牛が出ております。それから、原料乳価と市乳価との差が非常にあります。たとえば、今茨城県の方が言われましたが、五十八円あるいは六十円あるいは六十円をこえているようなところがあります。北海道の乳価は、現在奨励金を入れて四十九円五十銭であります。そういうような関係から、都市周辺にいます酪農家がどんどん買入、あるいはまた、府県でも、酪農振興をやっておりますから、北海道からどんどん妊娠牛を持っていく、こういうような状態が出ております。しかし、北海道の酪農先進地としては当然さうあるべきだと思ひますが、そういうことで牛が非常に安定をしない。急激に道外へ出ていく、こういうような一つの要素があります。

もう一つは、道内の中でも、昨年の調査であります。二頭以下の飼育農家は昨年度あたりの乳価でもこれは全然ペイいたしません。いわゆる三頭以上の農家で昨年あたりはやや接近しておる、こういうような状態でありまして。それからまた、最近の状態を酪農協会が調査いたしました乳価であります。と、はつきり計数は記憶してありませんが、五十三円八十銭といわれております。これは昨年から飼料が非常に高くなつたといふ影響が端的に出ておるわけでありまして。そういうようなこ

とで、北海道を見ましても、そういうような市乳地帯に刺激をされる。こういうことで、牛の移動が激しい、あるいはまた経営の合わない農家が酪農経営をやらない、こういうような状況があるわけでありまして。

それから、もう一つは、これはどの産業でも同様だと思いますが、特に北海道における農村の道路の問題であります。道路が非常に悪いために搬出に非常に苦勞をする。そのために努力を多く使う。こういうことで、せっかく牛を入れましたもだめになる。さらにまた、先ほど瀬尾さんが言つておりましたが、北海道の大部分を見ますと、牛が密集されておられません。きわめてぼつんぼつんとお入るわけでありまして。そういうようなことで非常に条件が悪い。

それから、もう一つは、北海道も、少なくとも全国比率ぐらゐの市乳が出てればけっこうなんでありまして、大体北海道では一八％から二〇％程度であります。その残つたものが全部原料になつて、製品が本州でなければ販売はできない、消費ができないという状況があります。これが、北海道の酪農が、ずいぶん長い間やつておりますが、安定してない、不安を絶えず繰り返している原因であります。

それから、もう一つは、先ほど申しましたように、政府が酪農振興法を制定しましたが、その直後は非常に不安定が出ております。これは、日本の牛乳が急激に増産されたので過剰牛乳が出た、こういうことで、私も学童給食の問題を先頭に、製品の買い上げを政府に要請し、あるいは砂糖戻税を要請して先生方に解決を願つたわけ

ありますが、そういうような状態の中で非常に何か不安定があるわけでありまして。

それから、この問題についてはさらにまた冬季間の輸送という問題があります。これは本州とは全然違つた要素であります。東北、北海道では、酪農をやるにしても、そのような道路の問題、また降雪期における輸送の問題、こういう問題が解決つかなければ、なかなか安定した状態にはならぬのではなからうか、こういうことで、そういう対策を要請しておるわけでありまして、そのことがまだ実現されておられません。でありますから、北海道では、今、乳牛の少なう入つてゐる僻地地帯、これはいわゆる牛の非常に少ないところという意味で、こういうところについて今度その対策を講ずることになりまして、従来の牛の状態が、密集してないという状態を考えないで、単に牛を入れるということだけを考へてゐる、そのことが少頭数飼育農家の多く出ている原因である、こういうような状態であります。

まず、基本的には、道路の問題、あるいは牛の密集をはかるという問題、あるいはまた市乳地帯と原料地帯の価格調整の問題を何らかの方法で考へていただくといふことをしなければ、なかなかこれは解決できないのではなからうかと思ひます。

それから、さらに、金利の問題であります。現在の五分、五分五厘では、農業生産の拡充はなかなか困難であります。これをもう少し上げますと、これは暴論と言われるかもしれませんが、三分か三分五厘の融資でなければ、農業生産はその急激には発展をしない

ありますが、そういうような状態の中

であるう、少なくとも十年後の計画は今年からスタートして計画を立てなければ、農業生産の拡充は私は困難だと思ふのであります。たとえば、くつ工場がくつを作るように、売れなくなったらそれを減らす、売れるようになつたらそれをふやすというところは、農業ではできません。そういう問題があると思ひます。こういうような事情から、私は、なかなか安定をしない原因がそこにあると思ひます。

それから、次に、飼料の問題であります。飼料問題につきましても、昨年度は、飼料は大変、はだか麦の払い下げをして、飼料価格を値下げするように考へましたが、現在大豆は自由化されておりますけれども、私の聞くところによりまします。大豆が自由化されております。そういう問題があります。あるいはまた、政府がせっかくそういう飼料用の大麥、はだか麦の放出をいたされましても、その時期が非常におくれている、もう飼料がうんと上がったときにやるので、そういうような政策が実際に実行なれましても、その時期が当を得ないために、そういう引き下げが非常に困難であります。北海道の場合には粗飼料のことは十分確保できるわけでありまが、いわゆる濃厚飼料の確保はそういうことで非常にむずかしい。昨年度の生産費調査と今年の生産費調査とを突き合わせてみますと、非常に上がっております。その大きな理由はもちろん労働力にもあるのではありませんが、問題は、飼料価格が非常に上がつておるということ、これは、私どもも、できるだけ系統でそういう飼料工場を持って生産をして多く供給をする、あるいは政府がもっとこの飼料対

策について、酪農振興に対してあるいは畜産の振興に対して対策を講ずべきではなからうか。せつかく緊急的にやられましても、効果がその割には出ていないということがおるわけでありま。そういう問題が解決すれば、飼料問題は片づくのではなからうか。先ほど私が冒頭に申し上げましたように、北海道の十年後における農業、畜産の問題につきましても、従来の農産物の反別を減らして、相当の飼料を確保するという対策を持つておるわけでありま。そういうようなことで、できるだけ多くの農家の自家生産による飼料の対策の問題とあわせて、濃厚飼料対策の問題をどうも考へていかなければならぬというのを考へて、目下対策を講じているわけでありまが、直接にそういうまづはいかぬと思ひます。が、そういうような状態なので、その期間については政府の積極的な対策が望ましいと考へております。

○永井委員 最後に簡単に尋ねます。

参考人の皆さんの話にありました通り、畜産の振興といひ、あるいは価格の安定といひ、畜産というワタの中だけでものを処理しても、これはとてもできるものじゃない。やはり、国全体の経済の総合施策の中で畜産をどういう位置に置いてどういふふうなこれを安定させるかという、総合施策の集約されたものがそこに合理的に出てこなければ、適正な形で出てこなければならぬ。私は思ふのです。そうでなければ、これは部分的で言葉の上でごまかし合つておるのだと思ふ。たとえば、補助金の問題にいたしましても、これは、飯島さん、それから渡辺さん、

寺村さんにお尋ねしたいと思ふのです。単に補助金を出す。補助金を出しますと、生産農家にこれだけの補助があるのだから、これだけ安くしてもよろばんが合うというので、上の方でそれを見込んで生産農家を安くしたくのであります。今後いろいろな施策の中で政府のいろいろな助成があるにいたしましても、この補助金の流し方、補助金のつけ方、そしてその後におけるこの処理があらまさんと、農家のふところを通して上の方へ吸い上げられてしまふ、こういう形が出ると思ふ。それらについて、今後の施策の上における助成策あるいは補助政策、そういうものがあるとするなら、それらに対してどういふ点を注意していかなければならぬか、どういふことが生産農家の上には望ましいかということをお尋ねしたいと思ふ。

それから、今度の法案が、単に価格安定という、こういう名にしましても、中身はばく然としておるのです。具体的には中身がどうかということなのです。やはり、畜産が農業経営という基盤の上に立つて考へられ、一切をそこから割り出していくということでありま。これは、ビートのように、生産農家は犠牲になつて、製糖会社だけがもうけておる。あるいは、肥料会社のように、農家に補助を出せば、その肥料補助は上の方で吸い上げようとして待つておる。そういう形になつてしまふのでありまして、そういう点について、政府のこの原案というものは、これは何か生産農家というウエイトが少なくてメーカー本位の方向に動いていく性格を持つておるのでは

ないか、こう思ふのですが、あわせてその点についての所見を伺いたい。

○飯島参考人 ただいまの永井先生の御質問に対してお答え申し上げます。

まず第一点の補助金政策であります。今までの農民保護政策の中である程度までの発展の要素をなしてきたのは、国の施策の中での補助金だと思ふのでございませう。しかし、最近私たちが真剣に考へておりますことは、むしろ、仕事それ自体に対する補助でなく、やはり、先生がおっしゃるような、農業全体の中における畜産を進展させる割合、その置かれていく地位、そういうものを検討していただいて、そういう中で合理化していくような施策をしていただきたい。むしろ今私たちが希望していることは、それは国の予算の中で大きな補助金が出し得るならばそれにこしたことはありませんけれども、しかし、農民の自主性も最近非常に強くなつてきております。そういうような観点からいいますと、先ほどどなたからか出ましたように、やはり、融資の道を、低利にしてしかも長期に、しかもたくさんの方の融資をお願いしたい。そういう道を切り開いていただくことの方が、この仕事のためにいいんじゃないだろうか、こういうふうな考へております。しかし、現時点においては、私どもの要求としては、できるだけ補助政策もあわせて行なつていただきたい、こういうふうな考へるわけでは

ないか、こう思ふのですが、あわせてその点についての所見を伺いたい。

第二点の問題であります。この点につきましても、やはり、価格だけの問題ではできない、すべての抜本的な対策が講じられなければだめだ、こういうふうな考へられます。この価格

の面では先ほど申し上げるのを一つ落としてしましたけれども、今度の安定法の内容をよく検討してみますと、何か加工会社の加工品の価格基準を定める場合にはやはり会社の生産費をその価格の中に織り込んでいくというふうなうかがわれるような気がするものであります。しかし、農産物について、農民の生産されたものについてはその点が明確にされていないような気もいたすわけでありま。いずれにしましても、価格については生産費を十分に織り込んでいたいただきたいということでありま。それが、それらを、ただ単に価格だけの政策でなく、やはり、先ほど申し上げましたように、融資その他経営を転換でき得るような総合施策を十分にお考へ願ひたい、このように考へておるのであります。

○渡辺参考人 畜産政策自体は、畜産そのもののだけの範疇で解決ができない、基本的な農業施策の中でどう位置づけられるかということが必要ではないかという意味に御質問を受け取ったのであります。そういう問題の前には、やはり、何といひましても、これからの農業の基本的な方向というものは、わが国の農業が健全に発達していくにはどうしたらいいか、そして農業者の農業経営なり生活の安定向上をどうしてはかかっていくかということ、この基本方針として、わが国産業全般の施策がこういう基本方針の関連において総合的に確立されていくことが、私はわが国農業の今後の基本的なあり方ではなからうかと考へます。そう言ふゆゑは、先ほど申し上げたのであります。何といひましても、経済的な制約を受けております。自然的な制

約を受けております。社会的な制約を受けております。そういう農業の特異な性質というものに立脚して、そういう基本的な方向を立てていただきたい。

そういう基本的な方向の中で、しかば畜産はどうかあるべきかということになります。何といひましても、畜産物の需要の今後における増高の傾向というものが所得倍増計画の中にも出ておるわけでありまして、そういう点をふまえて、今後やはり選択的拡大と称するそういう畜産のあり方というものも考えていく場合には、冒頭に申しましたような基本的な態度に基づいて畜産というものを十分そういう経済的な制約から守り得るような具体的な施策というものを畜産政策の上にお立てをお願いしたいということでもあります。

従いまして、価格におきましても、瀬尾さんから申されましたように、乳製品の価格から逆算して出たものを生産費として、その差額を助成するというような考え方には、私は反対でありまして、基本的には、農業を営む者をどうしたならば所得格差の拡大の現状からその格差を縮小し、望み得るならば均衡する方向に持っていくかというところをやはり根本に置いて、その基本に基づいた価格政策なりあるいは総合的な流通の施策なり生産の対策なり、これを一貫して確立を願う。その中で、特に経済的な制約を受ける点につきましては、価格政策の役割として畜産物の価格安定法案が審議の途上にあるわけでありまして、あくまでもその中心になる価格の建前は、生産費を保障し所得を確保する、酪農に授けられた労働時間とい

うものを都市並みの労賃に評価するという建前を貫いていただくことが最も望ましい建前であると思うのでありますが、前段に申したように、そのことを一挙に本日ここで具体的に施策の中に入れていただくということもなかなか困難な課題の提起であるとも思いますが、そういう点を将来に一つ確保していただくという前提で、ワン・ステップとして、生産費を補償する価格というものをこの際安定法の中に置いていただきたい。と申しますのも、それは農業所得の確保こそ価格政策を取り上げていただく中心の柱にしたいと申したいということでも申し上げたつもりでございます。

○寺村参事 人 答へいたします。

第一点は、補助金のつけ方についてどういう考えがあるかという御質問に承ったのでございます。確かに、御指摘の通り、補助金政策につきましても、つけ方の点を慎重に考えないと逆の問題が出るわけでございます。たとえば、酪農地帯を育成するというところに相なりまして、ここではらみ牛の導入費に補助金がついたという場合に、ややもすれば中間の博労さんが先に買ってしまったて高く売りつけるというような事態が起こるケースもあるわけでございます。これは、本来言えば、私どもの同じ農家が生産し同じ農家が購入するものにつきましても共同販売、共同購買の線が固まっていらないためにこういうことになるというふうに考えるわけでありまして、われわれ生産者団体が日夜奮闘しなければならぬ面であらうかと思ひますが、また、同時に、金のつけ方にいたしましても、生産者団体から生産者が買う、あるいは

農家が直接農家から買うというものに限りつけるというふうな制限でもつけますれば、その問題は防がれるのではないかと、こういうふうに感じております。それぞれのケースに応じまして、テクニクと申しますか、規制と申しますか、そういうものが今後一そう講ぜられなければならないのではないかと申します。

第二点は、安定法の問題と関連いたしまして、メーカーの救済、メーカー本位に走る危険性が考えられないかどうかという御質問かと承ったわけでございますが、補助金の問題にいたしましても同様でございますが、やはり、農家に直結する以外の面に補助金をつけるというところは、ややもすればそういう方向になる危険性があるわけでございます。あるいはまた、補助金ではなくても、補助金に似たような一定の算定価格で買い上げるとした場合に、それが農家に直結いたしません場合には、ややもすればそういう危険性が考えられるかと思ひわけでございます。

そういう角度からいたしまして、この安定法におきましてその危険性が多分にある面がございますれば、——ございませうと申しますのは、私どもも感じておるのでございますが、その点御修正願えれば非常にしあわせであると考えます。

○野原委員長 足鹿寛君。

○足鹿委員 主として瀬尾さんと寺村さん、または渡辺さんにお尋ねをいたしますが、あるいはふしつけた御質問を申し上げることになるかもしれせん。失礼に当たる点があるかもしれせんが、畜産の現状と今後を憂える立場において、御了解を願いたいと思ひます。

そこで、最初に寺村さんなり渡辺さんに伺いたのですが、農協の畜産物に対する共販体制に対するお考えは、われわれも一応存じておりますが、これを強化拡大していく方針ありやいなや、また、その対策はどういうふうにお考えになっておりますか、お答えいただきたいと思います。

○寺村参事 人 足鹿先生にお答えいたします。

農協の畜産の生産共販体制につきましては、本来非常におくれておったわけでございます。そこに内部的に大きな議論の経過があったわけでありまして、ようやくいたしまして、と申し上げますと何でございますが、腰を上げました。腰を上げました以上、いわば少し誇張的になりますが、大和、武蔵が動き出したというふうな格好に考えていただいてもけっこうかと思ひます。

そこで、系統三段階のうちの全販連について申し述べさせていただきますと、全販連におきましては、現在担当職員が約二百名でございます。牛乳の共販、豚の共販、卵の共販を実施いたしておるわけでありまして、おもにこれらの事業を実施しておるわけでありまして。現在のところ、卵はおおむね私どもの共販価格が市価になるといふところまで実現されて参っております。豚につきましても、本年度の取り扱ひ見込みは、おおむね三十万頭という程度でありまして、芝浦におきましては、おおむね三割のものを全販連がみずから屠殺、販売をやっておるといふ実情でございます。横浜、名古屋、

その他におきましては、荷受けに対する委託販売というふうな形式をとっておりますが、おおむね七割くらいのものをわれわれ共販のもので扱っておるわけでありまして。こういうふうな現状でございますが、さらにこれを飛躍化するという点からいたしまして、先ほど来お願いいたしましたが、施設そのものを、全販自体としても、清水の舞台から飛んだような気持で大きく取り上げていくということになりまして、計画いたしましたのが、御承知のように、資本金以上の計画を私どもいたしておるわけでありまして。約八億圓くらいに相なるわけでございます。その計画のうち着手いたしましたのが約二億圓くらいに相なります。豚の販売施設、ささやかでございますが、冷蔵庫、鶏卵の荷受け販売施設、食鳥の荷受け販売施設というものを逐次設立していくことに相なっております次第であります。

それとの関連におきまして、系統三段階においてどういうふうに行っているかというふうな整理もいたしたのでございまして。単協の段階におきましては、豚で申し上げますれば、一単協でそれぞれ技術指導者を置くというものは、現在の単協の経営規模から見ましてやはり問題がございますので、これをグループ単位で置くというふうな角度からいたしまして、集団という問題をとり上げておるのでございます。単協に技術指導者を置く、かようにいたしまして、豚につきましても、その単協で預託制をとりまして、みずから生産した子豚を農家に配給していく、こういうふうな考え方をとっておるわけでございます。県の段階はどうするか

ということになります。県の段階は、今申し上げました集団を推進する。これは、今の技術指導の合理的な追求と、それから出荷、販売にあたりましてのロットの問題がございまして、その面での規模という問題を取り上げまして集団化を推進してあるのでございまして。県連の仕事のおもな仕事はこれに相なるわけでございまして、なお、県連においても技術者を入れる必要があるというように、逐次充足をしております。これを受けて、消費地における荷受け販売施設を確保するということになるわけでありまして、これに伴いまして技術者も必要でございまして、新年度におきましては、約五十名新卒を採用いたしまして充足するということに相なるわけでありまして。

さらにまた、豚なりあるいは鶏なりの種豚、種鶏というものが大きな問題に相なる。最も合理的な、いい品質の種豚、種鶏の生産も、これはある意味におきましては国の仕事であるというように、これも言われようかと思っております。国の方も大いにやっていたら、おきまして、先ほど申し上げましたように、わずか四十五億、五十億くらいの子算でたよりにならないというように、な点からいたしまして、私たち自体もそういうものを持つということにいたしまして、種豚場、種鶏場を持つことにいたしまして、土地を買収が終了いたしました目下整地をやっている段階でございまして、ここにおきまして優良な種豚、優良な種鶏を作り出して、県連の種豚場、あるいは種豚場、単協の種豚場、種鶏場に

この種を回して参りたい。かようにいたしまして、系統での豚なり鶏なりの自給体制を確立する、こういう方針を組んでおるわけでございまして。大体以上のような格好で、一時期を画して積極的にやるという体制を整えられてきたということにございまして。

○足鹿委員 牛乳ですね。あなたのところでは牛乳はやっておらぬ。しかし、中間の都道府県段階では生乳の共販体制というものが相違進んでいる。酪連等で地方では指導しておられるので、あなたが、あなたのところの系統機関でやっている。これに対してあなたの共販推進体制というものは強力に指導しておられますか。

○寺村参考人 お答えいたします。牛乳につきましては、直接全販連まで上げました共販もやっております。全販が共販をやっておりますのは、神奈川県、福井県、滋賀県、京都、大阪、兵庫、徳島、香川、これだけは全販からメーカーに販売しております。一元集荷多元販売というような基本線です。やっておるわけでありまして。県の段階でやっておるわけが、それ以外に、北海道を初め、青森、岩手、宮城、秋田、山形、茨城、群馬、山梨、長野、石川、かようにあるわけでございまして。その他の県連も、地区連が合併いたしました県も、すでに二、三本年度に入りましてできました。そういう点から見まして、牛乳共販を大いに取り上げていくという意欲に燃えておるわけでありまして。

なお、全販といたしまして、やはり、お互い同士という中身を持っておる。ところの加工業ですね、広い意味でおきまして、ところの生産者団体、農民団

体の出資にかかる加工事業をやっているところもある。このところの提携を深めていく、そうして、これらを軸にいたしまして共販を逐次拡大して参りたい、かように考えておるわけでございまして。

○足鹿委員 そこで、瀬尾さんに伺いますが、今お聞きのとおり、農業団体は共販体制を強力に拡大推進していくというところでありまして。先ほどのお話にもありましたが、生産者と乳業者が共存共栄で行かねばならぬ、まことにけこうで、その通りでございまして。が、実情は随所に遺憾な事態が起きておるように思っております。先般岩手県の乳価紛争の場合におきまして、乳業三社といいますが、これが大結束をされておる。その中でも、どうもわからぬのですが、雪印という会社は特殊な会社で農民の会社だとわれわれは思っておったのですが、それが一番急先峰だったという話を聞いて、私も納得のいかぬ奇異な感に打たれておるものであります。乳業関係としては共販体制に対してどのような態度を持って対処されるのか。共存共栄と申ししても、それは口で言い頭で描くことは何人も反対はない、その通りなんです。これを実際に移していく場合におきましては、今お聞きのように、全国に於いての共販体制というものが進んでいる、これとあなたの方の利益があるいは対立する場合もあるかもしれないが、この共存共栄を根幹としてあなたの方乳業者が適正な利潤を得ていられるならばよいが、不当な大きな利益を追求する、——より多くの利益を追求することは企業者として当然でありま

しょうが、それでは共存共栄の実は上からぬのじゃないか。従って、この共販体制に対する乳製品関係者の基本的な態度、たとえば岩手県に現れたような、これを徹底的に切りくずしていく、こういう対抗的な考えで今後対処されるのか。共存共栄の一番大きな問題として、これに対するあなたの方の御方針、態度というのについて一つ伺いたいと同時に、その岩手県の話はほんとうでありますかどうか、その間の消息がわかれば聞かしていただきたいと思っております。

○瀬尾参考人 お答えいたします。まず、岩手県の例でございますが、たいぶ誤解があるようにございまして。私、乳製品協会の会長としてきょう出ておりますので、他社のことに触れては申し上げたくないのでありますけれども、ただいま雪印の名前が出ましたが、私雪印に籍を置いておりますので、ただいま雪印の態度についてお答えいたします。

雪印が急先峰であったというお話でありますけれども、あの過程におきまして、岩手県では雪印の取り扱い乳量が一番多いということから一番矢面に立たされたのが実情でございまして。そこで、争いと申しますか紛争のもとになりましたのは、岩手県の酪農家の方々、生産費補償方式の乳価で買えというのが一つの問題でありました。ところが、今日の状態では、生産費を補償する乳価で牛乳を買って市場に出した場合には、会社が全部その損失を負担しなければならぬので、会社は立ちゆかぬ。現在の事情ではそれができないのであります。従いまして、先ほど来申し上げましたように、現在のメー

カー筋では、各製品の負担力と申します。乳価の負担力とそれぞれ交渉し、各地区の情勢を判断しましてお取引をしておるわけなんでありまして、先ほど来私も生産費補償方式はけこうだがと申し上げておりましたが、一面で、お客さんの買ってくれない、売れないものを作るわけにもいきませんので、その辺の兼ね合いを政府がギャップを何か補償する方式はできないのかと申し上げたにすぎないのであります。誤解があるようですから、この際一つ申し上げた次第でございまして。

それから、共販の問題でございまして、共販は、これはまた雪印になりませんが、他社は必ずしも同じではありません。雪印におきましては、北海道を基盤にいたしまして三十五年間参っておりますが、共販はむしろ奨励いたしております。まず共販を始めたのは北海道が一番先でなかったかと思っております。現在も共販方式で進んでおります。また、本州方面に進出しておりますのも大体共販方式を奨励しながらやっております。会社によつて違いますが、他の会社のことには申し上げにくいのでありますが、その辺で御了解願いたいと思っております。

○足鹿委員 共販体制に対する態度は大賛成だということでありまして、農民にとつて正当な利益を守ることになりたぬ。従って、その結果が、あなたの方の利益率に、従来の独占企業的なときよりも若干食い込むという事態に、これは共販体制が実を結ぶためには結果としてなる。そういう場合にとこと

第一類第八号 農林水産委員会議録第十四号 昭和三十六年十月二十六日

一三

んまでこれと対立抗争していくのかどうか。先ほど、岩手県の場合は生産費補償方式による過大な要求であったという意味のことを言われたわけですが、いわゆる交渉する乳価につきましても、いろいろ考え方はあるのです。頭からそれを完全に実現を期するという地帯もありましょうし、力関係もありまから、そう一律にはいかない。これは一つの国の法律なら法律に基づいて行なわれて初めて可能なことであって、その地域における力関係が最終的には決定すると思うのです。ですから、その間にあっては、実情を反映した正常な取引、話し合いをし、協定を結び、そして正当な取引が行なれない限り、やはり紛争が起きていく可能性があると思うのです。共存共栄の立場から、その点は今後の畜産の占める農業上の地位ということを考えた場合に特に重要であろうと思ひますので、十分御留意を願ひたいと思ひます。これらの点については、時間もありませんし、あとでもう少し伺ひます。

それから、乳業三社の利益率と言いますか、そのことについて伺ひたい。これは、農林省の資料によりますと、わが国では諸外国と比べて生乳の価格は高いことにはない。むしろ低い。ところが、製品になりますと、一倍半から二倍、それ以上になっておるのが実情のようであります。これはどこにそういう原因があるのか、乳業者が企業努力を怠っているのか、それともまた利潤が多過ぎるのかという不審をわれわれはいつも抱いております。先ほどの瀬尾さんのお話によりますと、日本の乳製品会社の技術は世界的水準な

いしはそれ以上で、決してまさるとも劣らぬのだというきわめて自負の強いお話がありまして、まことに心強く思うわけでございます。どうも、外国の乳製品よりも著しく高いというのは、お話にもかかわらず、どこか企業そのものの中に大きなコスト高になるような原因が横たわっているのか、あるいは、平たく言えば、あまり乳製品会社があるうけ過ぎておられるのではないかと、大へん失礼であります。こういう率直な疑問を持っておるのでありますが、そこで、昨年度の利益総額と利益率は三社でどの程度になっておりますか、ちょっとお伺ひしたい。

○瀬尾参考人 昨年度は三社で平均しますと二%ちょっとになるかと思いますが、その中には、二%を割る会社もあります。全体の食品業界で申しますと、ここに調査がございしますが、大体年々五%に近い利益をあげております。製造業界一般ですと六%、七%以上の利益をあげております。配当の点をこちら願ひますとわかると思ひますが、株式取引に上場しております食品会社は三十数社ございしますが、最低八%から、最高ですと三割以上のところもあります。乳業三社は、一割二分を最高にしまして、一割というところがございます。その下に八%という食品会社が一つございします。そのほかは全部一割以上でございます。さように、乳業会社はもうけているもうけていとおっしゃいますけれども、私ども、結果から見ますと、決してそうもうけていないのでありまして、この点、統計上十分御検討願ひたいと思ひます。私が申し上げますと、何か自己宣伝にな

りますけれども、実際においてそうならぬでございます。利潤をあげ得ないというのには、いわゆる中し上げますと、原価高の製品安、最近の消費物資の値上げ抑制ブームと申しますか、政府の御方針ののちとて、乳価はこの春以来上がっておりますけれども、製品はさほど上げていないということ、非常に苦しい経営をいたしております。

それから、合理的の問題でございますが、これは、私ども合理化を怠った株主から数えられるのであります。私も経営者の責任として絶えず毎日のように合理化をやっております。先ほどちょっと申し上げましたように、生産量の問題であるとか、また、御承知のように、牛乳は輸送いたしますと非常に高いコストになります。ところが、日本では、谷合谷合いで牛乳が生産される、それから、谷合いを越え山を越えて輸送されるというところで、小さな工場が非常に多いのであります。一工場単位が非常に小さいということがコスト高の大きな原因になっておるといふこともあるわけでありまして、こういう点もお調べ下さるとわかるのであります。合理化については私ども責任上絶えずやっております。従いまして、過去においてはバターが二百円もしたことがありますが、その当時の乳価が三十二円でありましたけれども、今日は五十円ないし五十円近い乳価を払っております。バターが半ポンド百七十円くらいにとどまっておりますといふことも、一つの合理化の線でありまして、乳価は高くなっているが製品は安くなっているといふことが合理化の現われであります。そう

いうことは絶えず努力いたしているつもりであります。今後とも先生方の御指導をお願いいたしたいと思ひます。

○足鹿委員 議論をするのを避けまして多くは申し上げませんが、企業努力は十分払っている、しかし利潤が少くない、決してもうけ過ぎておらぬ、こういうことになりまして、乳価そのものも安い、にもかかわらず製品が外国に比べて著しく高いということ、この問題は大きいに究明、検討する価値があると思ひます。いざれまた、これは、本法の審議に際して、政府の施策とも関連がありまして、その際に検討することにしたしまして、多くは申し上げません。

次に、脱脂粉乳の輸入差益の問題についてであります。これは、年間一万四千トンから一万五千トン、生乳に換算いたしますと百五、六十万石の脱脂粉乳が、余剰農産物協定ですが、あれ以来ずっと続いている。国内では過剩傾向の際に、先年この委員会でも問題になって、やめたらどうかというところを申し上げたのであります。政府にはなかなかこれをやめる気がない。大へんアメリカその他に気がねをしておられる模様であります。そこで、われわれはこれに対しては多くの意見を持っております。持っておりますが、本日はそのようなことをあなた方に論ずる機会でありませぬので差し控えますが、われわれが聞くところによりますと、ある団体はこの差益金を莫大にかえておられるという話も聞かれています。とにかく、これはもうございします。乳業四社が保留しておられます差益金を、社内保留しておられ

る各社別の事情をお伺ひすることができないでしようか。

それから、ついでにまた、相当の社内保留があれば、これはどういふふうにお使いになることが一番好ましいかという点もあわせてお伺ひいたします。

○瀬尾参考人 お答え申し上げます。年間脱脂粉乳を輸入しておりますのは、学童給食用を入れますと三万トンをこえるようです。ところが、昨年から入れましたいわゆる市場不足の調整輸入、これはその大した大きい量ではないのであります。昨年は脱脂粉乳は千五百トンですが、それが今日になりますと二千五百トン、バターが、昨年は九百トン、本年が二百五十トン、こういうことになっております。差益となつておちよつと大きいのであります。約二億円近くなるのではないかとと思ひます。

そこで、あの調整輸入をするときに、乳製品協会といたしましては、この調整輸入によつて業者は一文ももうけてはいかぬ、そこで、その差益は全部どこかに供出して酪農並びに乳業の発展のために使つてもらいたい、その方式で輸入を許可してくれということをお願いいたしまして、御許可をいただいて実は進んだわけでありまして。ところが、さて、その間に、いろいろ輸入したものを取り扱う業者をどう指定するかについてはございしますが、ともかく、輸入して配分された。その差益は預かり金になって現在各社が保有しているはずでございます。先般も御当局からこれに対するいろいろな質問がございましたが、私どもは、最初の原則ののちとて、これ

団体においては一億近い金も預かって
おるようでございます。これはこれか
らの処置でございますので、できるだ
け公明正大に、そして将来の酪農並び

ろが、需要者が入札払い下げを受けたものが、割当の通知がありますとそれを直ちに間屋へ取引しているという例もございます。それから、間屋の中に

り扱い数量の間違ひでございますして、まことに恐縮でございます。

休憩中数字を取り寄せましたので、御報告申し上げますが、最近は畜産局

は、脱脂粉乳二千五百トンとバター二百五十トンが現在取り扱われております。この扱い業者は、全酪連さんと日本製酪協同組合と乳品生販協同組合で

引き続きまして、三十六年度におきまして、バターも脱脂粉乳も今度も取り扱わせていただいております。希望は申し上げておりますけれども、

その事情は存じませんが、とにかく取り扱っていないわけでございます。

○足鹿委員 ちよつと間が切れましたので、若干重複するきらいがあるかもしれませんが、お話を願います。先ほどの瀬尾さんのお話の中に、輸入乳製品が横流しにされたり、その結果一部の者が不当な利益を得たきらいがあるというお話がありました。ただいまもこの輸入乳製品の割当についてその実態の一端をお話しになりましたが、どうも不明朗な感じを私も受けたのであります。この際、午前中の横流しのお話なり、それに基づく不当な利益を得たこの真相等について、いさし少突っ込んだ、たとえばこういう事例があるというふうには、お立場もあつてなかなかおつらいでしょうが、お話し願えたら幸いと思いますが、いかがでしょうか。

○瀬尾参考人 不当というのは懸念として申し上げたのでありまして、現実には、配分されたものを受けた業者が、いわゆる実際の需要家でありまして、すでに割当を受けたものを問屋の方に取引を申し込んでおる。さらにまた、もっと具体的に申しますと、タイミングのズレと申しますか、実は私の方で要らなくなったので国産品と取りかえてくれないかというふうな申し込みを私は現実を受けてもおりません。それから、扱っております御屋さんで、なにしろ値段が安いものですから、買い取りまして、おかげさまで言っている人もあるような状態でございますが、だれがどうというとは思いません。ちよつと遠慮させていただきたいと思うのであります。問屋でも現実にはそういう品物をお持ちの方もいらっしゃるこ

とは、はつきり申しますが、事実でございます。そういう点で、量は具体的にはなかなかつかみにくいことですが、れども、相当の量はそういうものに流れているというところは、配給機構と申しますか、そういうところに何か欠陥があるのじゃないかというところでございます。

○足鹿委員 まことに、おれわれ、驚き入った実態をお聞きしまして、あらたにざるを得ないので、この問題ははなから本法案の審議に際してその実態を政府よりさらに聴取いたし、今後についてはこの程度にしておきます。

次に、一番最初に伺いました点で、さらにこれと関連をいたしまして瀬尾さんにお尋ねをいたしますが、生産者と乳業者の共存共栄と申しますか、ともに共栄していく、こういうモットーのもとに進んでおるといふことでありまして、私も、そうあらねばならぬと深く考えるものであります。先ほども生産者価格と消費者価格から逆算をした価格との差額を国で補給するとはどうかという趣旨のお話もございました。これに対してのいろいろな意見はしばしば別の問題といたしまして、実際の問題として見た場合に、北海道なり東北の乳価は、先ほども鈴木さんのお話にもございましたが、大体三十円から四十九円、こういうところにあるようにございます。

これは乳価が非常に低いのです。こういう乳価はとうてい生産者としては納得のいくものでないことはもちろんであります。かりに全脂加糖練乳を作る場合におきまして、原料乳を六十円と見ましょ。これなら大

体生産者としても適当と思いませんか。一応やむを得ざる価格として、まあこの六十円を基礎といたしまして、加糖練乳を一カン当たり三斗五升として見ました場合に、原料乳代が二千一百円、加工費、販売費を含めまして一カン二千三百円、合計四千四百円と三十四年の調査に基づくとござい

ます。一カンは二十四・五キロ、こういうことになっております。この農林省調査を基礎といたしまして、今の練乳の相場を見ますと、一カン四千三百円前後であるように聞いておりますが、この実情から見ますと、共存共栄の実

がはたしてあがっておるかどうか、大きな利潤をおあげになっているのは乳業者であり、それが繁栄をしているのであつて、農民はこの六十円の乳価はおろか五十円の乳価も怪しいという実情にあるのであります。これは乳価を六十円とした場合の計算であります

が、これをはるかに割った現状におきましては、酪農農民の場合非常に困つた実情であり、一方それを原料とした乳製品の業者の方では相当大きな利潤をおあげしておられるように思ふのであります。こういうことに対するいろいろな抵抗と申しますか、共存共栄の実をあげていくための農業団体その他の共販体制の強化拡大、また、国の畜産政策の重要な一環としましての酪農政策、現在われわれが今審議をいたしておる畜産物価格の安定問題も当然起きているのであります。この点につきまして、その御意図のことはよくわかりますが、すべて合理的に話し合つて、そうしてともに立っていくという、またその考え方でも進んでおられる乳製品

業界の基本方針と、今日実情が著しく隔たつたことになりまして、これを私は非常に遺憾に思ふのであります。あえてこの席で御議論をふっかけるつもりは毛頭ございませんが、共存共栄の実をあげていくためには、お互いが持ちつ持たれつ、いわばそれだけのことであります。それを具体的に実現していくためにはなかなか今日の実情がそうでないことを非常に憂へる者でございます。この点につきまして瀬尾さんの御意見はいかがでありますか。共存共栄の具体的な今後の進め方等についてこの際御意見を聞かせ願いたいと思ひます。

○瀬尾参考人 ただいま先生のおっしゃいます数字の中にお間違ひがあるものであります。先ほど鈴木参考人から北海道、東北の乳価を申し上げた際の数字は四十九円五十銭のはずでございます。三十円、三十五円というのではなく、四十九円五十銭が工場持ち込みの乳価です。これは乳価として農家に払う代金でありまして、そのほか、当方で、向こうのステーションから運ぶ運賃であるとか、あるいは途中の生産ロスであるとか、こういうものを含めると、副費を入れますと、原価計算上の乳価というものは、平均しまして五十四円くらいになるわけでございます。もちろん三・二の脂肪率の一升の値段でございます。現実には三・四以上あるのでござい

ますが、三・二に換算しての乳価でございます。そういうことから割り出していきますと、農林省さんでお立てになりました原価計算はどういう内容か私存じませんけれども、現在の原料

地帯の乳価で大カン練乳を作つたといふと、メーカーの能率その他によりまして、大体四千三百、四百円にならうかと思ひます。ところが、現在はそれが四千円を割るものも出てきておる。特に大メーカー筋では、製菓等につながるものもありまして、割合に有利に消化しているものもありま

すけれども、一番困つておりますのは、市乳地帯のシーズン・オフの関係で、残乳ができておる、これを市乳値段の乳価で買って、これを原料にしてやっております中小メーカーの関係が非常に困つておるといふのが昨今の現状でございます。原価計算につきま

しては、農林御当局の御要望によりましては、たがひ出しておりますので、その後の変化と原価の構成と、いろいろ御勘案願つておるはずでございますが、この前の農林省の原価計算というものは、私ちよつとわからない点がありま

す。なお、共存共栄と申しますのが、口幅つたいようございするけれども、今日の酪農の発展には、やはり各メーカーとも相当の酪農費と申しますか、そういう費用を出してあります。大きな会社ですと、年額二億、三億という金額を出しております。そういうものを、つまり利益をあげる場合にすでに農村に還元しておるといふこと。そうして、メーカーといたしましても、乳量のおふえることが何よりの合理化なんです。そういうから、増産に対してそういうような金を使つておる。また、補導員を、ある社において三百人、また小さいところでもそれぞれ補導員というものを置きまして、それらの経費も使つておる。要する

に、酪農が伸びることがメーカーの合
理化でもあり、また、農家にも、それ
が消流をはかれることが農村の酪農
を伸ばすということで、共存共栄の実
がそこにあるのではなからうかと考え
ております。そのほか、各メーカー
といたしまして、補助金の補助であ
るとか、乳牛導入の補助金であるとか、
あるいは利息の補助であるとか、
いろいろな面をやっておるわけでござい
ます。これはそれぞれの会社によって
違いますけれども、大小のおのの
メーカーのやっておることございま
して、また、ある会社におきまして
は、決算前にその利潤の還元もしてお
るような会社もあるようであります。
そういうことで、できるだけ酪農の伸
展に、口幅つく申しますと、お尽く
しているというふうに私もは考え
ておるわけでございます。ただ、おの
ずからそれには限度がありまして、や
はり会社でありますので、ある適当
な利潤は確保したいものだと思っ
ておりますけれども、他の食品業者の
ような大きな利潤はあげられない。
これは私どもの宿命だと考えておりま
す。非常に底の浅い業界でございま
す。何とかかんとか息をついてやっ
て、できるだけの現状でございま
して、御協力申し上げて、共存共栄の実を
あげたいと願っております次第でございま
す。

○足鹿委員 議論になる点は省略いた
しますが、酪農振興なり酪農資源の開
発等に対して相当の資金なりその他を
注入しておられることは、私もよく知
らぬことはいません。しかし、そ
れは、いずれの業を見ましても、一つ

の投資であり、それは一見当然恩恵的
な振興費のごとく見える面もあ
りますが、究極においてはこれは投資であ
りまして、その投資に対する利潤とい
う形で考えられることは、これは企業の
常識であらうかと思ひます。この間
も、中央市場法の審議の際にも、産地
に対して技術の指導もやっていると、内
渡し金もやっていると、あるいは包装の
指導もやっていると、いかにも産地の
育成に自分たちが身銭を出しておるよ
うなお話でありまして、これは必ず別
な形において回収をされておるのであ
ります。少なくとも私はそれに對して
毒づくわけではございません。その努
力は悪いこととは申し上げぬのであ
りますが、企業体としては、それも投
資になり、またそれに相当するものと
して究極においては経理上明らかに
なっていくのでありまして、決して、
社長が身銭を出すとか、あるいは役員
が身銭を出して産地の育成あるいは改
良等をする犠牲奉仕ではないのであり
ます。われわれは犠牲奉仕であつてほ
しいと思うのでありますが、この点は
本日参考人としておいでを願ひました
各位に対して失礼でありますから、こ
れ以上は申し上げませんが、少なくと
も、今私が申しましたような農林省統
計をもつてしましても、根拠あるこの
利益配分ということについては十分御
留意を願ひ必要があるように存するの
であります。これ以上問題につきま
しては、他の機会に法案審議で十分尽
くしたいと思ひますので、これ以上申
し上げません。

次に、最後であります。全販の寺
村さんにお伺ひいたします。一番最初
にお尋ねをいたしました共販体制の問
題に關連いたしてあります。つま
り、全販の畜産対策の基本とも申し
ますが、そういうことについてこの際
伺つておきたい。

第一に、事業団に対する運営上の危
惧と申しますか、そういった点につ
いて御発言がありました。私も、も
っともだと思ひます。この事業団と
いうものの組織、機構、運営という
ものは、はたして妥協なものであ
るか、また、その運営がうまくいくで
あろうかというところは、ひとしく憂
えるものであります。ほかのものと違
いまして、生きものを取り扱い、なま
ものを取り扱う、畜産事業団のような
取り扱う団体でもこれはなかなか問
題があるのに、いわんや、こういった仕
事を持つ事業団というものが初めて
の試みとしてはたしてどのような運
営になるのか、なかなかむずかしい問
題だらうと思ふのです。これに對して、
からばどういった組織、機構、運営が
必要と思はれるか。具体的に、この構
想ではなしに別にこういう構想を持
っているんだということでもけっこうで
あります。私どもの社会党が要望して
おりますものは、特別会計によつて運
営するという基本を明らかにいたして
おりまして、事業団を設けないとい
うことになつておるのであります。そ
れらも一つ勘案の上、この際お話を伺
いたいと思ひます。

○寺村参考人 社会党方式の政府直接
買い上げの問題と、事業団方式につ
きましては、正直に申し上げまして、私
ども悩みに悩んだわけでござい
ます。やはり、筋としては特別会計により
ま政府買い上げが正しい、こういうふ
うに考えられるわけであります。ま

た、そのことによりまして、想定され
ますいろいろな困難な問題も打開の方
途はあり得るんじゃないかというふう
な点も考えたわけでござい
ます。それから、先般各経済連さんの方々がお集
まりを願ひましたときの会議におき
ましては、ではあるが、今も足鹿先生の
おっしゃいましたように、日々流れて
いるやつである、なまものである、畜
産物であるということによりまして、
政府の直接買い上げという問題が、こ
れは事務的な角度が中心になります
が、ほんとうにスムーズにいくかどう
かということが迷ひに相なりまして、
その辺から見ますならば、政府の役人
が直接やるよりも、運営に問題はござ
いりますが、事業団方式の方があ
るいはいかもしれない。これは断定的な
判断は……〔芳賀委員「事業団は役人
の古いのがやるのだぞ」と呼ぶ〕そこ
でございまして、従ひまして、事業団方
式をとります場合には、事業団の方
ゆる民間機構のような簡素強力な、そ
う複雑な機構でなしに、簡素強力な機
構ができて、しかもそれぞれの部署に
おきまして、その責任と権限とにおき
まして、瞬時々の判断に基づく行動
が迅速に開始されるというふうなあり
方というものが何とかならないもの
か、こういうふうなところでございま
す。

○足鹿委員 お困りのようでありま
すから、あえて追及は申し上げま
せんが、先般全販連は、水産業界が畜産界
に乗り出した際に、この団体と覚書を
交換をされまして、集荷面については
全販がやっていると、お前らは集荷面
で入ってくるな、こういう趣旨の覚書
を交換されたことを承知しております

し、また、最近では、メーカーと共同
出資において加工会社を創設されて進
んでおるやに聞いておりますが、大体
の傾向を見ますと、系統組織が集荷機
関化していく、その事業の実態とい
うものは遠い末端の集荷機構を担当す
るという形になり、そのことが非常に
大きな成果のように伝えられておるの
であります。これは見解の相違と言
えばそれまでであります。ちやうど
ビール会社が特殊組合を作つて意のま
まになるような集荷機構を自分の傘下
に集めたり、あるいは大製氷業者が養
蚕組合を特殊組合的に集荷機関化し
て意のままに駆使したりという過去の実
績から見まして、ややこれと軌を一に
するくらいはしないかという疑念をわれ
われは持つておるものであります。

こういったことに対して、この方針
を今後も貫かれていくということであ
りますと、先ほど述べられた共存共栄
のためには、農業者は乳業資本に對
しても農民の利益を代表して言うべき
ことは言う、そして適正な農民の利益
を敢然として守っていく、こういう形
のものであります。その過程にあつては、
いろいろまた、その業界としては、先
ほど瀬尾さんの話もありましたよう
に、いろいろな奨励施設と称する対策
が講じられ、それによる義理がからま
り、そして両者が深い一体的なものに
なりました場合には、ちやんとする集荷
たときには、ちやんとする集荷
の下請機関に墮しておはしないか。
特に最近の資本の集中独占の過程にあ
つて、全販自体がビール麦で多くの
苦杯をなめさせられ、当委員会にお

いても熱心に昨年来この問題で検討し対策を練ったいきさつもよく御存じでありましようが、やはり、きざんたる共販体制というものを主張しながら、一方において企業家の集荷機構をもって甘んずるような印象を受けるようないき方が、はたして農業団体の進むべき道であるかどうかということについて、これは決して攻撃しておるわけでも何でもありませんが、どこにあなたの方の主張があり、共販体制の確立の上においてどういふ関係にこれが立つものであるかということの一つこの際伺っておきたいのでありますが、いかがでしょうか。

○寺村参考人 御指摘に相なりましたように、私自身といたしましては、農業協同組合は生産共同体である、こういう考え方を持っておるわけでございす。従いまして、生産共同体である限りにおきまして、単にその組織が物を集荷して需要者に流すというだけのことであつては、これは中途半端、ある意味におきましては御指摘のような方向が出る形勢もなきにしもあらず、かように考えるわけであります。もちろん、品目によりましては、つまり大衆消費を對象にするようなものにおきましては、これは集荷・販売・販売というのとは大衆消費を相手の販売でありまうので、そういうのは例外でございまして、原料に相なりまうものにつきましては、やはり究極的には御指摘のような方法を一刻も早く実現しなければならぬのではないかと、かように考えておりまして、牛乳の問題につきましてもそういう方向で逐次前進体制をとっておるわけでございす。

〔委員長退席、田口（長）委員長代理着席〕

○足鹿委員 どうも私がお尋ねすることにはみんな肩はすしのような印象を受けるのですが、さっきの事業団と特別会計の問題、あまり追及しても困りましようが、もう少し確信のあるところを伺いたい。

では、私から一つの方式として申し上げますと、現在全販が構想してすでに実現されておるところのものは共同出資会社方式のようでありまう。これは畜産のごく限られた一部分に適用され、今実行に移されつつある方式のように思ふのです。そうしますと、われわれの考えておる特別会計の直接買い上げ、政府が考えておる事業団による運営、もう一段下がるのか上がるのか知りませんが、とにかくもう一つの方法としては共同出資会社方式、こういうことで、全販としては共同出資方式で事業団にかわる、あるいは特別会計にかわる、もちろん組織機構が違ひますし、目的が違ひわけでありまうから、直ちに今政府が考えておる事業団の任務そのものを果たすことはできません。しかし、これらを一つの関連としてこの畜産の流通問題を処理していこう、こういう基本方針でありますか。あなただの権限外で答弁の限りでない、会長が必要だということであればこれは別でありますけれども、もう少しその点を聞きたいのです。

○寺村参考人 権限の問題になりますと、畜産部長でございすが、しかし、いろいろの何一応幹部職として参画はいたしております。その限度でございすけれども、足鹿先生のお考えになつていらつしやるような方向で進めて参りたい、こういうような考え方であるわけでございす。

○足鹿委員 これは非常に大きな問題であります。まあ、きょうは、他の委員からもまたお話があるうと思ひますし、大へんお困りのようでありまうから、この程度にいたします。

それから、申し落としましたが、瀬尾さんにさっきお尋ねしようと思つてつい忘れたのですが、この法案が示すところによりまうと、委託加工の問題がある。昔聞かえ聞かえところによりまうと、乳業界では委託加工に対する態度をきめられたというふうな話を聞いておりますが、さような事実はございすか。

○瀬尾参考人 私、寡聞にしてまだそういうことを聞いておりません。その問題について相談したこともございせん。要は、委託加工はいろいろなファクターがあるわけでございす。それが、たとえば、適正な委託でなければならぬとか、模範定款ですか、そういうものをお作りになられるというふうなことは流れておるようですが、それはけつこうでございす。ところが、資材の問題をどうするかとか、あるいは加工費をどうするか、それから、受け渡し場所をどうするか、あるいはまた工場規模、場所、そういうことによるファクターの相違をどう調整するかというふうなことで、いろいろ内容的に検討して、話し合ひの上で合理的なものであればだれでもやると思ふのです。断るとか、かかるとか、そういうことをきめたとか考えたことは決してございせん。ただ、その内容が、委託加工を受けるときに御相談の間に適正であることを望んでいふということでありまう。

○足鹿委員 大体この程度で終わります。

○田口（長）委員長代理 丹羽兵助君。

○丹羽（兵）委員 きょうは参考人の皆様方からいろいろと御意見を聞かせいただきました。私どものたたいに審議いたしておる畜産物の価格安定等に関する法案の審議上非常に参考になった点、感謝いたします。そこで、私は、この提案になつておりまする法案の各条項にわたる質問ではなくして、お聞かせいただきました参考人のお述べ下さいました御意見、その中から一、二きわめて簡単に、他の議員も御質問はたくさんあるようでありまうので、お聞かせを願ひたい、こう思つておるのであります。

第一点、お名さしでまことに恐縮でございすが、寺村参考人に承りましたと思ひます。次は瀬尾参考人に承ります。第三点は、瀬尾さんを抜いたお方だつたものでけつこうでありますから、一つお聞かせを願ひたい。この三点であります。

第一に寺村さんにお尋ねしたいのは、先ほど御意見の中に、近い将来に卵が輸入されるおそれがあるということがございす。どの参考人の方も、畜産物の価格の安定、農民の所得の安定と申しますか、これがため、乳製品を初め畜産物の輸入規制というものを非常に強調しておいでになる。そこへ持参りまして、寺村さんは、私どもの今まで聞いたこともございせんお話をされました。今までは逆に香港へ日本の卵が輸出されておつた。その昔はむしろ輸入の時代もあつたかも知れませんが、近く卵が輸入されるというふうなこと、また、これを政

府が考えておるということになりますと、これは大へんなことになつてくると思ふのです。これはもう、あなただ方、われわれ農民の立場を考へていつも保護的な立場をとつていただける人から考へても、御了解いただけることだと思ひます。これは大へんなことだ。今日あなただの御発言がかりに新聞に出、かりに全国の養鶏農家が耳にいたしますと、大へんな脅威を感じることになつておる。今回の法案の中にも、最初は、養鶏、養卵というところについて、政府は養鶏といふものに対してあまり関心を抱いていなかった。それを、私もこの委員会において初めて鶏卵というのを挿入した。もちろん養鶏も一つの企業でありまうが、零細とまでは言ひませんけれども、とにかく、大企業との養鶏農家は別といたしまして、ほんとうの養鶏農家といった方がいふ方々にとつては、これは大切な仕事なんでありまう。特に、農家は、季節的に米を出したり麦を出して相当な金が入つてくる時がございすが、平素は、菜園ものを作るとか畑作のなところに入金が入つてこない。日金が入つてこない。しかし、養鶏は、小規模でできて日金が入つてきて、相当これはよい割合の副業なんですね。これを今まで何ら政府の保護を受けずに自前産業として農家は成長させてきたのです。それが今日やつと目を見るようになってきた。そこに持つてきて、大企業、水産関係まで人がこのことにおかになつてきて、養鶏を十萬羽、二十萬羽でやられる。これに対しては非常に脅威を感じておるわけであります。そこで、われわれは、卵が生産過剰に

○寺村参考人　ただいまの卵の輸入の問題でございますが、これは新聞紙上で、畜産物の自由化計画ということで、卵を来年の十月から輸入する計画であるということを発表されたわけであり

まして、そのときにさて、先ほど私が申し述べさせていただきましたように、自主的な格好でのこの対応策というもののはまず考えられないと思うわけでございします。申すまでもないことでございしますが、養鶏にはえさ代がほとんどのコストを占めておるわけでございします。その他の面での合理化という余地はもうありません。こう考えられるわけでございします。もちろん、今お話しになりましたように、大衆の消費の向きはやはり新鮮卵がいいというので、輸入のものよりはこちらのものの方が幾らかかは期待できるということは考えられますけれども、それにいたしなくても、その期待には限度がございますから、当然引っぱられると思ひますし、さらにまた、加工原料でありますれば、何れも新鮮卵のような高いものでなくてもいいという格好になりまして、消費全体も萎縮するということも考えられてくるわけでございします。従ひまして、新鮮だから心配要らないということも、そうは言えないのじゃないかと思ひます。うわけでございします。万々一自由化されます場合には、と申しますよりは、自由化は是が非でもかんべんしていただくたいというところでございしますが、万々一という場合には、えさを徹底的に安く出していただくという手しかなかるう、こう考えるわけでございします。

○丹羽（兵）委員　そうしますと、今の寺村さんのお考えと申しますか、御意

れで、どうか一つ、あなたに私どもが頼むということは変なんですけれども、しかし、北海道の先ほど鈴木さんでございましたかお話をいただきましたが、一道ですら二・五倍の六百万羽の養鶏計画を持っておる、増産計画ですか計画を持っておる、こういうお話なんです。一北海道ですら二・五倍の六百万羽にふやそう、それだけでも考えたらうらっしゃるように、全国の農家がこれを手輕にやれますし、先ほど私が申し上げたように、小銭が入って参りますれば、これは場合によりましては、零細農家と言った方がいゝこれらの方々にとっては一番大事な養鶏なんですから、私どもががんばりますが、あなたも、一つ大いに、これ以外に道はないという主張を曲げないようにしていただくと思います。

次に、先ほど瀬尾さんにお尋ねいたしたいと申しましたのは、きょうの参考人の御意見を聞いておりますと、どなたも、今寺村さんがおっしゃいましたように、やはり畜産というものは生きものでございますから、飼料の問題を強く出しておいでになります。もう、生産費のコストを下げるにしても、何事によらず飼料が問題だ、こういうふうに言っておいでになります。そこで、朝から承っておりますと、この飼料の問題についてはきわめて親切に具体的に飼料問題をお聞かせいただいたのは瀬尾さんだと思ひます。私は他の方々の御意見を聞き漏らした

れから外国からの輸入飼料、こういうものを一切含めまして、国内飼料の問題はわれわれよく聞いておりますけれども、そういう飼料の配給といえますか、飼料をほんとうに畜産農家に配給されるのに、あなたはそれだけ御造詣のあるお方でありますのでわかるところと思いますが、一体どこかに欠陥があるのじゃないか。實際専門家に私どもこの委員会でもやましく言ひまして、そうして大麦、はだか麦の放出をされた。ところが、牛を飼っている方には少しは流れたかもしれませんが、鶏の方には全然行っていない。どこかで失っちゃうのです。そして、今お話をあつたように、かりに自由貿易に対抗するには飼料の問題以外にないとおっしゃるその飼料が、要なことになっちゃうのです。そして、政府には飼料審議会というものがあります。輸入飼料のことについてやる、あるいは飼料の配給計画を立てる飼料審議会ですけれども、こんなものは一年に一ぺんあるかないかで、委員の方ですらいつやったかわからないというしろものでもあります。だから、実際、今日、畜産物の価格安定のみならず、畜産奨励という意味から考えて、一番大事なのは飼料の問題だと思ふ。その飼料をあなたたちがきょう私どもにもこまかにお話になりましたから、どういう点に欠陥があるのか、こういう工合にやたら牛が伸び伸びして乳もよけい出る、卵も安くなるのじゃないかという御意見がある

じませんが、いろいろと聞きかじったことから判断いたしましたして、まず、この輸入飼料でございしますが、聞くところによりますと、外国の原産地からこちらに入りますときに、原産地と日本の輸入価格に非常に開きがある。この結果は何かと聞いたところが、外国の結果は何かと聞いたところが、外国のバイヤーが権利を持っておる、そして日本の飼料情勢によつて勝手に輸入価格をきめて取引しておるといふこともあるのだ、こういうことも聞いております。そういう場合には、政府が外国と直接取引をして安いものを出すようにしたらどんなものだろうか、こういうことを言ったこともあるのでございます。

それから、日本国内の流通過程におきますと、実は私も今日まで昨年から再三乳価を上げておりますが、不思議なことに、大元では飼料の単味は何も上がっていない、上がっていないのに、乳価が上がるとその地帯の末端飼料価格がぼつと上がつてしまふ、実にこれはもう機敏なもので、私もあぜんとするのでございます。せつかく、農家の手取りをよくしてもらいたい、そして意欲的に専心してもらいたいと思つておるのに、乳価が上がると、その土地々々で飼料価格がすつと上がつてしまふ。これは私も再三見せつけられた事態でございまして、これは、配給機嫌の複雑さは私にはよくわかりませんけれども、段階があまりにもあつて過ぎるのではなからうか。製造元の

れるわけでありませう。そこで、よく他の末端では、せつかく上げてもらって、も何にもならないから、飼料を何とかしてくれということ、農家の方から乳業メーカーの方に申し込みがありませう。私も、大元にお頼みして、特に分けていたいて、それに補助金までつけて差し上げるということを再三やっておるわけでありませうが、それにおのずから限度があるわけございませう。その配給機構というものを、一つ諸先生方のお力で、どういう事態になつておるのか、どこに欠陥があるのかということ、十分御検討願いたいものだと思つてございませう。そして、飼料には、せつかく、飼料の安定法ですか、何か法律があるのございませうから、あれを十分に活用して、そして農家の方に安い飼料が行くということにしたいものだと思つてございませう。念願しておるような状態でございます。

それから、今のは購買飼料でございますが、次に、自給飼料でございますけれども、先生方もしつちゅう旅行なさつておられるようでありませうが、汽車の窓から見ても、草のはえてるところはたくさんございませう。ところが、あれはみな野草でございます、特に本州関係ですと牧草専門の畑はあまり見受けられませんが、スイスなどでは、ああいう山岳地帯でもほとんど野草が見られない。國をあげて草地改良をしてゐる。そうして、そこに放牧をして、共同放牧もありませうし、個人のファームもありませうが、その放牧によつて非常に安く牛乳を生産してゐる。あれは大都会の近所でもやつてゐる例があつて、非常に成功し

てゐるようでございます。これは、村をあげて、町をあげて、あるいは県をあげて、共同でやらなければおそろくできないと思ひますが、こういう方面に大きな資本力を使つていただきますれば、非常にしあわせではないかと思ひます。せつかく草のはえてゐる土地があるんですから、これを牧草のはえてゐる土地に変えるということございませう。このようにしますと、牛乳生産費も安くついて、酪農家の手取りも大きくなるのじゃないかと思ひます。北海道でも、もしこれを改良するならば十五万町歩ぐらいあるのじゃないかという話を聞いております。全国にすれば大へんなものだと思ひます。私旅行しますと、そこを思うのございませうが、何とかこういう方面にもお力を入れていただきたいと念願してゐる次第であります。

私、乳業メーカーでございます、飼料の専門のことにはあまり存じませう。聞きかじつた点だけ申し上げた次第でございます。

○丹羽(兵)委員 私がいゝてあなたにお尋ねいたしましたのは、先刻申し上げましたように、お述べ下さいました御意見の中に幸いにもこの問題を強く取り上げて下さつたからお尋ねしたわけなんです、ただいま承りますれば、専門ではないけれども、乳価という問題から、あるいは乳の生産量という点から言つてもこれは必要だという立場で飼料の問題をお述べいただきまして、大いに参考になつて感謝いたします。これを要約して申し上げますと、国内飼料といふものは、できるだけ牧草をふやせ、牧野をふやせ、それに対しては果も國も渾然一体となつて大きく力を入

れてやるように、それから、輸入外国飼料に対しては、配給機構なんかもつと検討を加へるべきだ、そして飼料需給安定審議会なんかの運用をもつとよくしたならばある程度の欠陥が補われるではないか、このような三點に承らせていただきましたが、さう受け取りましてよろしうございませう。

○瀨尾参考人 もう一点、外国の原産地の飼料の価格、これと国内へ輸入されてゐる価格の差、これの御検討をお願いしたい、これを加へさせていただきます。

○丹羽(兵)委員 次に、瀨尾参考人の御答弁をきらつてというわけではございませうが、なぜそれを申し上げるかと申しますと、先ほど足鹿委員のお尋ねが瀨尾さんに対して大へんこまかくありまして、どうも最後になると私どもわからぬ点がございまして、またその同じようなことをあなたにお尋ねしておつても同じようなお答えよりいただけぬかと思ひますので、私は、今度、瀨尾参考人以外のどなたでもけっこうでございますから、お教えいただければたいへんけっこうだと思つて申し上げるわけでありませう。

それと申しますのは、先ほどからお話を聞いておりますと、酪農生産者の乳価といふものは、再生産にもならぬやうに非常に安い。しかし消費者の方には三倍近いものになつて渡る。消費者は高いと文句を言つてゐる。そしてまん中の業者はもうからぬとおつしやるのです。こんな話は聞いたことがないですね。それはどうも私もわからぬのです。そこを足鹿さんが盛んに聞かれて、ついでに、寺村さんに

は、事業団方式がいいかあるいは社会党の特別会計での政府買い上げがいいかといふようなことで話が進展してきしたが、これまた、その方法については、寺村さんからは、どつちでもないといふやうなことで、はつきりしたお返事がいただけない。それが今までの参考人各位に私どもから聞いておる御答弁を要約したところの結末でございます。

私は率直に一つお聞かせを願ひたいのですが、先日私どもの方の、委員長初め農政の情熱家各位が、北歐からアメリカ全体を歩いて農政問題を研究してこられました。その人方のお話を聞いてみますと、世界の農業国といわれ、特に畜産の国といわれてゐるデンマークでは、日本の金にして一升五十

三円ぐらいの生産費だ、そして農業協同組合のような方式で農民が集まつて市場へ出しておるが、消費者に渡る価格は八十五円、でありますから非常に消費者も喜んでゐる、それならばそこで働く労働者は賃金が大へん安いといふと、六万円程度労働者は所得があるといふのです。日本は、三倍も上げて消費者に行つて、働く農民、また労働者の方々に非常に賃金が安いといつて嘆いておられる。五十三円で買つて八十五円で消費者に渡つて、労働者は月に六万円の所得があつて喜んでゐるという国がある。もちろん、これは、日本では、隣で一合配給し、また十軒も先の家へ行つて一本配給し、また向こうへ行つて一本配給するといつたやうなことで、非常に目に見えた配給のための賃金もかかるでせう。そういう国のやうに、みんな一升もらう、三升もらう、湯水のやうにがぶがぶ飲むところは、そういう賃金なんかはかか

らぬといふことはわかつております。それから、長い歴史、長い研究によつて相当合理化されておるといふこともわれわれは考えなくちゃなりません、あまりにも開きがあり過ぎる。そして、だれも喜ばない。どうでせう、事業団方式であらうか政府の買い上げ方式であらうか、何でもいいですから、私の言うやうに、百姓も喜び、私どももがぶがぶ飲めるやうな方式をあなた方で研究なさつたことがあるでせうか。一つお聞かせ願ひたらつてどうですか。どなたでもけっこうでございますが、一番御研究を願つておつていただくはずでありますから、渡辺参考人にお願ひしたいと思います。

○渡辺参考人 大へん國際的な視野に立つて、むしろお教えをいただいたことに對して、こちらから申し上げる何ものもないわけでありませうが、ただ、今まで私に御指名がなかつたこと、今の丹羽先生のお話に多少関連することに触れさせていただいて、責めを果たさしていただきたいのでありますが、何と申しまして、国内自体で、たとえば今例におとりになりました酪農家の場合にしばつて考えてみても、酪農家自体が非常に生活のレベルが高いといふ事態に置かれておらないといふこと、その経済的ないろいろな制約を排除するために今度の法律が立てられたものと理解をいたしますものでありますから、従つて、そういう期待にこたへるやうな点をどこに私たちは特に焦点を置くかと申しますと、やはり価格の問題。それで、結局、そのことを操作する場合には、何と申しましても、公社あるいは公団あるいは事業団といふものをもつてこの操作に当た

らしめるということになります。すなわち、これは、やはり、そういう一つの独立した団体のしからしむる婦結といひまして、できるだけ赤字を出さないということとその団体の一つの目標となつてくるのであります。

ういたしますと、本来非常に弱い酪農家、畜産全体の対象を価格でカバーし、その操作でカバーしようということとで、公団あるいは事業団ということによって非常に硬直した一つの機能しか発揮できない。従つて、そういう出てくる当然の赤字というものを政府自体が直接責任をおとりにする、ダイレクトにこの操作における責任を政府がとつていただくということとは、食糧法においてもおとりになつておられますし、他の重要農産物の価格安定法においてもおとりにするわけでありま

すので、それ以上時代の脚光を浴びて期待されておる畜産部門につきましては、当然やはり政府の責任で管理することを中心としてお考えをお願いいたし。それが言葉の上ではやはり特別会計というものがつながつて参るだらうと思ひます。そういうこと自体が、直接国の責任が明確になる。名実ともに政府自体の責任において安定部門であるところの畜産に対して重点的にその責任を完遂していただく意味において、非常にこれは望ましい形ではないか。そのことがまた内容的には財政措置を十分に政府自体の責任で直接に配慮していただける。やはり、赤字を無視してのわれわれの期待するようなことは事業団ではなかなか容易でないだらうということ、建前として午前には御要請申し上げたはずであります。しかしながら、一氣に今もしもそうい

うことを国会で今度の法案に盛り込むことができないような場合には、ワシ・ステップとして事業団を設置していただくこともやむを得なからう。

〔田口(長)委員長代理退席、委員長着席〕

しかし、その場合におきましても、今言ったように、本来の畜産物の価格を安定するという機能を十分發揮するためには、当然その機能が十分發揮することによつて予想されるその赤字というものは、やはり、原案にあるように次年度に繰り越すというようなことはなく、その年度における赤字というものは政府において一般会計でこれを処理していただくということが法文の間に明文化されることによつて、私たちはこの法案に対する大きな信頼も持ち得るものではないかと考えるわけでございます。

学校給食等、これは瞬間タッチ方式で、事業団の放出されるという場合に、出てくる問題はやはり一つの赤字でございます。そういうことを考へますと、食糧会計において私たちが当然として考へておる二重価格の性格もこの問題としては出てくる。そういう一つの建前を貫きながら、私たちはやはり畜産団地の形成ということを目ざしながら、よりその生産性を高める努力をしながら、ともどもにこの畜産の発展の方向に努力していきたいというふうに考へておるわけでございます。

○丹羽(兵)委員 冒頭私が申し上げたように、私の御意見を承りたいのは、この法案の条項に基づく御意見を承つておるのではなくて、参考人各位のお述べ下さいました、また私どもにお聞

かせ下すつたその意見、お考えにならうて聞いておるわけでありませう。先ほど言ひましたように、この法案の中にあります事業団方式だとか、社会党の出しておられますところの特別会計による政府買い上げ方式ということ

は、いずれも御意見があることでありませう。それからそれはそれといたしまして、それよりも、根本の問題は、先ほど委員長初め皆様がずっと世界の農業国を歩かれ、特にデンマークなんか歩いて、こういう実情だという話を聞いておる。日本においては生産価格よりも三倍も高いものが牛乳で言うならば売り渡されて、酪農者も喜ばない、消費者は高いと言つてゐる。そして、中に入つた業者はもうからぬと言つてゐる。こんなことでは、それは何も畜産価格の安定にはならないと思ふのです。そうして、畜産業の奨励にもならないと思ふのです。畜産業を奨励せようとするならば、もっとこれは国民みんなが喜んで消費するものでなくちゃならぬし、消費する価格に持つていかなくちゃ伸びるものじゃないのです。私はそう思う。だから、余剰のものをどうするかというところから、余剰のものをどうするかよりも、もっと根本的に、こういう矛盾、一矛盾と言つていいかどうか、日本の現代の状況においてはやむを得ないかも知れませんが、飼料の問題を片づける、消費の宣伝、PRをするとかして、先ほど私が申し上げましたように消費量がずっと増せば、運賃だつてうんと安くなつてくる。それだけ、同じ価格で売るものならもうける人ができてくる、あるいは価格を下げてやれば消費者も生産者も喜ぶということになるでしょう。こんなことはし

らうとでもわかる。もう、消費者がどう言つておるかといへば、みんな三倍も高い牛乳が飲めるか、よく知つてゐるから言うのです。そういう点、もう少し何かの工夫と努力、創意によつて下げる方法を考えられないか。あなた方はいつも御研究いただいておりますから、私も考へておりますが、あなたの方のお立場において考へておつていただくことがあつたならばお聞かせ願ひたいというのが私のお願いの要旨なのです。おわかりになつていただけてほしい。一つ端的にお答えいただ

きたい。

○幸村参考人 あまりお答えにならないかと思ひますが、考へております点、お聞き願ひます。

一つは、畜産物だけではございませんが、わが国の消費者があまりにもサービスを食ひ過ぎるという点があるうかと思ふわけでございます。これは、メーカーさんのことをよくおしやうけれど、私はこれを肯定せざるを得ないと思ふわけでございます。外国のことを聞いてみますと、私見てもきました。やはり消費者が買ひに行く。一定のところまで取りに行くという方式がとられてゐるのを見ることができてございます。日本におきましては、大びんどころじゃない、一合びんで毎戸配達してある、こういう格好であります。そこに、サービスマン、人件費というものがべらぼうに要つてくる。あるいはびんのコストもあるかもしれませう。そういう問題がある。この問題につきましましては、だんだん労働力が不足になつて参りましたので、こういう客観的な拘束からいひまして改善される面があるかと思つてはお

るのでございますが、むしろ、より積極的に、メーカーの方々が相語り合つて改善するという方向が出ないものか、私はこれをお考へてございませう。みんながそうやっていただければ、消費者も、三厘、五厘というわけじゃございませうから、特に都市におきましては三厘、二厘のところまで買ひに行けばいいわけでありませうし、それが確にならば通るのじゃないか、私はこういう気もするわけでございます。そうなりますれば、そういうところで消費者にサービスマンをとらない、サービスマンをとらうということでは消費者価格をダウンせしめる要素もあるのじゃないかと思ひます。

それから、もう一点私疑問に思ふ点でございますが、現在の生乳を市乳に加工する市乳処理施設が現在のようなりっぱなものが要るかどうかという点を多少疑問に思ふわけでございます。しろうとのな角度からいへば、濾過器でして熱で消毒すればいいじゃないかというふうな考へ方も持つわけですが、これはしろうとの考へかもしれませんが、少なくとも現在のような市乳処理施設が必要であるかどうかというところに疑問を持つわけでございます。もしこれがそこまで必要でないというふうになりますと、それはそれで加工面のコストというものが非常にダウンするのじゃないか、こういうふうにお考へるわけでございます。

○野原委員長 芳賀貴君。

○芳賀委員 主として参考人の皆さんに政府提案の畜産物価格安定法と社会党提案の安定法の対比のもとに御意見を伺つておきたいと思ふのでございませうが、第一点は、牛乳の価格安定をや

るといふ場合に、政府案の言うように、乳製品の原料乳だけを切り離して、この部分だけの乳価の安定を行なうべき全体の安定が期せられるというような考え方は、これは間違ひだといわれれば考へておるわけでありますが、この点について瀬尾さんと渡辺さんにお伺ひしたいと思つておるわけではあります。

○瀬尾参考人 乳価の立て方でございますが、これは地方によつて違ふのでございませう。いわゆる市乳地帯と原料乳地帯と言つておられますが、北海道のような原料乳地帯では、製品を主体にした乳価の立て方になっておると思います。そして、その何割増しかが市乳の価格になっておるわけですね。それから、東京、大阪、名古屋というような大都市周辺で生産牛乳がほとんど市乳になる地帯では、市乳の販売価格が主になって乳価が立てられておるわけですね。しかし、統制をいたします製品が乳製品である以上、やはり乳製品を主体にすべきじゃないか、乳製品の原料乳価格を主体にすべきものじゃないかと思つておるわけですね。

それから、ついでと申しては恐縮ですが、一応申し上げますと、下位価格あるいは基準価格というものが一本で引かれるというところは今日非常に危険な点もあります。たとえば、地域差というものはどうするか、地方におきまする価格の差をどうするか、こういうことがありまして、これの立て方によりまして農家に有利なところと不利なところがあるのでありまして、こういう面から考へますと、一つの安定帯というものが必要でなからうかと思つておるわけですね。最高最低の中で地方的にいろいろ勘案して乳価をきめる

という線がないと、全国一本でということはどういふことができるものではないのでありまして、実際にそぐわないといふふうな考へるわけでありませう。事業団におきまして取り扱うものは、乳製品である場合には一応乳製品の原料乳価格ということで差をつけたいといふのは考へておるわけですね。

○渡辺参考人 なま乳を対象にするといふことを私午前中に申し上げましたのは、乳製品だけを対象にいたしますと、これは会社の手持ち在庫を調整するという機能に役立つだけであつて、本来的な酪農生産者の乳価を保障するという措置には及ばないといふことからは、乳製品も当然でありませうが、なま乳もその対象にしたいといふわけですね。意味で申し上げたわけでありませう。

○芳賀委員 そこで、乳製品だけを切り離して、それに要する原料乳価の安定といふことになりませうと、最近の牛乳会社の経営方針を見ると、これは資本主義体制下においてはやむを得ないことでありませうけれども、経営上から見たときには、乳製品の取り扱い分量よりも市乳の取り扱い分量が多い方が経営が容易である、利潤が多い、こういう判断は誤りないと思つておるわけですね。ですから、経営上から見れば、できるだけ市乳地帯に販路を拡大して、市乳に必要とする乳の集荷を行なう、やむを得ざる場合においては第二次的に乳製品の生産を行なう、その場合も、乳製品の原料乳価は製品から逆算した乳価ということになっておるのが今日の事情である限り、この壁を打破しなければ、畜産農業の面から見れば、農業者の面から見れば牛乳の安定といふものは絶対に期することはできないと思つておるわけ

です。そういう見地から、まず、生産農家が生産して販売しようとするなま乳の価格の安定をどうするか、これを基本に考へる必要があると思つておるわけですね。その場合は、日本国内のどのような地域で牛乳の生産を行なつても、そこで最低の生産費の回収と今後の再生産が可能であつて農家の所得が確保されるという限界といふものを最低の限界としてなま乳の基準価格といふものをきめ、その上に、その地域が市乳地帯であるか原料乳地帯であるか、あるいは飼料を確保する場合にそれが高率の飼料であるかあるいは低廉な自給飼料であるか、そういう判断といふものはその基準価格の一つの算定の要素としてそれを加算していくといふことになれば、当然、その結果は、農家が同じ生産した乳が、会社の都合によつて一部は市乳に用いられる、残りは原料乳に用いられるというようないふ差別といふものは漸次解消するのではないかと、いふふうな考へるわけですが、この点はいかがですか。

○瀬尾参考人 先ほど申し上げたように、なま乳の基準価格、これはどういふ点に基準を置くか私ばかりませうが、市乳地帯で夏のようにほとんど市乳に回るといふ地帯は、乳製品原料は要らない。それから、先ほど鈴木参考人が申し上げましたように、北海道のように大部分が原料乳に回るといふ場合にはやはりこれを基準にするといふことでありまして、全国一律に基準価格といふものはおそろくできないと思つておるわけですね。それから、飼養管理上、北海道のように飼料の割合豊富などところ、あるいは大都會の周辺のように自給飼料のほとんどないところ

で、それもごっちゃにして一本の価格の基準といふことも、これは言えない。従来の慣習でございませうし、たとえば、先ほど芳賀先生がおっしゃつたように、市乳が昨今伸びておる。従つて、東京周辺の市乳用の原料乳価格がきまつておる。そして、距離的問題とその地帯の消費状況から見ましたある割合での比率で各地の乳価がだんだん定められていくといふような事情でございまして、そういう考慮からいいますと、先ほど申し上げたように、一つの帯といふものがあつて、その中の動きといふものでなければならぬ。一律一本できめて、それにいろいろなものを加へると申しましても、これは用途別に季節的にみんな違ふのでございませうから、ちよつと無理なんじゃないだらうかと、実際面から見て考へられる次第でございませう。

○芳賀委員 誤解があるようですが、この両法案とも、食管法のように、政府が米の政府買い入れ価格をきめて農民の生産した全量を国のきめた一本価格でこれを有償的に買い入れなければならぬという規定はどこにもないのです。ここであつて、その基準価格といふものは、それを最低にして取引が行なわれなければならない、それ以上は価格があつて当然であるという思想の上に立つておるのです。ですから、生乳全体を対象にした場合は、当然、生乳地帯の乳価といふものは、その使用目的が市乳である場合は、当然これは基準価格よりも上回る価格といふものが算定される結果になると思つておるのです。ですから、もうきまつたらどこでもその通りで買わなければいかぬといふことじゃないのです。それ以上買つ

てはいけないといふ考へ方はどうももないのです。政府案の場合には、上位価格をこえた場合には、政府があるいは輸入するとか事業団の手持ちを放出するといふような調整機能を發揮することになっておるが、その場合であつても、上位価格以上の取引はこれを嚴重に処罰するといふような規定は全然ないわけですね。私がこれを申し上げるのは、原料乳地帯の乳は安いのが当然であるといふような、こういう思想が常識的に固定すると、これは非常に危険なことになる。お前たちの乳は原料乳地帯の乳だからこれは安いのがあたりまえだといふことで押しつけるといふことは、これは非常に危険なことになる。その証左といふものは、先ほど鈴木参考人が言われた通り、全国で北海道が一番乳の生産が伸びていないわけですね。乳牛の頭数もその増加率が非常に低調なわけですね。ですから、たとえば現在の北海道の牛乳の生産といふものは、今の状態ではそれ自体がもう成長の期待といふものはだんだん薄らいでおるわけなんです。北海道で、子牛が生産されると、それを育成したものが成牛になると、どんどん大都會周辺にそれが取引されて移動しておるといふ現状なんですね。そして、その牛は、市乳地帯において、もう極度に、できるだけ短期間に量的な搾乳をやるといふことでいくものですね。それから、大体三年ぐらゐで廃牛といふことになる。こういう姿が今後続くと、正常な日本の畜産農業の発展といふものは絶対にあり得ないといわれれば考へておるわけですね。ですから、そういうことを根本的に解決するた

めには、やはり、この生産された乳

全体を対象にした乳価安定の基本というものを定めて、そして、使用される乳が原料乳であるか市乳であるかというその目的と、それぞれの条件というものをそれに加味して現実の取引が行なわれなければならない、というふうなわれわれは考えておるわけですが、その可能性があるかないかという点に、幸いとして何でありませうけれども、今日、日本の四大乳業社は、協乳は少し力がないようですが、あとの三社は全国的に集荷網とか工場を設置しておるわけですから、一地域だけでやるというふうなそういう立地的な差というものはないわけですが、それから、同じ経営体のもとにおいて、各地において生乳を購入しておるという場合においては、企業全体の中において今日のようない地域乳価の格差というものがあつたというところは、これは非常に問題があると思つておる。その問題というものは、この地域は原料乳地帯だから安く買うのがあたりまえだという方針が現地に押しつけられておる。だから、生産者も、なるほどおれたちのところは原料乳地帯だから安いのがあたりまえなのかなという確信のない不安というものが現在にはびこつておるわけですが、ですから、どうしても、この際、法律をせつかく作る場合には、この壁を破る法律でなければ、法律を作る必要がないということになるので、くどいようですが、この点をぜひこころから程度明確にしておきたいと思つておる。

○瀬尾参考人 原料乳地帯が安いというところまでくづけておるといふことではないのでございます。市乳地帯

の、いわゆる大都會周辺の牛乳の価格は、市乳のいわゆる末端価格から推して、高く買えるから高く買つておるといふことになりまして、それから、市乳のない地帯でそれと同様に買ふということになりますと、製品の価格が非常に高くなるということですが、私どもの経営上からいいますと、結局、決算面では、全国のおの乳価負担力が違ういろいろな製品を扱つて、その総利益で利潤をあげるわけでは、まして、これを平均して各地で乳価をきめるといふことになりまして、いわゆる製品の原料乳地帯はけっこうなことになるけれども、おそれる負担力のある市乳地帯の乳価が下がるということになることを心配するのではありません。現実におきましては、市乳地帯が、乳価を高く買つて、増産態勢に持つていっておるために、割合に高いのであります。そのために乳牛も流れるということですが、先ほどお話しした北海道の乳牛増加率が落ちておるというものは、乳牛そのものが北海道に残るならば大へん増加率になりますけれども、やはり、需要との関係で、牛を売る方が都合がいいということでは内地に流れておるのであります。そこに、乳価の差は、あなたのおっしゃるようなことはあるけれども、おっしゃるようなことも、要するに、大都會周辺の市乳地帯の農家に購買力があるということではないかと思つておる。現在ですと、北海道の乳牛が全国比で大体二一％くらいになっておると思つておる。昨今ですと、関東地区が一八％を少し上回つておると考えております。どうしても負担力が大きくて乳価が高く買える地帯に乳牛が集まるということはや

むを得ないことではないかと思つておる。あります。また、そこに乳牛が集まることは、市乳が豊富に供給できるということになるわけでありまして、現在でも、東京周辺は大体おさまりました。が、まだ、関西であるとか北九州あたりでは、乳牛が足りないということですが、盛んに北海道に乳牛を買いに行つて、これが北海道の増加率を低減しておるといふことで、北海道で搾乳牛が三％しかふえてないということでは、要するに牛の移動なのであります。政策の問題というよりも、牛そのものの需給調整の関係で動いておるものだと私は思つておる。乳価は、これは、私どもの会社では、各製品の生産計画から見まして、しかもその負担力から見てもおるわけなのであります。これに市乳を入れて全国平均で基準価格を出すということになりますと、さき言つたような、市乳地帯の農家の手取りが率としては下がるのではないかと、これも考えられます。従つて、市乳を基準にするのか、乳製品を基準にするのかというところは別にいたしまして、その基準の立て方を現在まだ承つておりませんので、私たちも批判しかねておる、御意見を申し上げかねておるわけなのであります。どういふふうにしてきめるといふことがきまつてないでございまして、そういう点で、私たちどうもはっきりした御意見を申し上げられないのでございまして、今申しましたように、市乳の負担力と乳製品の負担力が格段の差があるということだけは一つ御承知願ひたいと思つておる。

○芳賀委員 そこで、これは将来の問題になる点なんです、たとえば調整保管を行なう生産者団体がこれを加工保管することになるわけですが、その設備がない場合には、結局乳業者の既存施設を利用して委託加工ということに製品化するわけなんです。その場合には、当然、先ほどお話しした委託加工に要する経費というものは、これは厳密に計算されなければならぬということになる。ですから、その機会を通じて、乳製品の加工経費はどの程度のものかということが今度は国民の前に明らかにすることを思つておる。ですから、その明らかにした経費と、この牛乳の適正な基準価格というものを合算したものが、いわゆる最も好ましい乳製品の販売価格ということになるわけなんです。ですから、委託加工なら委託加工行為を通じて乳製品の価格形成というものが新しく生まれてくるということは、これはもう想像できるわけなんです。今までは、乳業者の立場から、あるいは政府の法案の思想というものは、乳製品からの逆算方式で下位価格をきめるといふことであるが、その点については、参考人の皆さんは、全員、そういう方式はうまくない、やはり原則は生産費・所得補償方式で乳価の決定を行なつてやるべきであるということにはいささかの食い違いはないわけでありまして、ですから、乳の基準価格をきめるといふことになると、乳全体を対象にした基準価格以外きめようがないのです。生産費の調査をやる場合においても、最初から原料乳と市乳にはっきり分かれて牛の乳がしぼり出されるわけはないわけなんです。同じ農家がしぼつた乳で

も、工場へ持つていってから、一部は市乳に使われたり、一部は原料に使われるということになるので、それは会社の経営の都合なんです。問題は、農家が牛からしぼり上げた乳を販売するときの基準価格をどうするかというところが問題になるわけなんです。ですから、最も正しい生産費に基づいた乳価をきめるといふ場合には、乳全体が対象になるということではなければならぬわけなんです。だから、ここを押しつけるわけではないが、どういふ立場から考えても、理論というものは、あるいは原則というものは、そんなに大きな食い違いはないと私は思つておる。ですから、どうしても原料乳地帯の乳だけを安くしたいということが前提になれば、もう曲げてでもそうでなければならぬということになるが、そうでなければ、やはり、常識の考えから言つても、全体を対象にした基準価格を算定する以外に方法はないと私は思つておる。

○瀬尾参考人 芳賀先生にちょっと伺ひたいのですが、地域差というものは御考慮なさらないということなんではございませうか。たとえばですね、東京周辺で牛乳を生産する場合に濃厚飼料を非常に使つておるんで乳価が非常に高くつく、北海道のごとき自給飼料が割合にあるところではそれより幾らか安く生産されるという面があらうかと思つておる。しかし、北海道内部だけでも、場所によりまして非常に安いところと高くつくところとおのおのがあるわけなんです。全国的に見ますとそれが非常に複雑なものでございまして、その地域的な複雑さをどうして調整するかということなくして一本価格

は地方々々で情勢が違いますから一がいには申しません。申しませんが、そういう危険も多少あるということは、これは含みとして私は申し上げておる次第であります。

○芳賀委員 ただ、消費者のことも考えるのが大事だが、しかし、常識ある国民は、現在のような形で、たとえば会社の利潤だけは確保される状態の中において、原料を提供する生産者だけが犠牲になった形で乳製品の安いのが好ましいとは考えていない。主婦連なんかが何でも安い方がいいような運動をしておるが、全部が主婦連の主張でもないと思います。やはり、農民も国民として人間的な生活が行ない得る、そういうことを基本にして考えた場合に、これは、乳業者の立場から見ても、原料乳地帯の乳価が安過ぎるというところは、これは認めておられる点なんでしょう。ですから、まず、順序としては、乳価の基準価格というものを正當に設定して、それに適正な会社の加工賃や適正利潤というものを加算して、そうして、一体指定乳製品の価格が幾らになる、乳製品の基準価格が幾らになるということを、今までは日本ではそういうことをやっていたが、ないが、今度法律が出ると、そういうことをいやでもやらなければならぬことになるわけなんです。その出た答えによつて、国民がその価格で消費するかどうかというところは、これは今後に残された問題なんです。乳製品が高過ぎるが、じゃ全部飲用にするということがなれば、飲用乳の消費が拡大しますからして、日本の生産された牛乳を全部有利な飲用に使っても差しつかえないのですよ。生産者は無理やり安い乳を

売りたいというような希望を持った者はないのです。とにかく、有利に処分されれば、乳で飲んでもらっても、製品で使ってもらっても、これは差しつかえないのです。だから、そういう、極端なようですが、全部国内の乳は市乳に使う、それ以外にまた乳製品を希望するのであれば、これは、国の特別会計を通じて、そして安価な乳製品を輸入して、そして十分それを提供するということもできるのです。だから、その点はあまり心配ないと思います。

○瀬尾参考人 今芳賀先生ののおっしゃった、価格を維持するために市乳に持つていく、これは強要できないのです。それは、やはり、牛乳を好きにな方もありますし、牛乳のきらいな方もあります。乳製品でも、バターの好きな方もあればチーズの好きな方もあります。これは強要できない。これは自然な推移で、昨今の傾向から見ますと、市乳は相当ふえていくと思います。極端な例ですが、イギリスはほとんど国産牛乳は市乳に向けております。そして乳製品はほとんど輸入ですが、これは、乳量が少ないために、そして乳製品の消費量が非常に多いために、ああいう傾向になっておると思うのであります。将来の形は別といたしまして、現在製品をこれだけしか日本できなないのだということだったら、消費者に対して大問題ではなからうかと思ふのです。これは将来はあるいはそういう形になるかもしれないが、私たちがそれは察しないわけではありませぬけれども、現実ですぐそういくということ、これは私はそう考えられないのであります。

それから、もう一つ、乳業者がいかに

も利潤を追求しておるといふうに聞こえるのですけれども、先ほど申し上げたように、これについては十分に御検討下さることを私はお願い申し上げます。これは、どんな産業だつて、採算のとれない産業は滅びます。同じ酪農家の方々だつて、絶対採算とれないというところになったら、日本の酪農は滅びてしまいます。何とか維持してたえておる面もありますけれども、戦後やばり六倍、七倍と伸びておるのは、そこいらかの利点があるのだと思ひますが、乳業界におきましては、農協さんがおやりになつていた乳製品工場までも含めて、戦後ずいぶん工場がつぶれております。乳業者が非常に淘汰されておる。これは、やはり、そこに価格構成なり経営上も無理があったというところで、これは現実にもう淘汰されておるのです。こういうことも一つお考えおき願つて、やはり、お互いに共同運営する、共存共栄するという意味での、バランスのとれた製品価格であり乳価である、こういうことでお考え願いたいということを御希望申し上げます。

○芳賀委員 次に、指定乳製品の品目の問題ですが、これは、生産者関係の代表者の方は、それぞれ練乳を全面的に指定すべきだという御意見でありましたが、乳業者の立場から見た場合はどういふふうにお考えですか。

○瀬尾参考人 練乳にもたくさん種類があるのですが、ここで考えていらっしゃる練乳というものは、どういふ種類でございましょうか。私は大カンドと思つておりますが、小カンもありまして、また、エバ・ミルクもあります

が、私は大カンだと思つてお答えします。大カンは、主として中小企業の方々が作つていつも苦しめられていたものですから、これに対して道を開くことはまことにけっこうだと考えております。

○芳賀委員 それは加糖の大カンですけれども、無糖ですね、いわゆるエバ・ミルクというふうな、そういうもの、これはやはり必要な場合には対象にした方がいいのではないかと思ひますし、そういう説もあるわけなんです。その点についてはどうお考えですか。

○瀬尾参考人 エバ・ミルクは小カンです。大カンじゃ保存できないのです。日本のエバ・ミルクの需要状況は、これは統計上ごらん願えばわかりますが、その伸び方は遅々たるものがある。それから、練乳の全脂の小カン、これもほとんど横ばい状態です。ですから、われわれはそういう消費のかげんを見て製造しておりますが、これだけ余分に作つた消化のしようがないということです。ですから、練乳とするならば大カンであるべきだと私は考えております。

格、いわゆる委託した場合には、委託諸経費を加算して、それに買い上げ時期までの金利、倉敷等を加算した価格で買い上げる、政府の構想から言ふと事業団が買い上げるということになる。ですから、乳から製品化されたものを一貫して、やはりその年間の需給事情等を勘案してそこで操作するということになれば、その分だけ買い上げれば目的が達せられるのじゃないか。

一方、乳業者の任務としては、乳業者自身の自主的な努力によつて年間の製品の調整販売計画というものを立てて、そこで努力をしよう。そして、その計画内で認定された分について調整販売の努力をしたものについて、それに要した倉敷、保管料、金利等を政府が支払いをするという形式でいけば、相当強力な調整販売が進められるのではないかとこの二本立方式についてはどう考えますか。

○瀬尾参考人 これは製品ですが、私もメーカーとしては、年間販売計画、生産計画は必ず立てるのでございします。基礎といたしましては、生産乳量を基盤として立てます。そこで、これだけの乳量を、たとえば百万石なら百万石の乳量を何の製品にやれば全部消化できるかなということ、製造計画を立て、販売計画を立てるわけなんです。ところが、私どものように全国的な場合には調整もある程度できるのです。が、一地区にありますが、乳業者は、どうも、全国的な需給関係には影響せず、余った足りなくなつたりする。それから、私どものように総合的に各種の製品を作つておる場合には、その調整も割合簡単なんです。が、単品をやつてお

るところ、これが非常にお困りなんです。従って、過去の経験上から、何が余ってくるか、何にしわ寄せされるかということからいきますと、まず、大体において、バターとか、脱脂粉乳、練乳ということになるので、それらを取り上げて買入れ指定品とするというところは賢明だというふうに考えておるわけでありまして。何でもかんでも買入れるんだということができないことと、何でもかんでも余ってくるのではないのでありまして、それぞれ、各メーカーとも、販売をしなければならぬのですから、出ていくものから計画して製造していく。しわ寄せは、結局原料部門、つづれるのは必ず原料価格です。しかも、どうしても大カシンのを作らざるを得ない状態から、牛乳が余ってきた場合にみられる、こういうことになるのですから、こういう点も御勘案いただければけっこうだと思います。

○芳賀委員 この点は非常に大事な点ですが、生産者団体が加工保管したもののだけを最終的には無制限買入れをする。この措置が相当計画的に行なわれれば、会社の経営は非常に楽になる。そうでしょう。大体一年間の需給計画をにらんで、値下がりをするような場合は比較的過剰傾向が現われるときなんです。ですから、その傾向を生産者団体がとらえて、そして、調整保管計画の線に沿って、それを隔離するような、凍結するような措置を講ずるわけなんです。そしてなお価格が正常化しない場合には、それは全面的に買入れを発動ということになるわけであるからして、かつて乳製品会社に対して調整保管をやらしたときよりも、これは

会社としては非常に負担が軽くなる。しかも、会社自身の調整保管行為については買入れはしないが、しかし、その分についての保管料とか金利等の助成を国が行なうということになれば、これは経営安泰となると思います。どうですか。

○瀬尾参考人 この際ですから一言申し上げたいと思うのですが、何か、調整施設と申しますか、調整工場をお持ちになるということがあるようですが、委託加工を全面的にできるといふことになると、この調整工場というのは、先ほども運営上疑問があると申し上げたのですが、ふだん遊んでいて、あるときだけ活動するというもので、絶対的採算がとれるものではない。それから、現在一応日本の生産乳量が処理される設備が各地にある。そのほかに調整工場を新しく作るということとは二重投資ですから、今日の金融措置から見ましても、非常にむだが大きいということが考えられるわけなんです。

それから、生産者が保管するのが乳業者が保管するののか、これは、方法は別といたしまして、とにかく保管してあるということが必ずしも市場をよくするという問題ではないので、これはいつか放出される。あるいは特別の用途に損しても使うのだということが保証されておれば別であります。……そういう面もありまして、また、生産者の保管といえますけれども、乳業者は、工場受け入れ乳量が減るといふことは生産コストに非常に影響するの、できるだけ生産コストを安価にするために乳量を離したくないというのが人情です。ですから、どんなに不況で物が余っているときでも、増産計画を立てている。これが、コスト・ダウンする、合理化する一つの大きなテーマなんです。ですから、メーカーから牛乳をとってしまえば、そして生産者に保管させればそれで合理化されるんだというところは、その通りには受け入れられない。私ども、過去においても、どんな不況のときでも増産計画を立てております。これを要するに、増産されるのがほんとうにコスト・ダウンの一つの大きなテーマだということ。ですから、私どもは作らしていただくことが一番いいのでございまして、その処置を、ほんとうに残った上積みを買取る方向に向かっていくことが望ましいので、生産者に保管されることが直ちに会社に有利だということとは言い切れないと申し上げる次第でございます。

○芳賀委員 そこはなかなか正直な御意見なんです。従来は、牛乳の生産が伸びて需要がそれに伴わないような場合は、そのことを理由にして乳価の引き下げがしばしば行なわれたのです。そういう苦い経験を持つておる。だから、そういう理由でまた会社にたたかれては大へんだから、今度はそういう傾向が現われることを事前に察知して、その分は凍結するということになると、会社の所要乳量は少し減りかねない。これは大へんだというところで、やはりそういう買いたたきはしないわけなんです。場合によっては正当な競争が起きるといふ場合もある。これはやはり相当効果があると思うわけです。ですから、そこをやはりねらっておるわけなんです。その場合に、生産者が凍結した製

品については、これは国の責任で買上げ、処理する。市場へそれを出した場合には市場に悪影響があるから、そういう場合には学校給食に使うとか、あるいは病院の給食に使うとか、国が買上げた分については社会政策的に使用する。そういう目的がこれに伴わなければ、ただ買いたたけておるということであれば、これは大へんなことになるので、そこは、われわれとしては、十分先の先まで読んで、これはどうするということにいくわけです。そういう万般の配慮をした場合においては、会社の調整保管分まで買上げる必要はないのじゃないか。金利、倉敷程度出せば健全運営ができるのではないかとこののがわれわれの判断ですが、権威者の瀬尾さんはどう考えますか。

○瀬尾参考人 私、まことにございまして申し上げようでございましてけれども、芳賀先生のお考えの通りには動かないと思っております。と申しますのは、かりに中小企業者はどういたしますか。大体、中小企業者は、過去においては滞貨を持つて困っておった方が多かったものであります。それらが、会社であるがゆえに買ってもらえない、これはどうもちょっと片手落ちのような気がするものであります。先ほど申したように、生産費の関保で、牛乳をとられることは損をするところになるのであります。これはやはりコスト・ダウンすることでは乳量を維持したい。もし必要があつて生産者が保管するならばそれだけつこうでしようけれども、メーカーのある人が保管した場合に、また地域的なそういう問題が起きると思ひます。それはやはりやられてやるべきじゃないかと考えられるのであります。

○芳賀委員 決して大メーカーを擁護するために貧弱な中小メーカーをつぶそうという考えはないのです。その方向というものは、そういうことになる。大体大きな三社ないし四社に集中されるのはしょうがないことですね。それが困りであれば、それでは政府が決定した適正基準価格で取引をやるかどうかという問題です。法律に、この基準価格における取引の勧告措置等というものはいずれも書いてあります。問題は、凍結したり保管したりするよりも、その生産した乳が正当な価格で常時取引されればそれに越したことはない。それをわれわれも一番望んでいるわけです。ですから、会社の製品に対してやはり買入れ措置も必要であるということになれば、それを理由づけるために、むしろ法律によって定められた基準価格以下で取引してはいけない、必ず最悪の場合でも基準価格において長期的な契約取引をやるというような体制が確立されて、これが正常化されていくということになれば、この法律の意義は非常にあるということになるのです。この点もわれわれが心配するわけなんです。法律では基準価格による取引というものを期待するが、はたしてこれがこの法律の力の範囲で行なわれるかどうかというところは、まだやってみないから疑問点なんです。その点はいかがですか。

○瀬尾参考人 基準価格で買入れない業者に対しては買上げない、これは一つの信義になつておるもので、私も承知いたしております。それは、結局、基準価格で買ひまして、市

ないかと考えられるのであります。

うわけでございませうけれども、諸般の客観的の事情から判断いたしましたして、事業団方式でやむを得ない、——でありますかというところでお願いをいたしましたわけであります。

○芳賀委員　それは、社会党は少数だから、これは結果的には政府案の事業団が通るだらうという、ごく現実的な考え方から、現実にあ協して述べられたので、これは最近の団体の傾向からしては正直な態度だと思ふわけです。

ただ、問題は、事業団になると、事業団の経営内において業務をやるということになれば、本来の任務は生産者の牛乳とか畜肉とかの価格安定をはかり、調整保管したものは事業団が買い上げるということになれば、事業団はもうからないのですよ。事業団はとんとんにもいかないのです。積極的にな

これは毎年数億円の赤字が出るというところになるわけです。ですから、そういうことがはたして事業団の経営の中において期待できるかどうか、最初からあたりまえだとか、期待できるということにはならないわけですね。この点を考えた場合には、やはり最初からそういううわかつておる法律の目的に沿って生ずる赤字というものをどうするかというのを先に判断してかからないと、通るから事業団でやむを得ぬということで、これは何も仕事はできないわけです。ですから、当然生ずる法律の目的に沿った赤字というものを一体国はどうするのだということになれば、その場合はなかなかこれは事業団方式ではできない。やはり、食糧特別会計と同じような特別会計の方向でいって、そうして毎年度に生ずる業務

上の赤字等につきましては、これは一般会計から予算的な措置でこの赤字を補てんするということではないか、われわれはこれについて、この点については御心配をされておられると思うが、なかなか積極的な赤字を作るということはできないと思うのですが、こういう点に対してどうお考えになるか。

それから、一体、事業団それ自体がどの程度に買い取りしてしまつた後の保管施設を持つか。乳製品の場合にはそれは会社の倉庫に保管させる方法もあるが、食肉の場合はなかなかそういうわけにはいかないと思うのです。そういう冷凍施設等についても、なかなか冷凍倉庫ではだめです。やはり、急速冷凍のできるような近代的な設備というものを事業団が当然設備しなければならぬということになると思うのです。一方、生産者団体もそういう体制を国の助成のもとに行なうということも必要になるわけですが、われわれとしては、事業団の場合には今言つただけでも大きな問題が生じてくると思うのですが、一番事業団と密着して生産者団体の中心にしなければならぬとわれわれは想定しておるのですが、その全販連が一番真剣に事業団のことを考えてもらわなければならぬのですが、もう少し、個人的な見解でもいいですから、そういう具体的な点に対して意見を聞かしていただきたいと思う。

方式をおとり願えないかということでは、実はお願いしたわけなのでございます。法制的にどうなるか、それは不勉強でわからないのでございますが、法律に規定すれば可能じゃないかというふうにも考えるわけでございます。御指摘のように、事業団が赤字が出ないならば、事業団の存在価値が失われるというふうな筋合いのものであるかと思うわけでございます。

それから、第二点の調整保管だの何だの問題につきましては、御指摘の通りに、事業団自体で持つことももちろんのこと、また、生産者自体も持つという方向で、できるだけすみやかに進めて参らなければならぬと思うわけでございます。ただ、問題は、御指摘のように、やはり凍結設備も必要といたしますので、そうなりますと、土地代を別にいたしまして、坪四十五万円、五十万円の金がかかる。しかも、かりに調整倉庫を作りましても、実は、農家団体は、調整倉庫が遊んでゐるような市況、価格情勢で流れるのが一番いいということなのであります。従いまして、常時入っておればおかしいというふうなことになるかと思つたわけでございます。そういう点からいいますれば、その回転率と申しますか、利用率と申しますか、そういうものの非常に悪いということが当然想定されるのでございます。そこらあたりを見ますと、設備だけじゃなしに、あの運営費の面におきましても、なかなかこれはむづかしい問題があるというふうな考えられるわけでございます。しかし、それはそれといたしまして、可能な限り政府の大幅な助成もお願いいたして、逐次進めて参らなくて

はならぬと思うわけでございます。米がどうにか生産、流通面で安定しておりますのは、申すまでもなく、農業倉庫というものが全国的に整備されておるがためにこれが実現されておるわけなのでございます。いわんや畜産物におきましておや、ということをお考えするわけでございます。ただ、それはそういうことで進めるといたしまして、当面そう急速に整備されない。その対策としてどうあるかということ等も私も考えておるのでございますが、これは、必要に応じて、——と申しますのは、計画が成り立ちますから、その計画に應じて、事業団に早くから現在の設備を借り、一定の面積を年間を通じてなら年間を通じて借りておいてもらつたということ等のやり方によりまして、計画的な調整保管、状況に応じて政府売り渡しということも可能であるか、こういうふうな考えておるわけでございます。

○芳賀委員 次に、飲用牛乳の問題ですが、社会党の案としましては、先ほど申し上げました通り、生乳全体を対象にした乳の価格安定措置を講ずることにしておりますので、当然、飲用牛乳の問題についても、これは法律上触れておるわけですが、政府案には飲用牛乳の関係が何ら触れておらないのであります。やはり、年間消費の五五%ないし六〇%を占める飲用牛乳の分野について何ら制度上の措置を講じないということは、これは不当なことなんです。ですから、今後の問題としては、やはり飲用牛乳等についても適正な販売価格等というものが設定される必要がある、そういうふうなわれわれは考えておるわけですが、この点に

ついては瀬尾さんあるいは渡辺参考人から御意見を伺つておきたいと思ひます。

○瀬尾参考人 飲用牛乳の価格を設定するということですが、現在も指導方針は農林省の方から指示を受けておりまして、その結果をこちらに願ひたいのであります。これはそういう意図があつたかどうかはわかりませんが、おそろく大メーカーが横暴するということな考え方では押えたいんじゃないかというふうに私たちがはひがんで考えております。ところが、現実には、いわゆる大メーカーと申しますのは総合的な経営をしておりまして、白牛乳では採算がとれない、これは常識になっておりますけれども、これは常識になっておりますけれども、それはそれとして、逆に、市乳を単一業としてゐる方が非常に迷惑している。これが先ほど申したように整理態勢に入つてきておるといふことで、指導価格というものがほんとうに適正であれば何の問題もないのです。それから、もう一つは、適正でないところに今のような問題が起きているのですが、飲用牛乳の地帯の乳価は、常に現在では、消費のキャパシティと申しますか、そういう面から他の地区より割合に有利になっておる。ずっと過去そうなつておる。従つて、そこに乳牛が流れるのも、これが実態を現わしておるというふうな考えられる。それこそ御心配になる人がいるのか、なというふうには私に考えておる。現実にはそういうようなことがいまだかつてあまりなかったようなのです。今農林省さんが指導しておる価格というものはほんとうに適正でないということ

は、私ははっきり申し上げていいと思ふのです。

○渡辺参考人 飲用牛乳であらうと原料乳であらうと、私たちは、やはり、牛乳を作るといふ農家の立場から、生産費をつぐなう乳価というものを政府で保障して、安定した生産に邁進できるようにすることをこの法律に期待しておる、こういうことであります。

○芳賀委員 それと、もう一つは、消費者の立場から見た場合、末端に行つて消費する飲用牛乳の価格というものは大体どの辺が合理的で妥当かというところは、国民はわからないのです。農民の立場から言つと、農民の乳価の倍以上の価格で市乳が販売されておる。そういうことは消費者の側からも言えると思うのです。ですから、そういう点は、やはり生産者乳価をきめると同時に、飲用乳が末端に消費されるまでのそれぞれの経費、そういうものをやはり国が正確に算定して、その結果、この程度が飲用乳の基準的な価格である、そういうようなことを国として発表できるような制度というものがどうしても必要であるという考えで私は述べたわけですが。

最後にもう一点、参考までにお伺ひしておきたいのですが、この調整保管をやする場合の数量の把握、調整保管計画を立てる場合にどのくらいの数量を計画の中に入れるかということが非常に把握が問題になるのですが、われわれの研究した点では、最近の年間の牛乳の生産の伸び率等を勘案して、大体全生産量の三三%ないし五五%程度の数量の範囲内において調整計画が完全に実行されれば、それによつて安定措置というものは十分進められるというふうな

判断しておるわけです。たとえば三%という年間約四十万石ということになる。五%ということになれば、これは六十万石くらいのことになるわけですが、そういうことでやられるとすれば、その全量を国が無償で使うということにしても、予算的には非常に少額です。食糧会計では年間七百億というよな声も聞かれます。国が大きい期待する畜産農業の部面にたとえ五十億とか将来百億を国が消費するということになれば、相当積極的な制度が実現するといふふうに考えるわけですが、まづどの程度の数量を計画に入れば実効があるかという点を参考人にお聞きしたい。

○瀬尾参考人 最初に御質問の、市乳の価格は適正な価格かどうかということですが、先ほど、私は、現在の市乳の指導価格は適正でないと申し上げました。その御判断をいただきます一つの資料として、農協さん関係がおやりになっておる市乳工場が、失礼な言葉ですけれども、ほとんど立ち行かないという状態のところが多い。これが現在の市乳価格の適正ではないという証左でないかと思ひます。それから、それではメーカー筋はどうしておるかといひますと、いわゆる総合的な経営をやっておる会社はどうかやっておる。メーカーとしては、単一市乳業者は苦しいのだ、これは先ほど御答弁した通りだと思ひます。

それから、調整の乳量はどのくらいかと申しますと、それは年々その年によって違うのでございます。しかし、過去におきます最高の調整した乳量は、その当時の大体五%。今日は牛乳、乳製品の需要も非常に旺盛ですから、そういう場合にはあるいは三%でとどまるかもしれない。これは、乳価があるいは製品の価格等にある程度の幅があつて、その範囲内でとどまるような処置ということになるわけですが、過去の実績から言ひますと、これがその当時の最高であるわけですから、その調整したことによつて、半年後か一年後にはむしろ足りなくなつた、価格が安いために需要が増した、そういう効果もあつた。そして急に酪農が伸びたという利点もござひます。その辺でござひまして、今の需給状態から見ると、三%、五%といひますけれども、過去の経験から五%以上は出ないのじやなからうかといふふうに考へておられます。

○野原委員 端的に一つお尋ねいたします。今参考人からいろいろ有益なお話を聞いたのですが、一つ重大な点が未解決でござひますので、お尋ねをしたいと思ひます。

それは、乳製品業者が消費拡大のためにコストを引き下げなければならぬといふことで一体どれだけ努力されておるであらうかという点です。別な言葉で言へば、企業の合理化によつてコストを下げていく努力が一体払われておるのかどうか。御説明によりますと、コスト・ダウンのために相当努力をしておる、最大限努力をしておるというお話でござひましたが、私は、努力はしておるだらうけれども、それはど消費拡大のために有益なコスト・ダウンはしておらないのではないかと思ふのです。そこで、瀬尾さんと渡辺さん

んにお聞きしたいと思ふ。この問題が解決つかないと乳価安定対策が立たないのでござひますから、お聞きしたいとおきます。もしやっておるというならば、私はやっていないという証拠をあげてお尋ねをしなければならぬと思ふのです。

○瀬尾参考人 合理化の努力でござひますが、私も、単に国内消費の關係だけでなしに、輸入に対抗するための合理化まで進めておるつもりでござひます。これも簡単にお答え申し上げますが、先ほどちょっと申し上げましたように、たしか企画庁だと思ひましたのが、二十九年を一〇〇とした物価指数が出ておるのです。これは昨年の統計であります。牛乳はあのときの乳価から見ましてたしか一〇〇%になつていたはずであります。ところが、製品は昨年からこの春までは上がつておりませんので、上がらないまでのこの三月までの製品価格、たとえばバター、チーズで申し上げますと、七二%になつております。二十九年を一〇〇にして、乳価は上がつておりますけれども、製品は七二%になつております。その後、製品は七二%になつておるうちに、七二%にとどまつておるという状況です。これは端的に合理化しておる一つの証左でなからうかと考へておる次第であります。

○渡辺参考人 私には会社の合理化のことですか。

○川俣委員 そうです。

○渡辺参考人 それはちょっと戸惑うのですが、会社自体の経営の合理化といふことにつきます。たとえば、雪印乳業に対しては、農民資本で構成されておる会社でありますから、そうい

う株主の参加及び重役の導入等によつて合理化の措置を講じておるわけでありませう。他のメーカー等に対しては、間接的な形でありませうから、積極的な課題の提起程度であつて、たとえば乳価交渉等の場合に具体的な問題をさらに掘り下げて要請をしておるという程度であります。

なお、消費の拡大も、これはやはり製品自体の拡大と乳自体の消費の拡大と二つあるわけでありませうが、特に後段の問題等につきましては、寺村君の方からも述べたこととありますが、環境衛生法などというあまり窮屈なものではあるだけこれを簡略にして、高温殺菌で隣近所で簡単に飲めるような、農村その他の実態に即したような法律の緩和といふことをやはり要請して、この牛乳の消費といふものについてもいろいろ努力をいたしておるわけでありませう。

製品自体については、農協団体側としては直接的な取り上げ方はやっておらぬわけでありませう。

○川俣委員 そこで、私は、端的に、合理化ができていないといふことはこの点をお答え願へばよろしいと思ひます。もしも乳価が二割下がれば乳製品の経営というものは合理化されている経営だ、こう見てよろしいと思ふ。五割乳価が下がれば製品が五割下がるといふならば、その経営というものは確かに合理化されていると見てよろしいと思ふのです。これは常識だと思ふ。ところが、今、乳価は五割下がりましたが、おそろしく二割の乳製品の下のりにとどまるのではないかと思ふ。そうなれば合理化されているとい

うことは言えないのではないか。問題はそこなんです、どうでしょう。

○瀬尾参考人 それは先生のおっしゃるのと逆なんです。と申しますのは、先ほど申し上げた指数から見まして、乳価は上がったけれども製品は安くなつて、乳価が下がつて製品は下げておるのじやないのです。乳価を上げて製品を下げておるのですから、先生のおっしゃる以上の合理化なんです。これはなぜ合理化しなければならぬかといふと、外国品のことを私は申し上げましたけれども、国内の各メーカーの競争といふのはまことに熾烈です。乳価は少しでも上げて牛乳をたくさん集めようといひます。製品はできるだけ安く売つて、御存じのようにたくさん売りたい。これは合理化しなかつたらその会社はつぶれるのです。それがわれわれ責任者の努力を要するところでありませう。これが達成できなかったらわれわれ重役にとどまれないといふことなんです、ほんとうに日夜頭を悩ましておるのです。だんだんしらが頭になつてきておるのはそのためなんです。その点は一つ御了解願ひます。

○川俣委員 私の言うのは、乳価が高くなつても製品を下げるということ、これは一つの合理化の現われであります。しかし、それが完全なものかどうかといふことを見るときには、乳価が下がったときには必ず下げ得るという形態であれば、それは合理化の形態をとつておるのだと言つてよい。下げることがないかは別にいたしまして、その内容を持っていなければ、どんなに合理化が進んでおるのだと言ひまして、それは自己満足でありまして、乳価の大きな対策からいけば、そ

これは合理化されていないと私どもは判断しなければならぬということとを申し上げておるのです。ほんとうに乳価が下がったと下げられるような運営機構になっておるかというところ、そうじゃないのじゃないか。これはあまり参考人を責めるとか何とかいうことではないのですが、どうも、私から見ると、一体乳価が下がっても製品が下がるような余地はあまりないのではないかと。もう一つは、大カソ練乳につきましても、これはあなたの方の砂糖の分についての課税は免除させるという運動をみずから率先してやらないのではなにかと私は思うのです。一体、どこに世界に、乳幼児から、まだ意識も何もない者から税金をとるなんてばかな話がありますか。赤ん坊から税金をとるといふ話はないはずで、大カソ練乳は乳業にもなるものでしょう。乳幼児の、あるいは病人用のお菓子です。その乳幼児から税金をとる、砂糖であろうが何であろうがその税金をとるのはやむを得ないのだというような考え方でおるといふことは、私は積極的に消費拡大のために努力されておるとは思われぬのです。これはわれわれの責任でもありますけれども、もっと積極的にこの点について究明をし、ただして、そうして拡大をしていかなければならない責任がメーカー自身にあるのではないかと。われわれも協力しなければならぬことはもちろんでありましょう。そういう点で、合理化が相対進んでいきますと言われましても、これは、協力しようと思ひましてもできないということにもなるので、そういう点をお尋ねいたします。

○瀬尾参考人 ただいまの、乳価が下がった場合に製品を下げるかという点とあります。他の地方はよく存じませんが、北海道については、ここに鈴木参考人もいらっしやるので、この方も御証人に立っていただけたらと思ひますが、過去におきまして乳価を引き下げるときの交渉過程におきましては、こういうように製品が余って製品がこれだけ下がりました、乳価に換算すると下がった値段は三円でございまして、五円でございまして、しかし、これは全部農村に仕寄せをするわけにいきませんから、あなたの方はこのうちの四〇％負担して下さい、あるいは三五％負担して下さい、あとは会社の合理化によって負担をいたしますというところで交渉過程を経ています。これは毎回の過程を経ています。ここに鈴木さんがいらっしやいますからよく御存じだと思ひます。製品が下がった以上乳価を下げたことは一度もございせん。

それから、税金の問題でございまして、これは大蔵省にずいぶん熾烈な運動をいたしました。幸い大蔵御当局も育児用の練粉乳につきましては非常に理解していただきまして、これは免税をするということになりましたが、残念ながら、菓子製品の製品には、ただいま先生のおっしゃったように菓子というものは大部分子供の食べるものだという点でありますけれども、大へん菓子業界の景気がいいと申しますから、相当に利潤をあげておるのだからこのくらいの税金は負担できるじゃないかと申すところの一本やりです。これは諸先生方にもずいぶん御協力を願ったのですが、私どもの努力が足りない、かつたせいもありましようけれども、残念ながら大蔵省当局に認めてもらえなかった。しかし、私どもは、菓子業界の負担力よりも、酪農の維持助成というところで、ぜひこれは免除していただきたいと、どのくらい懇請したかわからない。酪農の維持助成なら農林省に行け、大蔵省は何も酪農のことは知らぬよというふうな御返事でありまして、どうにもとりつく島がなくて、とうとう御協力を先生方にお願ひしたので、すけれども、残念ながら認めてもらえなかったといういきさつでございまして、御了承願ひしたいと思います。

○野原委員長 これにて畜産関係の参考人に対する質疑は終わりました。畜産関係の参考人の皆様へ一言おいきさつ申し上げます。本日は、御多忙の中のところ御出席をいただき、きわめて貴重な御意見を長時間お述べをいただきまして、まことにありがたく、厚く御礼を申し上げます。

○野原委員長 次に、大豆なたね交付金暫定措置法案について参考人より御意見を承ることにいたします。

なお、時間もだいぶ迫りましたので、参考人からの御意見は十分以内程度で、また、御質問の諸君も十分以内程度で一つお願いをいたしたいと存じます。

それでは、参考人渡辺勘吉君からお願いいたします。

○渡辺参考人 私たちは、昨年の十二月第八回の全国農業協同組合大会におきまして、農業基本政策の確立に関する決議をあげたわけでありまして、その農業基本政策の確立に関する決議の一つの柱といたしまして、「輸入農産物が国内農業の発展に影響を及ぼさざるよう適切な措置を講ずること」という決議をあげまして、この決議の趣旨に沿うた具体的な措置を講じていただくように国会及び政府当局に対して要請をいたして参ったわけでありまして、ただいまの大豆なたね交付金暫定措置法案でございまして、この案は、大豆の輸入自由化によりまして国産大豆、なたねが値下がりをして、生産者の経済に悪影響を与えることとなるわけでありまして、これは福田農林大臣以降三代の大臣にわたって公約をされたこととありますが、貿易自由化の農産物のナンバ・ワンとして大豆が自由化として登場するという場合において、われわれ国内大豆、なたね生産者に悪影響を与えないように、政府では、その手段として全量を買入れるか、あるいはこれと同様の効果を持つところの措置を講ずることによって生産者保護の万全を期する旨を三代の大蔵がそれぞれの機会にわれわれ国民に公約をしておられるのであります。

今回提案されましたこの政府の原案では、従来大豆の自由化に関連いたしまして最も重要な課題でありますところの、自由化を実施する前の大豆なりなたねの生産者の手取りが確実に保障されるという内容になっておらぬと理解せざるを得ないのであります。この法案を讀みましても、この法律が通ることによってわれわれ生産者は一体幾らで政府によって保障されるのかという明確な数字の確証が容易に理解できない、非常に不明確な内容の法案であると理解せざるを得ないのであります。従いまして、従来の歴代の農林大臣が公約をされましたように、生産者手取りの保障を確実に実行に移していくために、不足払いという制度の実施によりまして、そういう一つの価格制度というものを明確にして、そのためには、販売調整をする機能を農業協同組合によりまして、この系統の一元販売ということによりまして、生産者団体の生産者に対する支払い額と基準価格との差額を不足払いとして交付するという制度にこの案を修正して、そうして、従来の自由化以前にわれわれが農安法によって保障された手取りが、自由化によっていささかも後退することのないような措置をこの法案に盛り込んでいただきたいと思います。万一、財政当局の圧力等によって、生産者農民に経済的な不利益の補正をするということがこの法律によってもしも欠けることがあるといたしましたならば、農民の生産意欲を減退せしめることが心配されるわけでありまして、十分なる御配慮をまず第一点としてお願いを申し上げます。

この法律を讀みますと、この適用の期間について「当分の間」ということがうたがってあります。現在、御承知のように、大豆もなたねも国内需要が非常に大きい割合で輸入に依存をいたしておる現状でありますので、将来国内で必要大豆なり油脂原料としてのなたねなりに国内の農家の生産力によって自主的にその需要を満たし得るというところが、これは、農業の立場から申しましても、独立国家の建前から言ひましても、そういう方向は当然望むべき方向であらうと思ひますので、こういう自由化のあらしにさらされている大豆、なたねの生産者の保護のために、当分の間というふうな——当分の

間ということが一、二年ということであれはなおさらであります。これは相当長期にわたって保護的な措置を盛り込んだ法律として実施をしてもらわなければならぬと思ひます。その間財政支出等を中心として生産改善施策を強力に推進をして、その効果によって内地の大豆なりなたねの国際的な競争力がつくまでは、少なくとも自由化の影響によって生産が減退するということのないような一つの措置を特にこの法律の中に期待をいたしますと、「当分の間」というような字句が非常に問題になる個所であると考えます。当分の間という字句は、これを削除していただきたい。

第三点は、「予算の範囲内」ということが第二条にうたわれております。もとより、この大豆、なたねは国際的な非常な競争に立たされておる商品でございます。従って、海外市況の影響を受けまして市場取引価格が低落したり、あるいは現在政府で積極的に取り上げになるうとしておるこの小麦の転換によって大豆、なたねにこれが移行することによって出てくる数量の増大等によって、政府が保障する財政支出というものが一定の定められた予算の範囲で制約されるということになります。非常な不利益をさらにこうむることが懸念されるわけでありますので、この予算の範囲内についてという制約も撤廃して、少なくとも政府が不足払いとして法律の中にうたってもらいますものを全体に保障をしていただくような措置が必要ではないかと思ひます。この予算の範囲内ということも削除をしていただきたいと思ひます。

それから、基準価格そのもののきめ方ですが、これも、第二条第二項第一号の基準価格の算定にあたって、需給事情その他経済事情を参酌してきめるとあります。しかしながら貿易自由化によって外国産大豆の供給が無制限に行なわれ、需給事情が緩和されるのは明らかであるのに、そうした需給事情を考慮して基準価格がきめられるということになります。これは非常な懸念をされる価格が考慮されるということであります。従って、こうしたような特殊な条件下に置かれておるところの大豆、なたねに対しては、私たち農業協同組合としては、従来要請して参りました点をさらに強くここに出していただきたい。それは、農業所得の確保を重要農産物の価格のバック・ボーンにしたい。これは農業基本法が参議院を通過する際に附帯決議の一号に掲げておることでありますので、こうした明らかに不利益と思はれる要素、需給事情その他の経済事情というものを撤廃して、農業所得を確保することを目途として、それを生産者の手取り価格の基本に置いていただきたい。物質統計によりまして三十一年から三十三年の平均価格にその後のバリエーションを乗じた額をもって基準価格として設定をし、その価格との不足払い制を実施していただきたい。というのが第三点のお願いでございます。

なお、これらの基準価格決定の時期でございますが、これは、やはり、農家がその作付をする前にその価格を決定して、安心して生産ができるような時期にこの価格を決定していただきたい。なお、その他の具体的な点については、時間の制約もありますし、より専門的な岩下君が述べたところと思ひますので、私は以上四点をこの際参考意見として申し上げて、これの実現について格段の御配慮をお願いしたいわけであります。

○野原委員長 次いで岩下豊水君にお願いします。

○岩下参事人 全販連の岩下でございます。前置きはさておきまして、法案の問題点につきまして申し上げ、お願いをいたしたいと思ひ次第でございます。

法案の全体を貫く考え方といたしまして、調整販売を行なうて有利に市場に販売し、かつ合理的な運営を行なうという考え方に立たれておるということにつきましては賛意を表する次第でございます。ただ、この調整販売を実施するにあたりまして、いろいろな問題点が法文の中に現れており、あるいはその辺が明らかになっておらないというような点がございまして、この点につきまして諸先生方にお願ひ申し上げ、なおたすべきはただしいただくようにお願い申し上げます。

まず第一点は、交付金の交付を受ける法人というのがございまして、この法人の規模、事業区域、こういう点につきまして明らかにしておりません。少なくとも調整販売、すなわち需要に見合う供給を計画的に実施するという場合には、多数しかも零細な単位における調整計画というものは根本的に成立しないということに相なるうかと思ひますので、これは全国的区域における単一の機関において計画的な調整販売を行なうということによってこの趣旨が達成せられるものと考えられます。しかし、一地方あるいは一町村という範囲における協同組合または法人が、それぞれの立場において調整計画を樹立し実行するということは、根本の全体の調整販売をくつがえすということになる危険性を多分に持つことにならうと思ひますので、前段に申し上げましたような全国区域における単一の機関によってこれが達成されるということをお願いを申し上げます。

なお、法第二条の第一項の第二号にございまして法人、法文では「売渡し又は売渡しの委託」という表現で出ておりますが、言いかえまして、買い取りを認めておる、こういうことにならうかというわけでございまして、一たん買い取った品物を調整販売をするという場合に、先必ず上がるといことが確定的にきまっておればけっこうでございますが、相場のことでございまして、上がり下がりがございます。一たん買い取ったものを需要に見合う計画販売というところに置きかえる場合には、そこにリスクが生じて参りますので、買い取りというのを前提にいたした調整販売ということは、根本的に成立しないのじゃないか、こういうふうな考えられます。さらに、買取り品を計画に載せるということもございまして、買い取りとは、買い取ってみなければ数字が確定しないわけでございますので、買い取りをする以前において計画を立てるということになります。それは単なる見込み計画というこ

とに相なると思ひます。従って、買い取り以前における計画は机上計画ということになりまして、現実の数量というものと非常に違ひが出てくることになるわけでございまして、買い取りということが根本にあっては、先ほど申し上げますように調整計画というものには成立しないのではないかと。従って、第三条の二項で計画の承認変更ができる、こういう条文がございまして、今申し上げたような前提で、単なる買い取れるであらうという見込みに立った計画を一たん承認を得て、さらに今申し上げた条文で承認の変更ができるということに相なりますれば、極端に申し上げますと、日本の業務によって計画からそこを来たして参りますのを、三百六十五日計画の変更承認を出さうというところになつて結局大みそかにならなければ結論がつかない。そういう調整計画であつていものかどうか、こういう点が問題にならうと思ひます。従って、買い取りという思想をなくして、委託によって計画販売を実行できるようにこの性格をお変えいただきたいということでございます。すなわち、生産者から一定の時期においてどれだけの数量をどの機関に委託するかという、一定の時期を限って予約あるいは約束をつけて、その約束づけられた数量をもとにして調整計画を立てる、こういうことにはいたさなければ、毎日々々積み上がったものを変更し、大みそかまでいくというところでは問題があらうと思ひますので、この一定の時期を限って生産者と買い取り機関との委託契約を取り結ぶ、そして一定の期間までにその約束づけられた現品を入庫を終わら

せ、その入庫の終わったものに從つて計画販売を年間を通じて行なつていく、こういう制度にお変えをいただくなければ、調整販売ということが成立して参らないのではないかと、こういうふうに考えるわけでございます。

さらに、先ほど申し上げました買い取りという思想から参りました調整計画というものは、おそろく、先ほど申し上げたリスクの問題もございまして、出回り期に集中的に販売する計画になつて、調整計画と言えないというふうな問題になつて参ろう、こういうふうな考えますので、この点についての問題をいろいろあげましたけれども、御指摘申し上げ、御検討をお願い申し上げます。

さらに、買い取りをいたしましたものを市場に販売して、高く市場に売った場合は、その利益は買い取りをした扱い業者の利益であると同時に、政府の支払う交付金額が少なくなるということでありまして、農民の損をもとにしまして扱い機関及び政府の利益が達成される、こういうことになつて参ろうと思ひますので、今まで申し上げましたように、調整販売計画を實際行なうためには、買い取りという点をなくしまして、すべて委託でもつて計画を立てられて実行される、こういうふうなお願いを申し上げます。さらに、そのためには、生産者の扱い機関別の生産者登録といふか、毎年この年度においてはこの機関を通じて販売するかというルートに登録を実施して、それによつて還流防止あるいは途中における混乱を防止し、調整計画の円滑なる実施が行なわれるように御配慮をお願いいたします。

次に、先ほど渡辺参考人からお話がございますが、基準価格の問題でございます。これは、この法案を見た限りにおいては、基準価格というものが農家の手取り価格になるという保証が出て参らないわけでございます。その一点は、先ほど渡辺参考人の述べられました予算の範囲内というこの問題のほかに、第二条第二項の二号の標準販売価格の取り方でございますが、この標準販売価格の取り方の中で、大豆に於ては消費地において形成された云々と、それから、なたねに於ては産地において形成された云々となつておられますが、大豆となつたねの標準販売価格の取り方の要素を一体別々に考えるという必要性があるのかどうか。さらに、大豆につきまして、市場において形成される価格の中に、穀物取引所の毎日六回ずつ場立ちのしております穀物の価格というものもございしますが、これは、すでに諸先生方御承知のように、実際の現物の受け渡しをほとんど伴つておりません。投機の場合としての取引所でございます。實際現物の取引と遊離した価格と云つてさしつかえないのではないかと。

このような現物取引と遊離した場所において形成された価格を価格算定の要素にするといふことは、實際と遊離した結果が出ますので、基準価格と標準販売価格との差額がすなわち交付金となつて基準価格にイコールする、農家の手取りにイコールするとは思ひません。従つて、大豆に於ては、なたねに於ては、というふうな別々にしないで、一本

にいたしましたして、取り扱い機関が實際に販売した価格そのものをとつて標準販売価格にせられるようにお願いを申し上げます。これは、この法案を見た限りにおいては、基準価格というものが農家の手取り価格になるという保証が出て参らないわけでございます。その一点は、先ほど渡辺参考人の述べられました予算の範囲内というこの問題のほかに、第二条第二項の二号の標準販売価格の取り方でございますが、この標準販売価格の取り方の中で、大豆に於ては消費地において形成された云々と、それから、なたねに於ては産地において形成された云々となつておられますが、大豆となつたねの標準販売価格の取り方の要素を一体別々に考えるという必要性があるのかどうか。さらに、大豆につきまして、市場において形成される価格の中に、穀物取引所の毎日六回ずつ場立ちのしております穀物の価格というものもございしますが、これは、すでに諸先生方御承知のように、実際の現物の受け渡しをほとんど伴つておりません。投機の場合としての取引所でございます。實際現物の取引と遊離した価格と云つてさしつかえないのではないかと。

さらに、法案で参りますと、農業協同組合系統及び扱い業者の法人という形で、これが複数の機関が出て参りますが、それぞれ複数の機関が販売をした複数の単価を一本単価に直す、こういうことになりまして、さらに實際販売価格と遊離して、基準価格が農家に渡らないという結果が出て参りますので、この点も、前段で申し上げましたように、販売の機関は単一の機関で販売をいたしますれば、単一の単価が出て参ります。基準価格と標準販売価格との差額金によつて基準価格が全部の農家に保障されるという結果が出て参りますので、ぜひそのようにお願いをいたします。

さらに、そういう問題を引き伸ばして参りますと、たとい前段で買取り制度をやめて委託制度にいたしましたとしても、委託というところで、きょうの売り上げ金をその農家に渡し、あすの売上げを又その農家に渡し、こういうことをいたしますと、また農家の手取りというものがまじまじになつて参りますので、ここで共同計算といふものが具体的に実施されるという内容にならないうと、生産者に基準価格が確保できないことに相なるかと思ひます。この点も、先ほど来、根本を委託に置き、そして単一の機関で取り扱い、販売をする、こういうことを申し上げます。理由であります。

それから、さらに、農林大臣の定める交付対象数量、これは農林大臣の定め

める一定数量が交付金を支出するものと数量になつて参るわけでございますが、先ほど渡辺参考人からも御意見がございましたように、麦作転換、あるいはその年の豊凶、それから、私どももすでに生産の合理化を進めつつございしますが、その結果から出て参りますものは、逐次数量は増加して参ろうと思ひますので、この大臣の定める一定数量というものは、慎重なる御配慮をいただくことが必要であらうというふうに考えます。

さらに、この数量の決定の時期でございますが、法文を拝見いたしますと、大体物が流通し出す以前の段階においてこの数量が決定される、それは協同組合または法人の提出いたします調整計画の承認の段階においてこの一定数量が決定を見る、こういうことになろうと思ひますが、先ほど申し上げたように、単なる買い取れた数量によつて各団体が提出したトータルが、当初予定してあります農林省当局の数量をはみ出してしまったという場合に、この調整をいかにするか。また、この調整を終つて、一定の数量が定められて、實際に現物を取り扱った結果、ある団体はその大臣の定められた一定の数量の範囲内であり、ある団体は定められた数量のワタをはみ出したという場合に、ワタをはみ出した団体に属する農家の取得する交付金の単価は非常に安くなつてくる、こういう矛盾が生じて参りますので、これらの点につきまして、もっと合理的な方法で実施を行なえるように十分御配慮をお願い申し上げます。

それから、さらに、大豆の特殊性と

いいですか、従来の国内大豆は、流通されるであろう数量の約半数というものが無検査で流通しておるわけでございますが、無検査で流通しているものに対する格づけというものが非常に困難になつて参りますので、この流通される対象にするものは、検査を受けて格づけの行なわれたものを対象にするということにして、正しく農家に格づけに基づく品位の価格が支払えるように御配慮をお願いいたします。こういう点でございます。

さらに、最後に申し上げておきたいのは、この制度で、扱う法人を通じて交付金が流された場合に、農家に正しく渡らない場合が生ずる。こういう場合には、渡さなかつた取り扱い機関は処罰を受けなければならぬ、もらわなかつた農家にだれかがかわつて支払うという保証がないわけでございます。まして、間違ひなく農家に必ず渡るという制度に御配慮を願わなければならぬ、こういうふうなお願いをいたします。

以上、問題になります主要な要点を申し上げたのでございますが、最後に、この大豆、なたねとはちよつと関係がはずれるわけでございますけれども、大豆、なたねがこの七月以来自由化されました結果、こういう保護を要請し、実現をお願いしておるわけでございますが、また近年のうちに色豆類のA A制が実施されるということもわさされております。これらについて、A A制実施の暁は、また国内生産者への圧迫が生じて参りますので、事前にこれが保護を講ずるよう特に諸先生方に御配慮をお願い申し上げます。

て、私の意見の陳述を終わります。どうぞよろしく願います。

○野原委員長 次に、石井磐根君にお願いいたします。石井磐根君。

○石井磐根君 たいま御紹介にあずかりました全国穀穀商協同組合連合会の石井でございます。委員長から御注意がございましたので、簡単に要点を申し述べさせていただきます。

結論を率直に申し上げますと、私もは原案でけっこうと思います。ただ、この法律措置だけでも大豆、なたねの生産農家の所得の安定をはかるということは片手落ちでありまして、日本の大豆、なたねというものは、品質そのものにおいては外国産に比べて決して劣っていないのでありまして、大豆のごときは輸入物よりもはるかに格上で取引されているのが現状でございます。しかし、それがこの大豆のAAによりまして非常に市場で圧迫を受けるというふうな懸念を生ずるようになったのは何故原因かと申しますと、これは、言うまでもなく、大豆の生産性が低いということが一番根本的な原因になっておるわけでございます。従いまして、この措置でもって外国産大豆の圧迫を一応阻止することはできるかもしれませんが、この間に、日本の大豆、なたねが、輸入大豆と競争できるところまでの生産性の向上をはかるという措置が十分に講ぜられなければ片手落ちではないか、かように考える次第でございます。従いまして、この措置に並行する、あるいは並行でなくして先行して、大豆、なたねの生産性の向上をはかる措置を講ぜら

れることが必要である、こう思う次第でございます。

その次に、この法律案の内容になりますが、この第二条で、調整事業を行なう団体として、一つは農業協同組合とその連合会、もう一つは、大豆、なたねの販売を業とする者の団体と、この二つの流れを認めてありますが、これは、現在の国内の大豆、なたねの流通の実情に即したものでございまして、大豆団体の独占とならず、生産農家の要望と消費者の利益に即応した考えと存じますので、けっこうと思います。

その次に、第三条におきまして調整販売計画の樹立及び承認の事項が規定されてございしますが、行政官庁におかれて形式的な数量にとらわれて生産者、消費者の要望に合致しない調整計画を承認しないようにしていただきたいというところをお願いするわけでございます。最初に申し上げましたように、大豆、なたねの生産性を上げるといことが根本問題でございまして、調整計画の検討にあたられましては、どうすれば生産性が上がるかという点に考慮を払うとともに、農業協同組合は農業協同組合としてそれに適した調整計画がありまして、また、われわれ取り扱業者といたしましては農協の行ない得ないような特徴を持っておりまして、この特徴が生きてような調整計画を、高度の経済性に立たれてこれを検討し承認していただきたい。この点につきましては、この法律案の運営の根本にならうかと思っておりますので、国会におかれまして、この点に適切な御指導をお願いする次第でございます。

最後に、われわれ取り扱い業者とい

たしましては、この法律案が可決、運営された場合におきましては、農業協同組合とは十分な協力を行ないまして、この運営の円滑をはかることについてはやぶさかでございます。また、今後、生産農家の経済の安定と消費者の利益のためでありますれば、農業協同組合と無用な摩擦を避けるための必要な協調を行なうことについての用意もございします。この点はつけ加えて申し上げます。

○野原委員長 続いて、参考人鈴木善一君にお願いいたします。

○鈴木善一君 それでは、私から北海道の大豆の生産状態等を最初に申し上げます。それからそれぞれ問題点を申し上げたいと思います。

まず第一に、北海道における大豆の生産は、豆類畑作反別総体の三割五分、約七万町歩を耕作しております。しかも、全国の市場出回りの四割、八万トンの商品の商品化が見られておるわけでありまして。そういうような状況から、北海道におきましては、畑作農家の経営上重大な問題でありまして、数年前から国会並びに政府に大豆対策の問題を要請して参ったのであります。しかも、その要請につきましては、大豆を全量買い上げるような法律を要請して参ってきたわけでありまして、今回の交付金法によりましては、今同様の遺憾であるわけでありまして、今後、運営におきまして、実際に買い上げ法と同様な効果をわれわれは期待しております。特に買易自由化が導火線ではあります。この中には「当分の間」というような字句が入っております。であります。であります。本道における先ほど申し上げ

ましたような実情から、大豆あるいはなたねの増産確保の問題と、その耕作農家がそれぞれ農業基本法にうたわれておりますような他産業と同様な所得が得られましてその耕作農家の経済確立が得られるような考え方に基本を置いていたわけでありまして。

次に、集荷並びに販売調整機関の問題であります。北海道における大豆の先ほど申し上げました約八万トンの出回りにつきましては、系統農協が八割を集荷しておるような現状であります。さらに、昨年の三十五年産の大豆につきましても、それぞれ、全販を調整機関といたしまして、八十何万俵、五万トン以上の北海道大豆が参加をして、全国の大豆の調整販売に協力を申し上げておるような次第であります。そういうようなために、われわれは、集荷につきましては農業協同組合、販売調整につきましては連合会を通じて実施をいたしたい、こう考えておるものであります。さらにまた、いろいろ問題の発生するのは末端における集荷業者の問題だと思っております。このことにつきましては、われわれは従来の集荷業者の活躍は農業協同組合として十分考えていきたい、かように考えておるのが第二点であります。

次の第三点の基準価格の決定でございますが、これは、法案には農業パリティの問題と生産事情あるいは需給事情あるいは経済事情というようなことをうたっておりますが、この価格算定方式は表価方式によって決定をしてほしい、こういうようなことでございます。しかも、この場合の基準年度は昭和三十一年、三十二年、三十三年を基

準年として、農業パリティを乗じた価格でもって価格を決定し、しかも作付前にこの価格を発表願ひまして、それぞれ大豆、なたねの耕作農家が計画経営ができるようなことにしたいと思ひたいと思ひます。

次に、第四点であります。いわゆる標準価格と基準価格の差が交付金としてもらえるわけでありまして、標準価格は実際の取引価格。先ほど全販の岩下部長が言われましたが、実際の取引価格からそれを算定してもらわなければならない。ややもすると、穀取等の実際に取引の伴わない価格等を係数として使われることは、非常に迷惑を生ずるわけでありまして。そういうような意味から、調整機関が実際に販売した価格を標準価格として採用され、その基準価格との差を交付金として交付されることを要請するものであります。

それから、次に、法案によりまして、予算の範囲内というようにすることと、それから、一定数量ということとを言っておりますが、これは、そういうことではなく、交付対象の数量は耕作農家の販売する全量を対象数量としていただきたい。これが第五点であります。

次に、第六点は、審議会の問題でございますが、交付金の対象数量の策定の問題あるいは基準価格の決定の問題、標準価格の決定、あるいは大豆、なたねの生産改善対策等の問題を審議するために審議会を設置いたしました。これには生産者代表、生産者団体代表を、午前に申し上げました通り、三分の一以上を参加させ、特に国会議員あるいは学識経験者の参加を得てこ

これらの問題を処理することを特に申し上げる次第であります。

次に、第七点であります。法律の中にありますところの流通経費の問題でございます。流通経費は、従来われわれが聞いていたところでは、保管料、金利、運賃あるいは販売の費用、こういうことになっておるわけですが、先ほど申し上げました基準価格は、つけ加えますが、これはいわゆる素俵価格、検査法による一号検査の規格のものを基準といたしまして、さらに、北海道といたしましては、道外に移送する場合に本づくりにしなければならぬわけでありまして、そういうために、従来の流通経費の中には加工費は入っておりません。安定法によりますとつくり価格で買上げようとなつておるわけでありまして、そのようになつておる関係から、そのようなことを言われております。従いまして、この法案の中には、特に流通経費については加工費を含むものであるように特別にお願いを申し上げるわけでありまして、そういたしますと、北海道産の大豆が素俵価格で基準価格がきまり、そうして、つくりになつて販売調整機関がそのものの販売をする。そうなりますと、そのほか流通経費の中に加工費が入りますから、明確なことに相なるわけでございます。そういうような方法で処置することをお願いするわけでございます。

次に、大豆、なたねの問題には直接関連はございませんが、ちょっと時間を拝借いたしました。先ほど全販の岩下部長から言われましたが、北海道といたしましては、大豆に次ぐ色豆類の生産が相当量あるわけでありまして、これは、北海道の色豆類は、国内需要の

少なくとも七〇％くらいの供給力があるわけでありまして、これは毎年輸入大豆のためにいろいろな対策を要請しているわけでありまして、なかなかうまくいかぬわけでありまして、しかも、将来これが自由化されましたらば、この色豆生産農家は相当大きな影響をこうむるわけでありまして、そういうことで、先般米色豆類を農安法に対する追加品目として特にこれを措置することをお願いしているわけでありまして、そのよ

○野原委員長 これより参考人に対する質疑を行ないます。

質疑の通告がありますから、逐次これを許します。できるだけ簡潔に願います。芳賀委員。

○芳賀委員 大豆、なたね交付金の法案の内容に関連した部分だけを参考人にお尋ねしたいと思ひます。

○石井参考人 お答えいたします。

私の方の全雑連の設立の経過とそれから実態についての御質問と思ひますが、私どもの全雑連と申しますのは、全国の雑穀の取り扱い業者の協同組合の連合会でございます。北海道を初めといたしまして、内地の大豆、なたねの生産のあります主要府県におのおの協同組合がございます。それと同時に、主要消費地と申します。東京、大阪、名古屋というような大都市中心に、これはおもに雑穀の卸をやっております。取り扱い業者でございますが、この人たちが県単位でございます。んでブロック単位の協同組合を作っておりますが、それと両方が一緒になりまして、この全国雑穀協同組合というものを組織しております。

それから、もう一つ、お尋ねの中に、この取り扱い業者がこの法案にいますところの業者団体として適当かどうかという点に疑問があるといううな御質問に承りましたけれども、どういふ点で不適格という疑問が先生に抱かれたのかわかりませんが、大体、大豆の取り扱いの実績は、北海道は別といたしまして、内地の府県では、農業協同組合よりもわれわれ取り扱い業者の方がはるかに多いわけでありまして、それから、なたねにつきましても、大体半々でなからうか、かように思っております。それでございまして、われわれの取り扱い業者の団体といたしましては、大豆の取り扱い、特に国産の大豆の取り扱いにつきましても、法律でいうところの指定団体として決して不適格ではない、かように私は考える次第でございます。

うな調整販売というふうな仕事をやっていたかどうか、こういう点、もし御質問がそこまで触れているということでありましたら、これは、われわれの組合として調整販売は今までやったことはございません。そういう必要が今までなかったし、そういうふうな要請がなかったためにやっていたわけであつたわけでございまして、それだけの取り扱い実績を持って、それだけ農家なり消費者の信用を得たもので組織された団体でございますから、今後調整販売を要望に沿うことができないということとは万々ないと思ひます。

○芳賀委員 次に、お尋ねしたいのは、私たちの立場から見ても、この法律は、決して、既存の集荷業者、たとえそれが販売事業を行なう農業協同組合であろうとあるいは一般の個人あるいは法人の集荷業者であつても、いわゆる商権を圧迫したり侵害するという思想はないのではないか。ですから、集荷業務をやるということ、これは議論の余地はないのですが、ただ、法律で期待するところの、国が指定した大豆、なたねについて交付金を生産者に確実に渡す仕事、それから、特にその法律で期待しておる指定された団体が大豆あるいはなたねの調整販売計画を立てて、それを承認された場合には、その計画の内容というものは完全に実行されて、そして期待された成果をあげ得るかどうかが、この二つの任務に対してどうあるかというふうな不安が実はあるわけでございまして。

一方、農協団体の方は、御存じの通り、昭和二十八年に農産物価格安定法ができて、以来、大豆、なたねあるいは澱粉、なまばしイモ等、この法律が示した農産物の各品目については、これが調整販売の行為は、いわゆる生産者が構成員となつて構成している農業協同組合、その協同組合が構成員となつて農業協同組合の地域の連合会、またその連合会が構成員となつて全国的農業協同組合、そういうものを総称して法律では生産者団体と定めて、この生産者団体が、大豆あるいはなたね等について過去数年の間、あるいは澱粉等について調整販売計画を立てて、これに沿つてこの行為をやつてきた。従つて、経験、実績というものが農協団体の方にはあるということになるわけであつて、しかも、もう一つは、政府が無理に貿易自由化を行なつたわけですが、国内の大豆、なたねに対する法的保護措置を講じないで、ことしの七月一日から自由化を行なつた。それで、政府としても若干反省して、罪滅ぼしの意味で、行政的に予算を計上して、昨年度大豆、今年度のなたねについては、生産者団体で扱ういわゆる委託販売を通じて共同販売による調整販売計画を国が認めて、これによって現在行政措置によつて大豆、なたねについては自由化対策の一環として措置が進められておる、こういう経緯があるわけですが、これは石井さんも御存じの通りです。

今度は、全雑連の場合には、この法律ができる当初から法人としての指定がされ得る場合も出てくるわけですが、ですから、全く全雑連に対してはその点は未知な点があるわけでありまして、全雑連の組織を見ても、農組のように生産者が下から積み上げてきた系統組織とは違つて、いわゆる同業組合的な同

業組合の連合組織が全雑連であると
いうふうには承知しておるわけでありま
して、一方、全販連は農産物の販売業
務を主としてそれに専念する。全雑連
の方は、集荷したものの販売もやれ
ば、また、一方、生産者団体が販売す
る農産物の買い入れあるいは卸売業務
を行なう、こういう両面を持つておる
わけだ。

ですから、そういう二つの異なった
性格の団体法人を対比した場合におい
て、従来経験と実績を持つておる全販
連の機能と同じような機能が同様には
たして発揮できるものであるかどうか。
悪意ではなくて善意の不安と危惧
をわれわれは持つておるわけであつ
て、一番責任のある石井さんからこの
点について率直にお話を聞きたいわけ
です。

○石井参考人 ただいま芳賀先生から
の御質問と御注意、御懸念でございま
す。今、農業協同組合それから連合会
の全販連を中心にして農産物の調整販
売という事業をやっておられますが、
これに対してはわれわれといたしまし
ては大いに賛成でございます。これ
は、大豆、なたねといわず、ほかの農
産物についても今後ますます強力にお
やりになることは大いにけっこうだ、
これについて私も決して反対する
ものではないと申します。ただ、この
際、御注意と申しますか、私の方とし
て申し上げたいことは、先生が今お話
しになりましたように、たとえば昨年
の三十五年産の大豆の北海道の例を見
てもわかりますように、われわれ取り
扱い業者の方に大豆を売った農家と、
それから農業協同組合の方に大豆を委
託された農家は、手取り価格におい

て非常な差が出ております。これは先
生十分御承知のことと思います。こう
いうふうには非常にハンディキャップを
つけられていながら、農業協同組合以
外に農家が売っている大豆は相当の量
であるということには明らかな事実でござ
います。これは北海道でございませ
うが、内地の府県においても大豆、なた
ねといふものは、これは前から農業協
同組合が扱えるようになっております
し、そうしてまた、農業協同組合が共
同販売という仕事を、大豆、なたね
については内地の府県についてもい
ろいろ御熱心に奨励されておる、こ
ういうふうに思いますが、それにも
かかわらず、相当の量の大豆、なた
ねといふものは、協同組合の方に行
かないで、取り扱い業者の方に行く。
こういうことはどういう原因から来た
かというところは別といたしまして、そ
れだけやはり協同組合ではやり得な
かった、あるいはやりにくかったとい
う点が、結果から申しますとあるの
ではないか。ですから、そういうふうな
農家の要望にこたえるためには、われ
われといたしましては、やはりこれ
は、農業協同組合の足らないところを
補うと申しますと語弊があるかもしれ
ませんけれども、農業協同組合と協力
しまして、全部の大豆、なたねの生産農
家がこの政府の措置の均等にあずかる
ことができるようにならなければなら
ない、これが私たちの使命でありま
す。こういふふうに考えて、われわれ
の組織を強化して、今までやってな
かった仕事をここで新たにやろうとい
うことになったわけでありませう。

それで、確かに、これは、先生の御
指摘の通り、今までそういう実績がご
ざいませぬ。それから、取り扱い業者
個々としては非常に古い実績を持つて
おりますけれども、団体としてやった
実績というものは、これは仰せの通り
戦後にはありません。ただ、戦前にお
きましては、やはり、戦時の統制時代
には、われわれ取り扱い業者は、みん
な自分の今までの実績に応じて持ち分
を持った株式会社あるいは協同組合を
作りまして、そうしてそれによって政
府の配給の仕事を引き受けてやってき
たわけでありませうが、そのやうな人
たちは現在まだみんな健在でございま
すから、そのときの経験といふものを生
かしてやる以上は、御懸念の点はそれ
ほどないのではないかと、こういうふう
に申し上げたいと思ひます。ただ、今
までのわれわれの取り扱い実績そのも
のを全量扱うということになります
と、これは下部組織においてわれわれ
から見てもあるいは心配ではないかと
いうふうな点がありますから、これ
は、政府のこういう仕事を引き受けて
やるわけにございませう、この扱いあ
るいは組合の内容につきましては、十
分に検討して、取捨選択はしなければ
ならない。従つて、今までの取り扱い量
に比しますと、われわれのやる調整計
画という内容は小さくなるのではない
か。しかし、小さくても、これは確実
にやった方がよいのではないかと、こ
ういふに考えております。

は調整販売の行為がやれるように組織
化がうまくいくものだらうかどうか
という点なんです。政府の指定する場
合にも、全販連、もう一つは、集荷業
者の法人となると全雑連ということ
を政府は予定しておると思ひます。
ですから、二面的に二つの指定団体が
組織化した中で集荷あるいは調整販売
の業務をやるということになると、一
体系系統立った組織化が急速にできる
どうか。一昨年、昭和三十四年の七月
に成立された全雑連ですから、まだ日
も浅いですが、石井さんの確信のほど
を伺いたいわけなんです。ことしこの法律
ができて、原案では三十六年産の大豆
に適用するわけですね。なたねは三十
七年産からということになれば、すでに
出回り期にも入つておるわけですが、
法律が通つて直ちに指定されてやれる
かどうか、これはほんとうに具体的な
問題です。

○芳賀委員 現在、国内の取引関係を
見ると、農協系統あるいは集荷業者系
統の分野といふものはおのずから明ら
かになつてくるわけなんです。ただ、今度
の場合、はたして全雑連傘下の集荷業
者が系統的、組織的な集荷とかあるい

全部寄りまして、農家から買う場合の様
式でありますとかいふ点をいろいろ検
討いたしまして、いつでもそれに乗り
かえられるような体制にはなつており
ます。ただ、その場合に、先ほども申
し上げましたように、今まで扱つてい
た量そのものが上がつてくるかといふ
点になりますと、これはどうしても減
るのじゃないか、かように考えます。
○芳賀委員 時間の関係で率直な質問
をするわけですが、これは法律とは直
接関係ないようなものですけれども、
全雑連の立場として、一体、大豆、なた
ねの自由化といふものに対してはどう
いうお考えを持つておるか。これは参
考意見でいいのですが……。

○石井参考人 法律が通りまして三十
六年産の大豆にすぐ適用されたという
場合に、それでは全雑連としてはすぐ
右から左にそれに即応した措置が講ぜ
られるかといふ御懸念だと思ひます
が、率直に申しまして、東京から南の
大豆につきましては、すでに大部分以
上出回つておりますから、それについ
て適及してやれとおっしゃられても
私の方としてもこれは無理だらうと
思ひます。それで、これは、大抵地域
的に言いますと、岩手から北の、岩
手、青森、それから北海道、こうい
うところの大豆に大体適用されるもの
と思ひますが、私の方といたしまして
は、そういうぎりぎりでの法律が施
行になつた場合に混乱しないようにと
思ひまして、前々から、産地の方では

大豆、なたねの自由化に対しては、
私の方の組合員の中では二通りの見解
があるわけなんです。それは、消費地に
いますところの卸売を主にしている取
扱い業者の方は、大豆が自由化にな
りますと、今まで割当制度で自由に扱
えなかつた大豆が今度は自由に扱える
ようになるという、抽象的な期待とい
いますか、そういうものはあるわけで
ございませう。しかし、一方、生産地
にいますところのわれわれの方のメン
バーからいいますと、輸入大豆がどん
どん生産県まで入りやすくなつてくる
といふことは、今まで農家からいろいろ
物を買ふことによつてなりわいを立て
てきた仲間業者の立場からいいますと、
どうも暗い。こういう明暗二様の立場
があります。

○石井参考人 参考意見という御質問
でございませうが、私もどうしても、こ
れは参考意見としてお聞き願ひたいと
思ひます。

○芳賀委員 実は、この質問をするのは、たまたま全雑連の事業の概要を私どもも検討したことがあるのですが、その中に、全雑連の運動、——全販連や農協の場合も農政活動や運動はやっていいますが、その意味における運動の一環として、大豆、なたねのA A制を促進するという事項があるのです。この実現に全雑連として努力した。あるいは岩下参考人の言われた色豆の自由化促進に努力した。あるいはまた、かつて外貨の割当制、輸入権の獲得等にも努力した。これはその立場から見れば当然のことであると思いますが、この法律は、政府が無理に自由化をやったものでありますから、罪滅ぼしの意味で実は作っておるのだが、その推進力としてどれだけの力があるかどうか知りませんが、とにかく政府の方向と似たような側面としてこの自由化実現のために団体としては努力された。その団体が今度は自由化からの犠牲を守るための仕事を引き受けてやるということになると、いささかじくじたるものがあるのじゃないかと私も推測するわけですが、これは業者として割り切ってしまうと別に何でもないとでありますが、その点について、これは無理な質問ではあります。そういう過去の運動の経緯から見た場合に、一体どういふふうなお考えですか。

一方では尽力して、それで一方では今度は大豆の生産の片棒をかつくようなことになるのか、矛盾しているのではないかとというような率直な御質問だと思います。御質問が率直でございますから、私も率直にお答えしますが、取り扱業者というのはイデオロギーをもって動くのじゃないのです。結局、生産者と消費者の両方の間に立って、両方の利益のために動かなければなりません。そうしますと、考えようによりますと、一面では矛盾したようなこともありますが、それは業者の思想的に非常に弱いところでございます。その間に立って両方にいいようにやろうとしますと、これは仲人みたいに両方にうまいことを言わなければならぬ、こういう面があることを一つ御了承願いたいと思います。

○芳賀委員 イデオロギーはむしろ排除しなければならぬとしても、野放しで自由化が行なわれれば、その結果として、従来皆さんが扱ってこられた国産大豆がどうなるかというところは、実際扱った立場から見れば当時もおわりのことだったと思う。非常な犠牲を受ける。そういうことはイデオロギーじゃないと思うのです。自由化の影響が現実はどう起きるかということ、これはイデオロギーの範疇じゃないと思う。判断の問題だと思ふ。これは追及するわけじゃないのです。私たちはあくまでも自由化はすべきでないという立場です。しかも、年間の大豆の消費量の二〇％程度しか国内生産はあがっていない。あがらない理由は、石井さんがさっき述べられた通りなんです。大豆の品種の徹底した改善とか単位生産の向上とか、そういうことに対しては政府は全く無政策だったわけなんです。何もやってこなかったことは事実なんです。その無為無策の結果がこういうことになって、百万トン以上の輸入をしなければならぬという状態になっているわけなんです。その上に今度はさらに重石を重ねるようになって野放しの自由化をやって、アメリカでは海にでも持って行って捨てなければならぬ、捨てても経費がかかるということ、結局日本に自由化を押しつけて、そうして百万トン、百二十万トンとどんどん入ってくるわけですから、生産者と取り扱い業者の歴史的な血のつながりから考えた場合に、やはり、野放し自由化を促進するのはよろばん上でやむを得なかったということだけでは、個々の業者は別ですが、いやしくも全国の業者を網羅した一つの団体としての人格に立った場合において、いささか反省の余地があったのではないかと率直に考えるわけです。

○石井参考人 野放しで自由化ということ、これは、われわれとしてはそういう主張をしたわけでもございませんし、そういう運動もしたわけではないのです。ただ、われわれの傘下の組合員の中には、御指摘のように、いろいろな人がおりますから、あるいはユダヤ人のように何でもいかにいかにすればいいというふうな人もなきにしもあらずだと思ひます。ですから、そういう人の考え方があれば非常に強く伝わりまして、そうして無用に生産団体なり生産者を刺激したということも過去においてあったかとも思われますけれども、現在のわれわれの立場の者はそういう誤った考えは持っておりません。

○芳賀委員 次に、系統化の問題ですが、全国の全雑連の会員の分布状態を私たち検討しておるわけですが、主産地を中心にして、北海道は広大な面積の割に集荷業者の数は二百四、五十軒ということになっておるのでそれほど多くはないのですが、たとえば東北、特に青森県とか岩手県、山形県とか、中央に米で長野県あるいは愛知県とか、一つの行政府県の地区内において、たとえば一つの市の行政区域の中に、同業者が二十軒あるとか、はなはだしいのは三千軒もあるわけです。五俣扱っても集荷業者ということになるわけですが、そういうことになると思いいますが、同一市町村の中に同業者が二十戸あるいは三十戸もあるというふうなことになる、調整販売計画に参加することになると、系統化とか組織化はなかなか困難な事情があると思う。まず主産地を中心とした市町村段階においてはどうかと、あるいは都道府県段階はどうかと、最終は全雑連というところになるが、そういう機構上の問題については事前に検討されておると思いますが、その点はどうお考えですか。

○石井参考人 最初、この前の通常国会の法律案のときに、私どもの方といたしましては、先生の御指摘のようなことがありますが、あの場合はクーポンでございまして、農家からクーポンを集めてくるのは個人でよろしいが、これは組合の仕事の代行という形で個人でやってもよろしいということ、あの場合の登録取り扱い業者としては、個人でなして町村単位より組合にしてくれ、できれば町村単位よりももう少し上の段階の組合にしてほしい、こういうふうにお願ひしたわけなんです。しかし、実際の経済単位をいたしまして、北海道のような主産地では町村単位でもよろしいやうございませけれども、内地、特に愛知とか岐阜とか、生産の少ない県にいきますと、市町村単位でも経済ベースとしては合わないのじゃないかと思ひまして、できればそういうところは県単位の組合が委託を受けるということにいたしました。たくさんいます組合員は、今までの取り扱い実績を基準にいたしましたので、組合の手数料の中から按分で組合員に経費として払ってやる、こういう格好で、個々にばらばらで農家から買付けるといふ方法はとらないという考えであります。

○芳賀委員 次に、販売の形態ですが、これも政府原案では、法文ではこれは「売渡」又は「売渡しの委託」となっていますが、これは表現が悪いのであって、一般人に理解させるには「買い取り」とか委託販売とか、そういう表現の方が適切だと思ふのです。いやしくも販売調整計画を立ててその計画に基づいて調整保管あるいは販売を統一的にやるということになれば、これは実際上はやはり買取販売ではそのことはできないというところに当然なるわけでありまして、この点は岩下参考人も強調された点であります。全雑連としても、指定団体となつて調整計画を立てて、それを業務として行なうということになると、やはり原則は委託販売方式でやると、そうして、できるだけ組合の期待する方向に協力して、そういう善意な販売の努力というものが最終的には生産者の手取り価格を引き上げて、政府の支払ういわゆる不足払い、交付金の額をなるべく圧縮して、

国家的にも生産者の立場にもこれが寄与する、そういう結果をとるためには、当然これは委託販売方式が至当であると思ひますが、この点についてはどのように考へておられますか。

〔委員長退席、田口（長）委員長代理着席〕

○石井参考人 これは委託販売でなければ絶対にできないというのではないと思ひますが、それは委託販売でいくのが原則で適當であろうと思ひます。ただ、この際、特にわれわれの方として強調しておきたいことは、農家は、やはり、先で金がかちんと来るのがいいか、それとも、多少金が少なくていいから早くもらう方がいいかという、農家によって希望が違ふ場合がある。それから、あるいは府県産の大豆のように、益暮れに金が非常にほしい、こういうような農家の要望に対しては、われわれとしては自分たちの資金の範囲でできるだけそれにこたえていきたい。ですから、委託でありまして、できるだけ内金として相当十分にける程度に内金も払っていききたい、こうは思ひますけれども、内容的には、私の方もやはり原則は委託でやりたいと思ひます。

○芳賀委員 その点は明快になったか、いいと思ひますけれども、委託の場合には最終的な清算が出来るというところになるし、この場合やはり年間一期の清算ということが一番望ましいわけですが、集荷から清算に至るまでの間は当然指定団体が仮払いあるいはそういう措置を早期にとらなければ生産者に迷惑になるのです。たとえば、全販連の場合には、政府等があっせんして、中金の資金をその方にできるだけ満足に近い額を流すとかいう措置も講ぜられております。全販連の場合を申すと、それに似たような仮払いのための融資措置というものがやはり並行して措置されなければならぬ、これはわれわれも委託販売を原則にしてやっていく場合には當然であるというふうに考へております。

次にお尋ねしたい点は、法律を見られるとわかりますが、特に、法文の中には、生産者が販売した全量に対して政府がきめた交付金を交付するということにはなっていないわけであり、農林大臣が事前に一定数量というものを定めてしまふわけですね。ですから、實際販売に供される数量というものが農林大臣の定めた一定数量をこえる場合には、大臣のきめた一定数量にこれを局限するというのがこの法律です。全販連としても、全販連としても、そういうふうに限定された場合に、政府の定めた交付金を生産者全体に正確に支払うことができるかどうか、その点はどう考へるのですか。これは、岩下さんと石井さん、御両人から聞きたいのです。

○石井参考人 御質問の点は、ワクがはみ出た場合だと思ひますが、さようですか。——これは、ワクがはみ出ますと、確かに御指摘のようなことになるのじゃないか、こう思ひます。ですから、先ほど私が意見を申し上げましたときに、必要があればこれは農業団体と協定を結んでやうていこうということをお願いしましたが、こういう場合は、やはりお互いに譲るべきは譲つて、できるだけ農林大臣の指定のワクにきちんとはめるように努力をいたしたいと思ひます。しかし、これについて

ては岩下参考人はあるいは別な御意見があるかと思ひますが、私の方は、この際できるだけ謙譲の美徳を發揮したい、かように思ひます。

○岩下参考人 御指摘の問題は、先ほど申し上げた場合にも触れてあるのですが、今法案に示しておりますような、買い取りをもとにして、それから事前に調整計画の承認を申請してという場合、机上の見込み計画を承認申請を出す、そして、その複数の団体の数量をトータルして、大臣が勘案して数量がきめられた場合、結果としてその数量との食い違いが生じてくる。その場合、御指摘のように、ある団体はそのワク以上に数量があり、あるいはその他の団体はワク一ぱいであつたという場合には、今石井参考人の言われる協調するというワクがなく、一方の方向が満ち、一方だけ飛び出たという場合には、まさに、御指摘の通り、その団体に属する生産者は、按分されますから、交付金の準備が下がったものになる、こういう弊害が生じてくるわけでございます。

○芳賀委員 その場合、買取販売をやれば、これはどうしようもないですね。そこでも買取が終了してあるのですから、それに対して、はみ出したからあなたにはやるとかやらぬとかいうことはできないと思ひます。ですから、買取販売は法律的に見ても実行は不可能ということですね。委託販売の場合、たとえば実例を申し上げますと、政府はなるたけ少ない数量に限定する考えの上に立つておられるわけですが、たとえば数字をあげて十五万トンという一定数量を政府が定めた、その場合に、指定団体が実行した数量とい

うものは二十万トンに達したということになる、そこに五万トンの数量の差というものが出るわけですね。しかも、法律は、たとえば一俵について交付金を五百円ずつ生産者に渡せ、あるいは六百元渡せというところは、これは決定されて告示されるわけですね。ところが、五万トン数量が多いから、その五万トンはもうこのことができないものが出るといふことに当然なるわけですね。あるいは、販売につながつた生産者の数量に対して全部平等に均一に分けるといふことになれば、今度は大臣が一俵当たり五百円ときめたのがあるいは四百円ずつしか交付金を渡すことができないといふことになるわけですね。ですから、数量以上はこれを除外して、告示された交付金を渡すようなことに一体やれるかといふことですね。あるいは示された交付金を相当減額してみんなで分けるようなことが事実上できるかどうか。これは業務を取り扱う者の立場に立つて考へなければわからない点なんです。政府や役人がやれと言つたって、實際仕事をやる人にはできないものだと思ひますが、この点についてお考えを述べていただきたい。

○石井参考人 これは御指摘の通りだと私思ひます。ですから、そういうことのないように、あらかじめこれは協定していくよりほかには方法はないんじゃないかといふふうに私は申し上げたわけでございますけれども、これが協定ができない場合どうするかという点になりますと、これはやはりお互いに分けた範囲でもってプールして清算するといふ以外に方法がないと思ひます。そうしますと、御指摘のよう

し、買い取りとか委託とか、こういう扱いにいたしましたも、これは生産者団体が取り扱う場合と違つて非常にむずかしい。あるいは交付金が確実に生産者に交付されるかどうか、交付されなかった場合の補償の問題もいふん出てくるわけでありますが、そういう一連の運営の中で、私は、当面はこの農業団体が手不足で不十分な点があるかもしれないが、行く行くはこの全農連が後退するような方向に行くということが合理化の方向ではないか、こう思うのでありますが、これに對して、現実に扱つていく過程における交付金の交付しなかった場合の補償の問題とか、あるいは複数によるところの取り扱い方の問題とか、そういう問題を含めて所見をお伺ひいたしました。

○石井参考人 私どもの方の取り扱い業者の扱いによると、かえつて生産者団体のお扱いよりも中間経費がよいにかかるのではないかと、こういう御懸念と、それから、もう一つは、われわれの方の団体が扱った場合には、はたして生産者に対して正確に交付金が交付されるかどうか、こういう点だと思ひます。

第一の、われわれ取り扱い業者が中間経費を非常によいとるかどうかという点であります。これは、われわれの方が農家から買ひまして、そうして消費者に渡しますところの中間経費と、それから、農業協同組合が現在おやりになっておられますところの中間経費を比較いたしますと、大豆についてはわれわれの方が多少低いのではないかとと思つております。ただ、その際には、永井先生にあるいは誤解があると

いけませんから申し上げておきますが、これは大豆、なたねの問題でありまして、特に小豆、手亡のような取引所で上場されております品目につきましては、これは御指摘のように生産地の価格と消費地の価格との間に非常な差異が現在あります。しかし、これはわれわれの方の取り扱い業者がその間で利益を得たのではなくて、これは取引所の別の原因でもつてそういう現象が出てきたのであります。われわれの方としてはこれは全然関係のないこととでございます。その点は一誤解のないように御了承願ひたいと思ひます。それで、大豆、なたねにつきましては、そんな中間経費はわれわれの方にはかかつておらぬと思ひます。

それから、もう一つ、はたしてわれわれの機関を通じて場合に農家に正確に金が行くかどうかという御懸念であります。この点については、われわれは決して心配はいたしておりません。現在農業協同組合とわれわれの方とは同一歩調をとつてやつていくのでありますから、その間でもういふふうなおかしなケースというものは当然淘汰されるわけでありまして、同時にまた、農家がそういうふうな不徳な取り扱い業者に対して委託をたしてするかどうか。これが買ひ取りとかあるいはレミアムでもつければ別であります。が、委託ということになつてきた場合に、そういうふうな人を信用するかどうかというところから規制されるわけでありまして、御懸念は私はないと思ひます。

○永井委員 もし事故が起つた場合の交付金交付に對しての補償についてはどういう建前ですか。

○石井参考人 事故というのは、不可抗力の事故であれば別でございますが、あるいは組合の当然の責めに帰する事故で農家に迷惑を及ぼした場合に、われわれの方も、これは農業協同組合も同様でございますが、組合の責任において農家に補償をするなり、あるいはその責任を果たす、かように考へております。

○永井委員 岩下さんにお尋ねいたしますが、この法律では非常に幅があつて解釈が広い。具体的な取引につきの取り扱いというものは、もつともつと実際の面ではつきりさせなければならぬ点があるだろうと思ふのでありますが、今のこれを運用していくという場合において、価格も、標準価格、基準価格、あるいは素値取引、こういうようなことが少なくとも安心してやられるようなところまで問題の話し合ひが着目してあるのかどうか。さらにそういう点についてはつきりさせなければ、これだけの法律では安心ができないという状況にあるのか。この法案の運用にあつての取り扱いの実際面において不安であるという点を明確にしたい。

○岩下参考人 ただいま永井先生の御質問ですが、この前にも申し上げてございまして、現在の法案そのまゝでは、實際運用面に非常に幅があり、政令の内容等をもつと具体的に明示していただかないことには、どこへ行くのか行き先がちよつと明確につかぬなという不安を多分に持つておりまして、先ほど来各条各項にわたつて問題のおもな点を申し上げたわけでございますが、一番問題は、先ほど申し上げましたように、年間計画に乘らな

いで雨だれ式に物が出てくる。それが、歩どまりというか、行きついたところの結果であつたということで、あらかじめ計画が立てられない。まさに机上計画ということからスタートして、いふ場合、非常に實際と狂つて参りまして、真の調整販売という効果が生まれて参らない。ことに、複数の団体、——先回も申し上げましたように、団体の単位というものの考え方、区域、事業分置、そういうものによつて真に調整販売の効果の現われる規模の団体が対象の団体にならないと、一地方、一区域の団体がそれぞれの立場における計画を立てられた場合には、全体の計画の調和が乱れて、ねらいとするところをくずしてしまふ、こういう危険がございまして、先ほど申し上げたように、真の生産者の物がつかめないで還流するという危険も多分に心配されるわけで、そういう点を、がっちりとして、スタートから最終までの行方と、それに伴う代金及び交付金というものが真の生産者の手元に確実に渡る、こういう仕組みがもつと明確に規定される必要があるというふうなことを考へておるわけでありまして。

○永井委員 渡辺さんと鈴木さんにお尋ねしたいと思ひます。この法律は、貿易自由化による生産農家の犠牲を少なくして、暫定的な措置として、少くも堤防としてそれを阻止する、そして次の段階では国産大豆の生産を進展させる、こういう積極的な意図が流れてゐるのではなくて、貿易自由化によつて打撃を受ける、だから、言ひわけのように暫定措置を作つて、そして、一定の時期が過ぎたら、もうこれは時期が過ぎたのだからと野

放しにして、その犠牲はほかかぶりしよう、こういう消極的なもので、言ひわけのように時間的に糊塗しようという、こういう意図が底流してゐる、こういうふうな思ひわけであります。そういう立場からいいますと、この暫定期間が過ぎたら非常に危険だということと、それから、實際の取引の面において、こういうものであればもう具体的にいじめつけられる、こういう心配がある。そして、価格にしても、すでに、三十五年産については三千二百円が保障されたのが、三十六年産については、今のところ三千二百円で、諸物価が上がつてゐるときに逆に一俵について百八十円から切り下げられてゐる、こういう現実がある。ですから、国産大豆の生産を強化し発展させるためにはどういふことが必要か、この法案の中にどういふことを織り込むことが必要か。そして、今、言ひわけのようにより白芽の大豆を試験的にやつて、これを強化していくのだということをして、言ひわけですが、この白芽の大豆の生産についての見通しをどういふふうにお考へになつてゐるか。それから、現在国産大豆は四十トン内外だろつと思ふが、この制度の中において現状のままではいくならば、これが増産の方向をたどるか減産の方向をたどるか、その見通しについてお尋ねしたい。

○渡辺参考人 基本的には、私どもは、何と申しましたも、国内における大豆なりなたねの需給状況から見ると、その過半が輸入に依存してゐるという実態を見きわめまして、この大豆なりなたねが日本の畑作には立地的に不向きであるというのならばいたし方がないのであります。これはやはり将来

非常に有望視すべき重点的な作物の一つとしてあげることができると思いますが、従いまして、その七割なり八割を国内需要の不足分として輸入に仰いでおるといふ事態、これを少なくともやはり生産に適する限りは国内で生産すべきであることは当然の建前であらう。ばならぬと思ひます。従いまして、そういう一つの国内自給度の向上をはかるといふことを前提としますならば、やはり、この貿易自由化のありしにさへされて大豆なりなたねの価格というものをまず生産費に見合うようなものを保障してもらつたとともに、やはり、生産についていろいろな品種の統一あるいはその規格の統一によって市場価値を高めるといふ問題が大切である。そういう点が、わが国の農業におきましては、水稲なりあるいは養蚕というように長い年月を経、資金を投下された技術の革新というものが畑作についてはきわめて乏しい。大豆についてもそういうことが言えるわけであり、そので、こういう非常に大きな国内の需要に対して輸入に依存しておるようなものを脚光を浴びせる意味におきまして、一つの技術というものをもちと積極的に政府の施策の中に据え置いていただく必要があろうかと思ひます。また、それらを受けて、われわれ自主的な農業協同組合といふものは、その機能を發揮して、みずからの努力と相俟って、この大豆、なたねを国内自給によって解決する、また、その間における生産性の向上によって国際競争力を保持し得るまで、やはり大豆、なたねにおける貿易自由化のありしを国の施策で防衛していただきたいというのが私の念願であります。

○鈴木参考人 先ほど、私、意見開陳の際にそのことを申し上げたわけですが、法律の中には当分といううなことが書いてあります。しかしながら、その導火線は確かに貿易自由化が導火線になりましたが、農業基本法でも言われておるうちに、日本の農業なり北海道の農業を發展させるそのために、北海道は特に畑作においては豆が気候的にも適しておるわけであり、また、そういう面から、この大豆につきましては、私どもは一昨年からいよいよ増産運動を提唱いたしまして、技術の講習なり、あるいは地域を設定して共助会やら、あらゆる面を通じて行なつて、多少なりとも成果をあげておるわけであり、しかしながら、この成果をあげるには相当の期間を要するのじやなからうか。そういうような意味から、あの基本方針については、大豆並びになたねの増産確保、これは耕作者の経済が確立するまでやっていただくようにしなければならぬ、こういうことを申し上げたわけであり、す。

○永井委員 私のお尋ねしたのに答弁漏れがあるわけですが、現状の施策の上で立てば、現在四十万トン内外の国内大豆があるわけですが、これが増産の方向に向いていくかどうか、減産の方向をたどるかどうか、こういう見通しにつきましては、岩下さんからも御答弁願いたいと思ひますが、鈴木さんからも……。

○岩下参考人 お尋ねの増産の方向かどうかという問題は、大豆につきましては、今までの経過は、横ばいまたはやや面積が減少するという傾向をたどっており、なたねにつきましては、数年前には二十万町歩の作付があり、現在は二十万町歩を割っており、現在では二十万町歩を割っており、こういう状況になっております。このことは、価格が非常に上がり下がりが激しい、ことに、なたねのごときは、前年安かった翌年は面積が非常に減少し生産が撤退しておる、こういうことが非常に顕著に統計上現れております。このことは、傾向といいたしましては大豆においても同様のことと言へるわけですが、大豆の場合は、ローテーションの関係から、価格が多少不利であっても作付をしなければならぬというような関係も織りまぜて、その傾向は顕著には現れておりませんが、一応そういう傾向にあるといふことは言えるわけですが、今までの御意見が出ておりますが、今までの政府として生産の合理化の施策はほとんど講じていなかったと言つて差しつかえない程度でございしますが、幸いにして、そういうことであったが、今後この自由化を機にして生産の合理化をはかるならば、技術の進歩は相当水準も高くなつておるので、これを農家に普及し徹底をはかるというところによって、相当の効果をあげることは期待できるわけではございません。で、先ほど来お話が出ておりますように、相当大量の需要があるもので海外にこれを依存しておるといふことでございまして、大豆の作付の増加及びなたねの栽培面積の確保と生産の合理化による増収をはかつて自給度を高めたい、ということとは、申し上げるまでもなく、国の施策として積極果敢に取り入れていただきたいわけではございますが、申し上げるまでもなく、農業生産の合理化はなかなか一朝一夕にして達成し得るものではございませんので、この法案にいわれております政府の定める基準価格というものが、ことしから来年にかけて相当がくがくとして価格が下がっていくというようなことでありますれば、とうてい生産の合理化は追いつかないので、面積の減退と収穫量の減少ということが出て参りますので、この点は、農作物の特性から、相当期間にわたつて保護価格をとつていただいて、そう一年々下げる方にいくることをしないように御配慮を特にお願いを申し上げたいと確保できない、こういうふうに考へるわけであり、す。

○鈴木参考人 現在までのような政府の生産政策でありましては、私は、大した狂いがないのではなからうかと思ひます。しかしながら、積極的な生産改善対策を講じたならば、伸びるだろうと予想をいたします。しかしながらこれはほんとうにやるかやらないかの問題だと思ひます。現に私も多少ずつ

やっておりますが、多少ずつ伸びております。であります、今までは、豆類のような試験研究でも、いろいろな技術面でも、ほんとうにやりっぱなしでありますので、このような状態ならば伸びていきません。でありますので、私どもは数年前から早急に価格対策の問題と生産改善対策の問題を強く政府に要請をしておるような次第であります。

○田口(長)委員長代理 川俣清君。

○川俣委員 参考人の方に時間をさいていただくことは非常に恐縮に存じますが、もう少しごしんぼうを願へるかどうかが、それを先に聞いておきたい。がまんしていただけますか。——それは、できるだけ簡潔に申し上げたい。

大豆、なたねは麦類にかわる畑作物として大いに助成をしなければならぬと言われております。私が言うのではない。世間で言われておる。また、転換作物として取り上げられておるわけですが、大豆、なたねのそういう考え方からすれば、大豆、なたね等の振興助成法というものが考えられなければならぬと思ひます。今度の交付金暫定措置法なんというところでごまかされておつたのでは、転換作物として發展できないと私は思うのですが、参考人の方々はどうかお考えでございすか、お尋ねをいたしたい、こう思ふのです。

特に、大豆は国内の植物性蛋白質の大宗でございまして、なたねはまた国内の油脂資源の基礎でございまして、こうした点から将来の食改善のために努力をしなければならぬとたいだい大きい声で騒がれておるのにかかわらず、

すので、どういう意味か、私のとった意味を聞いて、それが了解されれば私の見解を申し上げます。といいますのは、大豆、なたねの生産振興法の方は、いいんじゃないか、こういうような簡単な言葉であります、その内容は、もう少し砕いて申し上げますと、私はこういうようにとっているわけであり、ます。生産振興の問題と流通の問題、大きな面では価格等も含めた流通の間

というものはどういう作用をするかという、これは商品化率を高めるもの

ば、これは上場からおろしまして、やはり、さっきお話になりましたよう

十分御審議の上御修正をお願いしたい、こういうふうに思います。

○川俣委員 もう少しちょっと時間を
かして下さい。

私は、この改正法によって市場の人々
はどう考えるであらうかということでは
いろいろ問ひ合わせたいと思います。こ
ろが、これはかつて通常国会のおりで
ございまして、これによって非常に
まみが出て取引数量がふえるという見
方の人と、相当値幅がなくなつてしま
うという見方の人とが市場にあつ
たわけでございます。ある程度価格が
安定して相対的にはまみがあるとい
うことは、投機の対象になり得るとい
う考え方が出ておるわけです。そうい
たしまするといふと、価格の安定とい
うことと、投機の対象になるというこ
とは逆なことでございます。投機の
対象になるということは価格の変動を
見越してのものでございまして、価格
の安定というのは、できるだけ動揺の少
ない、高低の少ないことが望ましいとい
うことになりまして、生産者から
言へばできるだけ高いところで動かな
いことを願ひしておる。消費者から言
へば低いところで動かないことを望む
といふことになりまして、特に、加
工業者は、とうふにいたしましては、
みそにいたしましては、とうふなどは
割合に早く加工される、商品化され
るものでございまして、みそ、
しょうゆになりますといふと、相当
の年月を要するものでございまして、
価格の不安定はこれらの加工業者を不
安定ならしめて、消費者にそのはね返
りが来るのであります。農林省が、み
そ、しょうゆについては絶対上げない
といふことを宣言いたしましたけれど
も、ほかのことは割合にうまくいった

けれども、これだけうまくいかない
のはなぜか。こういう点について、あ
なた方日夜いろいろ苦労されておるこ
とはもうお察し申し上げます。あなた
方を責める気は一つもないのですけれ
ども、政府にだまされて、あとでへそ
をかむようなことがあつたのでは申し
わけないのじゃないかと私は思います
ので、声を大にして実はお考えを
承つて、責任も一つ明らかにしておい
ただきたい、こういうことなんです
です。ですから、これはどうも商品市場
から取り除くということが好ましいの
ではないかと思うのですが、もう一度
一つ答えていただきたい。

○岩下参考人 今、川俣先生のおつ
しゃるような市場価格の問題は、基準
価格以下で形成されるという点につ
いては、これは大体突発事故がない限り
において基準価格以上の市場価格はな
い、こういうふうに出ておる。生産者
といふことは、対消費者との関連、
それから、もう一つは対政府との関
係、こういう二つの作用に反映して参
るといふことになると思ふのですが、
従つて、私どもとしましては、基準価
格の水準線がどこに形成されるかとい
うのが一にかかつて生産者農民の関心
の的でございます。市場の価格は上
がり下がりがありまして、激しくな
り下がりがある時期と端境期との差
が、年間、出盛り期と端境期との差
がそれほどなくなるような需要に見合
う供給をはかつていきさすれば、価
格の上がり下がりにはそれほど大きな
幅でなくて実現し得る。それで、もし大
きくフラクチュエイトするといふこと
でありますれば、これは海外の大豆の
市況に左右される、こういうことにな

ろうと思ひますので、この点は、でき
るだけ、高いにしろ安いにしろ、なる
べく上がり下がり幅を少なくして、
需要家が安心して使用できる、こうい
うことを実現し得れば非常にけっこう
だ。そのことは政府自身の負担もまた
軽くなることでもありますわけですが、
市場価格が安くなるがゆえに基準価格
を引き下げるといふことがあつては、
生産者が非常に不安になりますので、
この点は十分に御配慮を願ひたいと思
ひます。

○川俣委員 もう一点だけで終わりた
いと思ひます。
それは、農安法に基づく価格の算定
でございますけれども、従来なぜこれ
を用いないかといふと、実情に合わない
からと称しまして実際はこれを使わ
ない傾きがございまして、今問題になり
ました基準価格にいたしまして、市
場の形成に支配されるという非常に大
きいといふところから私は申し上げた
のであります。この考え方によりま
すと、農産物価格安定法の算定方式、
これを今までは使わなかつたので、今
度はこれは使うといふのですが、そこ
なんですね。都合が悪いときは使わな
い。今度は使うといふのですけれど
も、またこれは現状に合わないとい
ふことで使わなかつたことになるかもし
ない。そうすると、基準価格といふもの
は非常に不安なものであるといふふう
に思ふわけですから、だから、その価格
に対して交付金を払うといふ考え方な
く、生産助成といふか、生産を刺激
するようないわゆる助成策をとつて、
その結果生産費が安くなったんだから
価格についてはそれほど苦労しなくて
もいいといふ助成策が先にならなけれ

ばならぬじゃないか。価格で生産助長
をするといつても、大豆、なたねの場
合はなかなかうまくいかないのじゃな
いか。作りなれた米であるとか麦であ
れば、これは価格政策によつて生産を
助長することは困難ではございませ
んけれども、大豆、なたねは、先ほど御
説明のあつたように、技術的にもお
くれておるのです。生産性を高めて
いかなければならぬ、技術指導をして
いかなければならぬといふことで生産
費の点に全力をあげていくといふこと
になりますと、価格の点については
それほど心配をしないでもよろしいの
じゃないか。今逆に価格で生産を助長す
るといふことは、大豆、なたねにつ
いては適切な方策じゃないのじゃない
か。そう考えるといふと、この法律案は
出直して行くべきだといふ御意見にな
るであらうと私は想像する。私が参考
人であれば、この法案は出直すべきで
ある、こういうふうになると思ふけれ
ども、岩下さんも渡辺さんもういふん
苦勞しておられるから、そう言いた
いけれどもここは場所が悪い、こうい
うことであれば遠慮して聞いてもよろ
しいといふのでありますが、ほんとにさ
うじゃないのでしょうか。

○岩下参考人 さいぜんから申し上げ
ますように、生産の合理化に主力をそ
そいで、国際価格の競争に耐え得ると
いふ時期を一日も早く実現するとい
ふことが私どもの念願であることは申
し上げるまでもございせんが、先ほど
来申し上げるうちに、それには相当長
期の日子を要するといふことを覚悟し
なければならぬ。その際に、AAは
すでに七月から実施されてしまつて、

現実に大豆、なたねは下がつておるわ
けであります。これを保護するといふ
価格政策も当然ないと、生産の合理化
施策だけを十年待つておるわけには参
らぬ。そういう足もとの切実さがあ
りますので、価格の保護政策もあわせて
当面実施してもらわなければ、農民は
作付放棄より方法がない、こういうこ
とになつてくるわけでありまして、
○野原委員長 これにて参考人各位に
対する質疑は終了いたしました。
参考人各位に一言ごあいさつ申し上
げます。今日は御多忙のところ御出
席をいただき、きわめて貴重な御意見
を長時間にわたりお述べいただきまし
たことは、まことにありがたいこと
でございます。この際厚くお礼を申し
上げます。
この際暫時休憩いたします。
午後八時三十分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らな
かった〕